

令和5年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和5年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（5月29日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第3号～報告第7号及び議案第29号～議案第38号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	12

第2号（5月31日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	13
○議会事務局職員	14
○開議の宣告	15
○諸般の報告	15
○一般質問	15

11番 木野 広宣 君

窓口業務について	16
带状疱疹ワクチン接種について	23

12番 古川 洋一 君

脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現に向けた取り組みについて	27
------------------------------	----

異業種のコラボ事業について……………	33
17番 遠藤 実君	
自治会制度の在り方について……………	37
少子化対策のさらなる充実について……………	44
ふるさと納税について……………	48
15番 笹島 猛君	
ごみ問題の現状と対策について……………	52
高齢者支援について……………	60
3番 小池 正夫君	
那珂市においてのがん対策について……………	69
那珂市の防犯対策について……………	76
16番 君嶋 寿男君	
国や県に対しての要望活動実績について……………	80
高齢者の安全運転対策について……………	87
○散会の宣告……………	90

第 3 号 (6月1日)

○議事日程……………	91
○本日の会議に付した事件……………	91
○出席議員……………	91
○欠席議員……………	92
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	92
○議会事務局職員……………	92
○開議の宣告……………	93
○諸般の報告……………	93
○一般質問……………	93
8番 富山 豪君	
子育て支援について……………	94
9番 花島 進君	
救急体制について……………	103
IT利用教育ツールの利用などについて……………	106
給食費、ランドセルの無償化について……………	109
合併浄化槽の現状について……………	110
額田地区コミュニティ広場について……………	112
ひまわりタクシーの利用状況について……………	112

国道の整備について……………	1 1 4
2 番 原 田 陽 子 君	
移住定住促進における空き家バンクについて……………	1 1 6
生成A I の活用について……………	1 2 1
1 番 寺 門 勲 君	
職員の交通事故対策について……………	1 2 5
那珂聖苑の補修工事について……………	1 2 9
那珂核融合について……………	1 3 1
5 番 石 川 義 光 君	
高齢者の孤独死について……………	1 3 3
ごみ出し支援の経過について……………	1 3 6
1 0 番 寺 門 厚 君	
太陽光発電設備設置及び管理運営について……………	1 3 9
活力ある農業の振興について……………	1 4 3
地域資源を活かした観光の振興について……………	1 5 2
市道の冠水対策について……………	1 5 6
○議案等の質疑……………	1 5 7
○議案の委員会付託……………	1 5 7
○請願の委員会付託……………	1 5 8
○散会の宣告……………	1 5 8

第 4 号 (6月16日)

○議事日程……………	1 5 9
○本日の会議に付した事件……………	1 5 9
○出席議員……………	1 5 9
○欠席議員……………	1 6 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 6 0
○議会事務局職員……………	1 6 0
○開議の宣告……………	1 6 1
○表彰状伝達式……………	1 6 1
○諸般の報告……………	1 6 4
○議案第29号～議案第38号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	1 6 4
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 6 9
○議員派遣について……………	1 7 0

○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	170
○閉会の宣告……………	171
○署名議員……………	173

那珂市告示第 8 3 号

令和 5 年第 2 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 2 2 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 5 年 5 月 2 9 日 (月)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和5年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期19日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	5月29日	月	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	5月30日	火		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	5月31日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問(木野、古川、遠藤、 笹島、小池、君嶋)
第4日	6月1日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(富山、花島、原田、 寺門勲、石川、寺門厚) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	6月2日	金		休会	(議事整理)
第6日	6月3日	土		休会	
第7日	6月4日	日		休会	
第8日	6月5日	月		休会	(議事調査)
第9日	6月6日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	6月7日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	6月8日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	6月9日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第13日	6月10日	土		休会	
第14日	6月11日	日		休会	
第15日	6月12日	月		休会	(議事整理)
第16日	6月13日	火		休会	(議事整理)
第17日	6月14日	水		休会	(議事整理)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	6 月 1 5 日	木	午前 9 時 3 0 分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前 1 0 時	全 員 協 議 会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後 5 時まで)
第 1 9 日	6 月 1 6 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	寺門	勲君	2番	原田	陽子君
3番	小池	正夫君	4番	萩谷	俊行君
5番	石川	義光君	6番	關	守君
7番	大和田	和男君	8番	富山	豪君
9番	花島	進君	10番	寺門	厚君
11番	木野	広宣君	12番	古川	洋一君
13番	勝村	晃夫君	14番	武藤	博光君
15番	笹島	猛君	16番	君嶋	寿男君
17番	遠藤	実君	18番	福田	耕四郎君

不応招議員（なし）

令和5年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（5月29日）

令和5年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年5月29日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程・説明
- 報告第 3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 4号 令和4年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6号 令和4年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 7号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算事故繰越計算書について
- 議案第29号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第30号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第31号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第32号 専決処分について(令和5年度那珂市一般会計補正予算(第2号))
- 議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)
- 議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 寺門 勲 君

2番 原田 陽子 君

3番 小池 正夫 君

4番 萩谷 俊行 君

5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	勝村晃夫君	14番	武藤博光君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊莊一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	渡邊勝巳君
教育部長	小橋聡子君	消防長	小田部茂生君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 局長	澤畠克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤裕一君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者の名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

本日の議事日程は別紙のとおり、お手元に配付をしております。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類及び監査委員から提出がありました令和5年3月から5月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、富山 豪議員、9番、花島 進議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月16日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月16日までの19日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会古川洋一委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第3号～報告第7号及び議案第29号～議案第38号の一括上 程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、報告第3号から報告第7号及び議案第29号から議案第38号まで、以上15件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、今月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行したことに伴い、感染者数の全数把握が終了し、インフルエンザと同様の定点把握に変更となりました。令和2年に国内で感染者が確認されてから、3年4か月が経過しましたが、この間は緊急事態宣言の発令や行動制限、ワクチン接種の実施、さらには東京オリンピックの1年延期など、誰も経験したことがない、まさに未曾有の事態でございました。このような中、市民の皆様、事業者の皆様、そして医療・福祉関係の皆様におかれましては、感染防止対策に多大なるご理解とご協力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます。

今回の5類移行により、感染対策は個人の自主的な取組が基本となっておりますが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではございません。新たな集計法による感染者数を見ますと、一時期のピークに比べれば低い水準にあるものの、緩やかな増加傾向にございます。引き続き、感染者数の推移を注視しながら、各種イベントの実施や学校行事の再開、

まちのにぎわい創出など、社会経済活動の活性化についても積極的に推進してまいりたいと存じますので、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和5年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等についてご説明を申し上げます。

議案等のうち、報告が5件、議案として専決処分に係るものが4件、条例の一部改正が3件、令和5年度一般会計補正予算が1件、その他が2件の計15件でございます。

続いて、それぞれの概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告でございます。

報告第3号をお開き願います。

報告第3号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和4年11月30日に杉地内で発生した、相手方が運転する車両が、舗装路面にある穴ぼこに気づかず走行したところ、左側前輪のタイヤを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第4号をお開き願います。

報告第4号 令和4年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

個人番号カード交付等事業、出産・子育て応援給付事業、総合保健福祉センター管理事業、子育て世代包括支援センター事業、しどりの里管理事業、農業者緊急応援事業、木崎地区地籍調査事業、冠水対策推進事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）、菅谷飯田線道路整備事業、小学校施設整備事業、小学校感染症臨時対策事業、中学校施設整備事業、中学校感染症臨時対策事業、図書館管理事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第5号をお開き願います。

報告第5号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道事業負担金について、県事業の繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第6号をお開き願います。

報告第6号 令和4年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

いい那珂協力隊推進事業に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第7号をお開き願います。

報告第7号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算事故繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道事業負担金について、県事業の事故繰越額が確定したので、事故繰越計算書を提出するものでございます。

次に、議案でございます。

議案第29号をお開き願います。

議案第29号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行したことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、個人市民税については、共通納税税目拡大にe L-Q R記載様式を追加する改正、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長、一定条件の土地を認可を受けた事業者に譲渡した場合の長期譲渡所得の特例の延長となります。法人市民税、たばこ税については、共通納税税目拡大に伴うe L-Q R記載様式を追加する改正となります。軽自動車税については、種別割の税率を軽減するグリーン化特例の適用期間の延長となります。固定資産税については、長寿命化に資する一定の大規模修繕を行ったマンションに係る、固定資産税の減額措置の創設となります。他に関しては法律改正に伴う項ずれへの対応でございます。

続いて、議案第30号をお開き願います。

議案第30号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、法律改正に伴う項ずれへの対応でございます。

続いて、議案第31号をお開き願います。

議案第31号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基準額の見直し等について改正するものでございます。

続いて、議案第32号をお開き願います。

議案第32号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号））。

予算総額に歳入歳出それぞれ5,434万1,000円を追加し、228億9,331万円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費については、個人番号カード交付等事業において、マイナポイントの申込期限が令和5年9月末まで延長となったことに伴い、事務員派遣に係る手数料を増額するものでございます。

民生費については、子育て世帯生活支援特別給付金事業において、国による低所得のひと

り親世帯等への児童1人当たり5万円の給付に係る扶助費等を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものでございます。

続いて、議案第33号をお開き願います。

議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年延長するものでございます。

続いて、議案第34号をお開き願います。

議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年延長するものでございます。

続いて、議案第35号をお開き願います。

議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、個人市民税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、課税及び徴収方法について規定する改正、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する改正となります。軽自動車税については、特定小型原動機付自転車を追加、不正を行った自動車メーカーを納税義務者としてみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更、ほかに関しては法律改正に伴う項ずれへの対応でございます。

続いて、議案第36号をお開き願います。

議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億1,963万2,000円を追加し、232億1,294万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、コミュニティ助成事業において、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に係る補助金を増額し、らぼーる改修事業において、屋根等の改修に係る工事請負費等を計上するものでございます。

民生費については、生活保護総務事務費において、生活保護基準の見直しに伴うシステム改修の委託料を計上するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、個別接種促進のための医療機関への交付金を計上するものでございます。

土木費については、都市計画総務事務費において、上菅谷駅前地区土地区画整理事業清算

金の未納分回収に係る公売手数料等の経費を計上するものでございます。

教育費については、小学校の教育用コンピューター管理事業において、学級数の増加に伴う教育環境整備のための備品購入費等を計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金、諸収入、市債を増額するものでございます。

続いて、議案第37号をお開き願います。

議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）。

西消防署配備の消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第38号をお開き願います。

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）。

消防団第6分団第1部配備の消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時20分

令和5年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（5月31日）

令和5年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年5月31日(水曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君
15番	笹島 猛 君	16番	君嶋 寿男 君
17番	遠藤 実 君	18番	福田 耕四郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	渡邊 莊一 君
総務部長	玉川 一雄 君	市民生活部長	平野 敦史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	渡邊 勝巳 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	小田部 茂生 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局長	澤 畠 克彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤 裕一 君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日6月1日は通告7番から12番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についてもご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 木野広宣君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、木野広宣議員。

質問事項 1. 窓口業務について。2. 带状疱疹ワクチン接種について。

木野広宣議員、登壇願います。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 改めましておはようございます。

議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、窓口業務について質問いたします。

国においては、令和3年9月にデジタル庁が創設され、社会全体のデジタル化を推進しようとしております。そこでは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」がミッションとして掲げられ、利用者目線できめ細かい対応をし、誰もが、いつでも、どこでもデジタル化の恩恵を享受できる社会実現を目指しております。

デジタル手続法の中には、デジタル技術を活用して行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めるとしております。

その中でも、デジタル技術を活用して推進していく基本原則として、1つ目がデジタルファースト、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、2つ目としてワンスオンリー、一度提出した情報は二度提出することを不要とする、3つ目としてコネクテッド・ワンストップ、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すると大きく3点が国より示されております。

さらに、全ての人が情報通信技術の恩恵を受けられるよう、様々な格差の是正を図るための必要な施策を講じなければならないとなっております。地方公共団体等においては格差是正の取組を努力義務としております。

さらに、書かない窓口を推進する一つの目的として、デジタルの活用により市民の利便性の向上が図られることにより、各種行政手続を積極的にオンライン化することで市民の市役所への来庁負担を減らすことから、市役所窓口に行かなくてもよい市民サービスを提供することも重要なところであります。

書かない窓口は、文字どおり、手続に必要な申請用紙の記入が不要になる窓口のことで、各自治体でも導入が進んでおります。導入自治体からは、窓口に来ていただいた方の記入時間や待ち時間が短縮されるとともに職員にとっても処理時間が短縮され、作業の効率化が進むという結果もあります。多くの導入自治体では出ている状況であります。

書かない窓口の普及にもう一つ必要であるマイナンバーカードになります。マイナンバーカードは全国で約7割の方が交付を受けている状況になっておりますので、那珂市においての交付状況と交付率向上に向けた施策についても併せてお聞きしたいと思います。

ほかにもこういうチラシがありまして、これは市民課のほうで頂いたんですけども、マイナンバーカードをお持ちの方ということで、こういうチラシなんかもありますので、市民の方はぜひこういうのを利用していただきたいと思います。

2023年2月6日からスタートしたマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます。詳しい内容は先ほどのチラシでもよく分かります。ぜひ市民の皆様にも周知していただければと思います。

以上を踏まえまして、最初に、那珂市においての書かない窓口の運用状況についてお伺いいたします。

那珂市の書かない窓口はどのようになるのか、また、運用状況は現状ではどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

当市の書かない窓口については、手続先の案内や申請書の作成を支援する窓口を予定しています。窓口を設置する端末を市民の方が操作し、家族構成などの質問項目を選択していくと手続窓口の順番が分かる一覧表が印刷され、併せて各窓口で使う申請書の作成ができます。

書かない窓口の運用状況については、運用開始に向け端末などの機器を調達し、運用方法や手順についての取決めを進めているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 現在は機器の調達や運用について検討されているということで、那珂市としても進められている状況が分かりました。

次に、書かない窓口を導入することにより、市民へのメリットについてはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民へのメリットについては、転入転出の手続では、国民健康保険や児童手当など複数の部署に行く必要がありますが、一覧表が印刷されることで手続先が分かりやすくなります。この一覧表には取扱いの窓口や手続内容、必要なもの、注意点がまとめられており、手続の漏れを防いでくれます。

また、各窓口では申請書が印刷されますので、申請者は署名欄の記入だけとなり、申請書作成の手間が軽減されます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに見て分かるということは、私もそうですが、やっぱり市民の方にとっても一番大事だと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、書かない窓口を導入することで、行政側のメリットについてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

行政側のメリットについては、来庁者に世帯構成などの確認項目を事前に選択回答していただいたことで、必要な手続を自動判定できますので、職員の業務経験を問わず、確実な情報に基づいた案内ができます。

また、転入手続の際に、氏名や住所などの基本情報や本人確認書類を関連する課の職員に画面上で通知することで、申請者が各課へ手続に来る前に準備ができ、また、手続先ごとに行っていた確認作業が不要となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに今までは各課ごとに確認されていたことが事前準備で対応できるということは、確認作業の手間イコール時間短縮になるわけですから、市にとっても画期的なことだと思います。職員の負担を考えるとすばらしいことだと思います。

次に、庁内で運用方法について準備中とのことですが、具体的にいつ頃からの運用開始になるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

運用開始については秋頃を予定しています。日程が決まりましたら、広報やホームページ、窓口の掲示物などでご案内を考えております。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。本来であればもう少し早く運用開始をしていただくと助かると思います。ぜひご検討していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、マイナポータルについてお伺いいたします。

マイナポータルは、スマートフォンなどにより、子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請などワンストップのサービスを提供するものであります。行政機関等が保有するご自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容なども確認することもできます。

なお、一部の機能のご利用にはマイナンバーカードが必要となります。その中でも、引っ越しに関する様々な手続のオンライン化・ワンストップ化の実現に向け推進している引っ越しワンストップサービスの取組として、令和5年2月6日から全ての市町村で、マイナポータルを通じた転出届の提出手続や転入予定の市区町村への来庁予定の連絡、転入予約のサービスが開始されました。これに伴い、那珂市においても、インターネットに接続されているスマートフォンなどから住所変更に係る手続の一部が可能となりました。

マイナポータルでは、国民の個人情報を一元管理するためのポータルサイトで様々な行政手続をオンラインで行うことができるサービスになっております。スマートフォンなどからマイナポータルにログインし引っ越しの手続を選択し、案内に従って手続することで転出届

を提出することもできます。

以上を踏まえまして何点か質問させていただきます。

令和5年2月6日から、転出に伴うマイナポータルを通じたオンラインサービスの手続が開始されたと聞いておりますが、具体的にはどのような方法での手続となるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、2月に開始されたサービスについては転出転入手続のみとなっております。オンラインによるサービスで、個人のパソコンやスマートフォンから転出届と転入手続の申請ができるようになりました。

本人がサイトで引っ越し日や住所、引っ越し人、来庁予定日などを入力して申請し、受付が済むとサイトから完了の旨がメールで通知されます。申請の進捗状況や転入手続で来庁する予定日、持参する物などはこのサイト上で確認ができます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、引っ越し先の市町村での手続についてはどのような手順になっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

マイナポータルを利用した場合の転入手続の流れについてご説明をいたします。

予約日にマイナンバーカードを持って引っ越し先の市町村に出向いて転入手続をします。マイナポータルを利用する転入手続では、オンライン申請の際に、引っ越し先の市町村に転入予約の連絡と転出証明書情報が事前に送信されておりますので、申請書の記入は不要です。

転入手続が済みましたら、マイナンバーカード表面の記載事項とカード内の住所データを更新します。住所が変更になると、カード内の署名用電子証明書は使えなくなりますので、新しい署名用電子証明書を発行します。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、家族で引っ越しをする場合には家族一緒での手続を行うことが可能なかどうかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

同一世帯の家族が引っ越しする場合は、引っ越しをする人の中に有効な利用者用電子証明書と署名用電子証明書が記録されたマイナンバーカードを持った方が1人いれば、家族分と一緒に手続することが可能となります。

なお、家族の方それぞれのマイナンバーカードの表面の記載事項と住所データの更新をしなければなりませんので、引っ越しする全員分のマイナンバーカードの持参をお願いいたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、引っ越し前の市での転出届以外の行政手続についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

転出に伴う手続については、国民健康保険や介護保険、マル福、児童手当など個人によって様々ですが、窓口に出向く必要があるもの、郵送でもできるものなど、手続方法は従来どおりとなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、マイナポータルを通じたオンライン手続では具体的にどのようなものが必要なのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

オンライン手続に必要なものについては、マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンなどの機器、有効な電子証明書が登録されたマイナンバーカード、利用者用電子証明書及び署名用電子証明書の暗証番号、新しい住所が分かるものなどが必要となります。

マイナポータルの利用でご不明な点があれば、マイナンバーカード総合フリーダイヤルまたは本市市民課へお問合せを願いたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、県内のマイナンバーカード交付状況を比較すると、市の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

マイナンバーカードの交付状況については、令和5年4月末時点、県内の交付率平均が69.3%、本市は65.9%と県の平均を3.4ポイント下回っています。

申請を済まされている方は、81%に達しておりますので、受け取りが進めば約8割の方が

マイナンバーカードを持つ状況となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに前回のときにはかなり低かったということですが、今回は各自治体と同様に上がっていくのかなと思います。

次に、マイナポータルを通じたオンライン手続の利用率の向上を図るためにも、市民の皆様に対してどのような利用促進を図っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及については、これまで市役所窓口での申請のサポート、商業施設や各地区のコミュニティセンターでの出張申請のサポートを行ってきました。これらを継続するとともに、今後は、希望する職場や地域に市の職員が出向き申請の受付をまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 続きまして、マイナンバーカードの交付率向上を図るためにはどのような対策を行っているかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

マイナポータルの引っ越しサービスは、始まったばかりということもあり、利用は5月時点までで87件にとどまっており、利用は高いとは言えません。このサービスは、多くの方が利用することで、混雑が緩和され、待ち時間が軽減されるなどサービスをスムーズに受けられることとなります。もちろん行政の事務の効率化にも大きく資するものとなります。多くの方に利用いただけるよう、マイナンバーカードを交付する際をはじめ、ホームページなど、機会を捉えて利用のご案内をまいります。

この機会に、引っ越し手続での注意点をご案内させていただきます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、引っ越し日から14日以内に引っ越し先の市区町村窓口で転入の手続を済ませてください。期間を過ぎますとマイナンバーカードは失効してしまいます。これはマイナポータルを利用して申請していなくても同じこととなります。失効しますと、再交付を申請する時間や費用だけでなく、これから保険証として利用する際にも支障が出るものと考えられます。引っ越しなどをする際は、14日以内の住所変更の手続を忘れないようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

最後に、市長は、実績の中で、「おくやみデスク」の設置をワンストップサービスでとりましたが、私が提案している書かない窓口の要望に対してはどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 木野議員からは、書かない窓口、役所でも今、取組中でありますけれども、議員からももう少し早くという指摘がありました。

そして、マイナンバーカードの交付につきましても、議員の皆様にも本当にお世話になりまして、役所一丸となって取り組んできまして、一定の交付率に届くようになってまいりました。これからも頑張ってやっていきたいと思っております。

議員からご紹介のあった書かない窓口については、市民自身に窓口の端末を操作していただくことで必要な申請書と手続先が印刷できるものでございます。市民にとって利便性が向上するのはもちろんでございますが、市の業務にとっても、どの職員でも的確な案内ができることにつながり、業務の負担を軽減し支援してくれるものと期待いたしております。

我が国の人口は減少いたしております。市においても、行政サービスを提供する担い手となる職員の確保が難しくなっていくことが今後予想されます。業務を支援する技術を取り入れることは重要であると認識いたしております。

将来的な私たちの暮らしを見通した取組が少しずつ始まっております。書かない窓口は一つの例になりますけれども、市が積極的に取り組むことで、議員がおっしゃるように、誰もが当たり前、いつでも、どこにいても、サービスが受けられる便利な社会になることを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 市長からも答弁いただきました。やっぱり市の業務にとってはどの職員も重要な役割があります。業務の負担軽減は重要であり、窓口業務は、誰もが当たり前、どこにいてもサービスが受けられることが重要であります。

市においても、他の自治体とは違う点は、以前は番号札を取ってから申請内容を説明し対応しておりましたが、いつからか確認はしてはおりませんが、窓口で内容を伺い、その申請内容によって職員が番号札を取ることが実施されております。この番号札で案内されますのでお待ちくださいと説明されているのは、近隣の自治体ではあまり見受けられない光景だと思います。

このことを踏まえると、本市の現在の対応はすごく画期的になってきていると思っております。私のように那珂市へ転入してきたからこそ、那珂市のよいところが分かると思っております。市長をはじめ執行部の皆様もそうかと思うかもしれませんが、これは素晴らしいことだとお分かりいただければと思います。

今後、市民の皆様が那珂市のよいところを認識していただけるよう、私も少しばかりで

はありますが努力したいと思っております。

以上でこの項の質問を終わります。

次の質問になります。

带状疱疹ワクチンの助成についてになります。

带状疱疹という言葉は最近をよく聞くようになりました。メディアでもよく取り上げられ、社会的関心が高まっております。

带状疱疹は、水ぶくれが伴う発疹が皮膚に分布して、神経に沿って帯状に出現する疾患です。水疱が見られる二、三日前からかゆみや痛みを感じるようになり、1週間程度たつと水疱の多発や発熱、頭痛といった症状が見られることもあります。通常は2から4週間程度で皮膚症状が収まります。

子供の頃に水ぼうそうにかかると、水痘・带状疱疹ウイルスが体の中で長期間潜伏し感染し、加齢や疲労によって免疫が低下した際などに带状疱疹として発症します。また、皮膚症状が治った後も、長い間、痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性があります。

また、国立感染症研究所の調査によると、50歳以上から発症率が上昇し、70歳以上でピークに、そして80歳までに3人に1人が経験すると報告されております。まさに高齢者にとっては、激しい痛みを苦しむ、とても怖い、身近な病気になります。

私も2年前に带状疱疹になり、最初は胸のあたりが痛み、寝るときも何か痛みが取れないと思いながら3日目が過ぎた頃、胸に赤く、横にじんま疹のように出ておりました。病院に行ったところ带状疱疹ですと診断され、日にちがたっているので飲み薬は効かないので塗り薬だけになりますと処方されました。ただ、ほかの方と比べると症状は軽かったようです。

带状疱疹になった方の症状を聞くと、かなりひどい方は想像以上の症状で、中には入院される方もいると伺っております。

带状疱疹ワクチンですが、2種類あります。水ぼうそうワクチンと带状疱疹ワクチンです。水ぼうそうワクチンは、弱毒化したウイルスを打つ生ワクチンで、予防効果は約50%、副反応は低いとされております。ただ、大人が带状疱疹の予防目的で打つ場合は費用が自己負担となり、1万円程度かかります。

一方、带状疱疹ワクチンは、無毒化したウイルスを使った不活化ワクチンで、予防効果は90%から97%と高いのですが、副反応は、接種部分の痛みが8割、発熱が2割の人に出るなどがあります。2回打つ必要もあり、費用合計は約4万円程度と高くなっております。

ワクチンが有効と思ってもワクチン接種をためらうハードルは高額な費用にあると思います。ただ、ワクチンの副反応もあるようであります。注射部位の局所症状、発疹、倦怠感などが報告され、また、非常にまれですがアナフィラキシー、また口唇、口の周りの腫れなどや、血小板が減少し紫斑病などの状況が見られることもあります。

皆様も、コマーシャル等で流しているように、なぜ国では補助するとは言わないのか、自

治体任せなのかという疑念があります。しかし、自治体では高齢者支援対策の一つとして実施されているところもあります。

東京都では、令和5年度予算案に带状疱疹ワクチン任意接種補助事業として、带状疱疹ワクチン接種に係る個人負担の軽減を行う区市町村への支援を打ち出しております。ほかにも一部助成を始められた自治体もあります。

茨城県内においても带状疱疹ワクチンの一部助成を始めたところが、県内では4つございます。筑西市、また石岡市、小美玉市、美浦村。筑西市においては、市内在住の50歳以上の方で1回につき約2万円、助成額1回につき6,000円、2回まで、石岡市におきましては市内在住の50歳以上の方で、助成額は1つのものにおきましては4,000円、もう一つに関しては1回のみで4,000円、小美玉市においては50歳以上が対象になります。美浦村においても50歳以上の方で、美浦村は結構助成額が高くなっております。

以上のことを踏まえまして、今回、带状疱疹ワクチン接種に対し何点かお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

市が行っている予防接種の費用助成の状況についてお伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、当市におきましては、予防接種法に基づいた定期接種とそれ以外の任意接種を行っております。

定期接種はおおむね全額を助成しておりますが、65歳以上を対象とした高齢者インフルエンザワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンについては接種費用の一部を助成しております。

任意接種では、1歳から5歳未満を対象としたおたふく風邪ワクチン、1歳から中学3年生を対象とした小児インフルエンザワクチン、65歳以上の定期接種対象者以外の方を対象とした高齢者肺炎球菌ワクチン、妊娠を希望する女性とその家族を対象とした風疹ワクチンについて一部助成を行っております。

任意接種となっている带状疱疹ワクチンの助成につきましては行ってございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市で助成している任意予防接種の接種率についてお伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンと風疹ワクチンの接種率につきましては、対象者を正確に把握することが難しいため算出できておりませんが、対象者を把握している小児インフルエンザワクチンについては接種率が58.1%となっており、おたふく風邪ワクチンは63.1%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、带状疱疹を予防するには具体的にどのようなことが大切だとお考えになっておりますか。また、带状疱疹を防ぐための市民への周知はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

带状疱疹は、子供のときに感染した水ぼうそうのウイルスが原因となるため、日本人成人の90%以上の方が带状疱疹の原因となるウイルスを体内に保有してございます。

議員がおっしゃったとおり、带状疱疹は、加齢や疲労などによる免疫力の低下に伴い、ウイルスが再び活性化して発症すると言われております。発症を防ぐためには、日頃から食事のバランスに気をつけ、睡眠をきちんと取るなど体調管理を心がけることが大切です。また、発症のリスクが高くなる50歳以上の方は、ワクチンを接種することで带状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防するとされております。

これらの带状疱疹に関する情報につきましては、発症予防の対策や治療等について、ホームページ等を活用し正しい知識の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

では、市内で带状疱疹ワクチンが接種できる医療機関はどのぐらいあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、市内で带状疱疹ワクチンを接種できる医療機関は18か所ございます。

带状疱疹ワクチンは、先ほど議員がおっしゃったとおり、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。医療機関によって取り扱うワクチンが異なりますので、接種を希望される場合は、直接、希望する医療機関へお問合せをお願いしてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

最後になりますけれども、今後、市では带状疱疹ワクチンに助成することを考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

県内におきましては、4市村が今年の4月から带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を開始しておりますが、本市としましては現時点では考えてございません。

現在、国の審議会において、带状疱疹ワクチンの定期接種化が議論されてございます。市としましても今後の国の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

結論から言うと国の動向を見るということになると思います。那珂市の議員、私も含め50歳以上の方がおります。先ほど予防について伺ったように、できるだけ健康的な生活習慣を保つことが大切です。食事のバランスに気をつけ、適度な運動と十分な睡眠を心がけたいとありました。私も、一度なったから大丈夫ではなく、改めて十分気をつけたいと思っております。

県内ではまだ4自治体ではありますが、高齢化が進む日本にあっては高齢者支援策を訴える自治体も増えております。ぜひ本市においても、高齢者支援の一環として带状疱疹ワクチンの公的助成を要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告1番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古川洋一君

○議長（萩谷俊行君） 通告2番、古川洋一議員。

質問事項 1. 脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現に向けた取り組みについて。2. 異業種のコラボ事業について。

古川洋一議員、登壇願います。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、市民とつくる未来の会の古川洋一でございます。

通算48回目の一般質問をさせていただきます。今回も那珂市を、住みたい、住んでよかつ

た、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

まずは、脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現に向けた取組についてお伺いしてまいります。

世界中で脱炭素化の動きが加速する中、国はクリーンエネルギー自動車の普及を推進しており、2035年までに国内での新車販売でEV（電気自動車）を100%にするというのが国の方針であります。それに伴い、本市においても今後、公用車を電気自動車に変えていく、変えざるを得ないことになるかと思えます。

そこで質問ですが、現在、本市の公用車に電気自動車はあるのか、現状をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、本市の公用車につきましては、ハイブリッド車、ガソリン車、ディーゼル車を使用しており、電気自動車は導入してございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 現在では公用車に電気自動車はないということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今後はEV化を進めていく必要があるかと思えます。

では、今後の電気自動車の導入予定をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

電気自動車の導入につきましては、今年度、老朽化した軽自動車1台を更新する際に入替えを予定しております。また、次年度以降につきましても、ガソリン車を更新する際には電気自動車との入替えを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今年度は軽自動車を1台で、次年度以降も順次、ガソリン車から電気自動車に入替えをしていくということであります。

ちなみに、将来的には全ての公用車を電気自動車に入れ替えるのか。公用車というのは、本庁舎だけではなく瓜連の分庁舎やその他の公共施設にも置いてあると思えますけれども、それも含めて全ての公用車と認識してよろしいのか、また、その入替えはいつ頃までに完了するのか。あわせて、現時点で結構でございますので予定をお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公用車につきましては、市内の施設に配置している車両を含め、可能な範囲で電気自動車

への入替えを考えております。市といたしましては、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つとして計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。可能な範囲で計画的に進めるということですが、冒頭にお話ししましたとおり、2035年という12年後です。ですが、それまでに国内での新車販売でEV（電気自動車）を100%にするというのが国の方針でありますから、いずれは、ガソリン車やディーゼル車が欲しくても買えないということになるのでしょうか。いずれにいたしましても、先を見据えての計画を立てられますようお願いしておきたいと思っております。

さて、EV化を進めていくこととなりますと、当然のことながら、併せて充電の設備が必要となります。今年度に軽のEV車を導入するということから、それまでに充電設備も設置しなければならないと思っておりますけれども、充電設備の現状と整備予定をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

EV車の充電設備の設置状況でございますが、平成27年度に、茨城日産自動車株式会社より、地球温暖化対策及び電気自動車の普及を目的として、電気自動車を3年間、無償貸与された際、本庁舎の公用車の車庫に1か所整備してございます。

なお、議員のご指摘のとおり、今後、電気自動車が増えてきますと充電時間が重なることが予想されますので、電気自動車の導入に併せまして充電設備も増設をしていく予定としてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

EVの充電器には急速充電器と普通充電器の2種類があるそうです。普通充電器は手軽に設置ができてコストも低いそうですけれども、充電にはその分、時間がかかります。その点を十分に考慮していただきまして、どちらをどれだけ設置すればいいのか適切な判断をお願いしたいと思います。

それと併せてお考えいただきたいのは、設置したEV充電器の使用を市民にも開放するのということでもあります。充電中に食事や買物をしていただく道の駅への設置も今や必須となっておりますが、市内においても、地区コミセンや中央公民館、体育館、図書館など、比較的長時間滞在する施設の駐車場に設置していただければ施設利用者も滞在中に充電ができて、とても利便性が向上するというふうに思います。市民にも充電器の使用を開放するお考えがあるのか、現時点での考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、本庁舎に設置している充電設備でございますけれども、公用車の車庫内でございます。しかしながら、一般的な充電ステーションのようなものではなく簡易なものですので、市民の利用については考えてございません。

しかしながら、電気自動車につきましては、今後さらに普及をしていくことが想定されております。施設を利用している間に充電することができれば利用者の利便性も向上すると思っておりますので、電気自動車の導入に併せて充電設備の市民の利用についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。電気自動車の導入に併せてご検討いただけると、前向きなお考えと理解いたしますけれども、一方では、公用車の充電器を市民と共用にするのか別に設置するのか、また、どこに何基設置するのかですとか、電気もただではございませんから、負担をどうするのかなど課題もあるかと思っておりますので、慎重な検討が必要かなというふうに思います。

いずれにいたしましても、脱炭素社会に向け、近未来の充電インフラ整備をどう進めるのか、自治体には先を見据えた取組が求められているということをお伝えしておきたいと思っております。

なお、EV充電器の設置に当たりましては、ご存じでしょうけれども、国が用意するクリーンエネルギー自動車や、そのインフラ導入を促進する補助金をフルに活用していただきたいというふうに思います。

では次に、市庁舎、その他公共施設のLED化についてお伺いをしております。

前回の一般質問で、電気料金や燃料費の高騰を受け市の財政にどのような影響があるのかをお伺いし、そして、電気料金や燃料費の高騰がいつまで続くのかということをお考えますと、市としても今から対策を考えておく必要があるというふうにお伝えいたしました。

ましてや、今後、電気自動車を順次導入していくということでございますから、これまで以上に電気料金がかさむことが想定をされます。

その対策の一つが照明器具のLED化だと考えておまして、それは温暖化対策にもつながります。日本照明工業会では、2030年までに市場の照明を100%SSL化することを目標にしております。SSLとは、LEDなどの半導体ベースの照明のことです。令和3年に水銀灯の製造や輸出入が禁止されましたし、従来のほかの照明器具も来年度以降に順次生産が終了していくというような予定だそうで、交換品が調達できないということになりますと、迅速な修理や設備の更新が困難になりますから、各施設での更新は急務であろうというふうに思います。

そこで、各施設を所管する各部長さんに質問してまいります。

まず、市庁舎のLED化は現在どのような状況になっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

まず、本庁舎につきましては、平成24年度に、窓口や待合スペース、業務スペースなど、市民や職員が日常的に使用する箇所をLED化しております。また、令和4年度には階段の照明をLED化し、これにより蛍光灯を使用している箇所についてはおおむね完了をしております。

なお、LED化をしていない瓜連分庁舎や水銀灯を使用している議場につきましては、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 庁舎のLED化はおおむね完了しているということですが、一部、瓜連の分庁舎や水銀灯を使用しているこの議場、天井ということですかね、この議場はLED化されていないので今後検討するということでもあります。

では、その他の公共施設、コミュニティ施設等のLED化はどのような状況になっているのか、市民生活部長にお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民生活部が所管する主要施設、那珂聖苑、コミュニティ施設、地区交流センター及び保健福祉部が所管する総合保健福祉センター、高齢者福祉センターは、今年度、LED照明に交換いたします。一部、小規模な常陸鴻巣駅ふれあい駅舎については、次年度以降、速やかに整備してまいります。

また、これまででも、水銀ランプの製造や輸出入の制限を見通して、照明器具の故障時にはLED照明器具への交換を行ってまいりました。

なお、市は教育施設の照明設備につきましても、今年度、リース方式によりLED照明に交換整備します。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。保健福祉部長の所管の施設についても代弁をいただきました。那珂聖苑、各コミセン、地区交流センター、そして総合保健福祉センター、高齢者福祉センターなどで、今年度からLED照明器具に更新するということでもあります。

ただいまのご答弁で、LED照明設備をリース方式でというようなお話がございましたけ

れども、リースによる整備のメリットなどについてお伺いをしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

LED照明設備をリース方式で整備するメリットですが、器具の交換や保守点検の費用を10年間の分割支払いとすることで初期費用が抑えられ、単年度に多くの施設の整備が可能となり、予算の平準化も図れます。消費電力が抑えられ、料金の削減と省エネルギー化が図られます。

なお、賃貸借期間満了後は、設備は全て市に無償譲渡されるものとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。器具の交換ですとか保守点検費用を10年間で分割払いするというような契約ですね。そのことによって一度に多くの施設の照明器具を整備することが可能で、ということは初期費用が抑えられ、予算の平準化も図れるんだと。そして、期間満了後は全てが市のほうに無償譲渡していただけるというような、そういう契約だということなんですね。そのことで早期に省エネルギー化も図られ、電気料金の削減にもつながるということでもあります。

では次に、学校教育施設のLED化の現状と今後について教育部長にお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小中学校におきましては、大規模改造や耐震化工事に併せてLED化を進めてまいりました。

まず、LED化が完了している施設を申し上げます。校舎では菅谷西小学校の1校のみ。屋内運動場は、菅谷小、菅谷東小、菅谷西小、五台小、芳野小の5つの小学校です。柔剣道場は中学校5校全てでLEDとなっております。ひまわり幼稚園につきましては、園舎の建設時にLED照明を整備しております。

ただいま申し上げた施設以外が、現時点でLED化が完了しておりません。完了していない小中学校の校舎や屋内運動場、教育支援センター、学校給食センターにつきましては本年度中にLEDへ更新いたします。

なお、各小中学校の屋外にある倉庫やトイレなど、照明の使用頻度が少ない箇所については、LED化の効果が見込めないため今年度の更新には含めてございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 大規模改修ですとか耐震化工事に併せて少しずつLED化を進めてきたけれども、残りは本年度中にLEDに更新するということでもあります。先ほど市民生活部長のほうからもご説明ございましたけれども、教育施設もリース方式で行うということで

よろしいですね。

では、今度は総合運動公園ですとか図書館等の社会教育施設はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

生涯学習課で管理している施設の現状についてまずお答えいたします。

既にLED化が完了しているのは、なかL u c k y F M公園のアリーナと瓜連体育館のみとなっております。

本年度は、生涯学習施設の大部分でLEDの更新を実施いたします。まず、運動施設ですが、なかL u c k y F M公園は、アリーナ以外の部分について屋内・屋外ともに全ての照明を更新いたします。ふれあいの杜公園、本米崎体育館、戸多体育館も同様に対応をいたします。歴史民俗資料館も施設内外の照明をLED化いたします。市立図書館ですが、同じ形状のLED蛍光灯がないため対応できない箇所が一部ありますが、そのほかは全て更新となります。

以上が本年度にLED化を完了する施設です。

今後の予定になりますが、中央公民館につきましては、大規模改修が見込まれるため、改修に併せて更新を行うことを考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 中央公民館を除くほぼ全ての施設で、本年度中にLEDに更新をするということでもあります。

ちなみに、社会教育施設もそうですし、特に学校なんかもそうなんですが、例えば照明を交換するとなるとその間使えないのかななんてちょっと心配もありますので、多分、学校なんかは夏休みにやろうとされているんだと思いますけれども、そういった利用者になるべく迷惑のかからないようなご配慮をお願いしたいなというふうに思います。

今お話がございました中央公民館は、今後、大規模改修に併せてということですが、その大規模改修というのは、参考までに、いつ頃、どのような内容を検討されているのか、分かりましたらお答えいただきたいんですが。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

中央公民館の大規模改修につきましては、時期や内容がまだ確定しておりません。予算の平準化を図りながら、計画的に進められるよう企画・財政部局と調整してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 時期も未定ということですが、先ほどお伝えしまし

たとおり、従来の照明器具の生産が順次終了していくということでもありますから、早期の更新が必要になってくるのかなというふうに思っております。

今回、各部長さんのほうからそれぞれの所管する施設のLED化についてお伺いをしてまいりましたけれども、メリットの多いリース契約という方法により、ほとんどの施設で本年度中に更新するということが確認できました。本年度中に更新ができない施設につきましても、早期に完了されますことをお願いしておきたいというふうに思います。

以上お伺いしました公用車のEV化や照明器具のLED化というのは、脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現に向けた取組の一つにすぎませんけれども、最後に、その他エネルギー政策を含めて、本市においては今後どのような取組をしていくお考えなのかお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

今後の取組ですが、今年度、再生可能エネルギー高度化に係る地域脱炭素ビジョンを策定いたします。市民や事業者の意向を踏まえながら、具体的な数値目標や取組事項、役割分担を含めた計画的及び体系的な整理を行い、エネルギー構造の高度化を推進することを目的とするものです。

このビジョンの策定により、那珂市のエネルギーを取り巻く状況を把握し、温室効果ガス排出量の将来推計を行うほか、再生可能エネルギーの導入目標を設定してまいります。そのほか、エネルギーの高度化に資する取組を率先的に進めるため、公共施設への再生可能エネルギー設備導入による脱炭素化促進などの可能性調査を行い、ビジョンの将来目標の実現のほか、災害に備えた安心・安全な住みよいまちの実現に向けた展開を目指します。

また、道の駅への再生可能エネルギー導入についての可能性調査を併せて実施いたします。

これらにより、2050年のカーボンニュートラルに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 具体的な施策を考える前段の、市民や事業者の意向を踏まえながら可能性調査等を経てビジョンを策定していくと、カーボンニュートラルに向けた取組を着実に進めていきたいというようなご答弁だったかと思えます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でこの項の質問を終わりにいたします。

次の項、異業種のコラボ事業についてお伺いしてまいります。

先月末に開業いたしました常総市の道の駅を私どもの会派で視察してまいりました。開業から2週間以上たった平日でありましたけれども、駐車場に入るにも10分以上かかるなど、かなりの混雑ぶりでした。駐車場に車を止めて建物の入り口に向かいますと、入り口に向かって長蛇の列ができており、入場制限でもしているのかなというふうに思いました。

けれども、メロンを使ったスイーツやソフトクリーム、メロンパンなどを買い求めるお客さんの列でありました。

中に入りますと確かに地元産の野菜や果物等もございましたけれども、一番印象に残ったのは、それら農産物を使った加工品が多かったということでありました。野菜や果物を陳列しているスペースの数倍の広さがあったような気がいたしました。メロンの加工品には長蛇の列ができておりましたけれども、メロンそのものの購入をしている方というのはそれほどではありませんでした。

私の周りにも道の駅巡りが趣味だという方がおりますけれども、その方がおっしゃるには、この道の駅には何々を買いに行く、この道の駅には何々を食べに行く、何々を体験してくる、そういった具合に目的を持って出かけているそうであります。

先崎市長以下、執行部の関係各位も出席されてご存じでしょうけれども、本年2月に、那珂市商工会が主催して、リリー文化デザイナー学院の学生さんが那珂市の道の駅についてプレゼンテーションを行いまいた。その中で、那珂市は県北の玄関口と言うが、この道の駅が終着駅、つまり目的地になればいいと述べられていたのがとても印象に残っております。

私も、那珂市で計画している道の駅は、トイレ休憩のついでにちょっと中をのぞいてみるかというのではなく、道の駅が乱立している中にあるには、目的を持って来ていただけるような特徴のある道の駅でなければ、つまり野菜の直売所的な道の駅では成功しないんじゃないかなと、そういうように思っております。

話は戻りますけれども、那珂市の農作物の加工品というのは何があるんだろうというふうに考えますと、干し芋、あとはという感じなんですね。地元の市民の多くがその程度の認識なんじゃないかなというふうに思います。今後、道の駅や直売所への誘客を考えますと、農産物の加工品、つまり6次産業化や異業種のコラボ事業が重要ではないでしょうか。

そこで質問ですけれども、本市における6次産業化の現状についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

6次産業化の現状につきましては、市農産物を使用したドライトマト、米ゲルを使用したパスタやパン、高級干し芋であるエピソードXⅢの商品化や、販路拡大の支援を実施してまいりました。

また、「かぼちゃブランドアッププロジェクト」を立ち上げ、年間を通したカボチャの生産と販路拡大を図るとともに、新商品作りを市内外の飲食店やJ R東日本などと進めており、これまで生パスタ、シフォンケーキ、カタラーナ、フィナンシェ、ジャムといった商品などが開発され、販売をされている現状でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 開発、販売、いろいろ実施はしていただいているんですよね、実績

もあるんです。ただ、それが市民にどれだけ認知されているのか、どれだけ売れているのかということなんだと思うんです。魅力があってさらに売れる加工品をもっと増やしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思いますけれども、今後の展開についてどのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本市においても引き続き、ペースト、パウダーといった1次加工品から、那珂市産の農畜産物を活用した那珂市を代表する新たな売れる商品を増やす必要があると認識しております。

これまでの取組は一定の成果がありましたが、1次加工品などの実績や、売れる総菜・菓子類等の加工品の開発については、生産農家自身ができます1次加工、6次産業化には限りがございます。このことから、今後、魅力ある商品を増やすためには、さらなる異業種との交流によります生産拡大及び新商品の開発が必要であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうなんですよね。生産農家さんご自身ができることには限りがございますから、それに付加価値をつけて、魅力もあって高値でも売れる、そのような商品開発・販売をしてくれる異業種との交流が必要不可欠なんではないかなというふうに思います。

そこで、行政の役割としては、異業種のコラボ事業を促進するためのマッチングというものがあると思いますけれども、異業種のマッチングについては商工観光課に何かそのような事業があったかと思いますが、それはどのような取組なのか改めてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

異業種間のマッチングにつきましては、現在、商工観光課におきまして、那珂市よろず相談事業というものを実施してございます。

この事業は、異業種間の技術マッチングのほか、創業支援や事業継承など市内の商工業者が抱える様々な課題に対しまして、株式会社ひたちなかテクノセンターと業務委託を締結しまして、専門家であります企業支援コーディネーターを派遣して課題の解決に向けた伴走型の支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） なるほど、そうしますと、それは今回、私がお提案したいマッチングとはちょっと趣旨が違うのかなという感じがしますね。

そうしますと、新たに農産品の6次産業化に係る異業種のコラボ事業につながるようなマッチングが必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂市産の農畜産物を活用しました商品の開発については、6次産業化や農商工の連携によりまして消費者に支持される商品の開発を進め、那珂市産の農畜産物の販路拡大を図ることを目的に、昨年度、那珂市うまいもん会議T R E V Iを3月に設立しまして、農業者、農業団体、商工団体、飲食店、菓子製造業者、学識経験者などの構成によりまして、商品の開発の進め方などにつきまして意見交換を実施したところでございます。

現在は、那珂市以外の飲食店や菓子製造業者によるプロジェクトを立ち上げるため、参加事業者を募集している状況でございます。

今後ですけれども、まずはカボチャやサツマイモといった野菜をテーマに、6次産業化、1次加工の推進を含む商品の開発についてプロジェクトを開始する予定となっております。道の駅整備のスケジュールも見据えまして、商品の開発支援や異業種の技術を活用し、加工品の部分を委託製造するといったOEM型の商品の開発支援についても、農政課と商工観光課が連携しまして取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 現在は、マッチングのプロジェクトを立ち上げるために参加事業者を募集しているところだということでありました。お聞きしましたところ、もう既に手を挙げていただいている事業者があるということですから、大いに期待をしたいなというふうに思います。

また、部長が最後におっしゃったように、これは産業部の農政課と商工観光課が連携して取り組んでいかなければならない事業かと思っておりますので、産業部長としての手腕を大いに發揮していただきたく期待を込めてお願い申し上げまして、私の一般質問を閉じたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告2番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 遠藤 実君

○副議長（大和田和男君） 通告3番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 自治会制度の在り方について。2. 少子化対策のさらなる充実について。
3. ふるさと納税について。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 皆さん、こんにちは。

議席番号17番の遠藤 実でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、自治会制度の在り方について伺います。

地域を歩きますと、今はまず必ずと言っていいほど、この問題について質問やご要望をお受けいたします、自治会制度の在り方、これは今は市内どこでも大きな課題になっており、自治会制度の在り方についてしっかり取り組むことは喫緊の課題であります。

私は、過去2回にわたって市議会で一般質問をさせていただき、その時点において様々な提案をさせていただいておりますが、自治会加入率はそのときでも年に1%ずつ減少しておりました。今ほどのような状況になっているかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

自治会は、地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしておりますが、加入している世帯の高齢化などによる退会が増え、新規に加入する世帯は減少している傾向です。

令和5年2月1日現在の数字ですが、本市における自治会加入率は63.45%となっており、前年度と比較して1.47%減少しております。平成29年2月1日時点の70.98%と比較すると7.53%減少している状況です。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 現在、市内全体で約63%ですね。これ若干調べまして、地区単位、旧町村単位で見ると、神崎地区の全体で言うと約60%ですね、額田が62%、菅谷が52%、五台が70%、戸多が89%、芳野が68%、木崎が85%、瓜連が74%、地域によって差はありますが、これもやっぱり減っている。

私が前回質問で取り上げた平成29年には全体で70%でしたが、それから6年で約7%減少しているわけです。言ってみれば、下落傾向は続いている、変わっていないということですが、これについて市はどのように受け止めをしておりますか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

自治会加入者数の減少の要因として、自治会に加入しなくても困ることはない、役員の仕事は負担が大きいと感じるといった市民意識の変化、核家族化や少子高齢化などの世帯構成の変化、SNS等の普及などにより自治会や近所に頼らなくても容易に情報が入手できるなどの社会情勢の変化があると考えております。

このまま加入率の減少が続けば地域のつながりが薄れ、市としても協働のまちづくりの取組に影響が出ると考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 私もそのような背景があると思いますし、やはり地域のつながりが薄くなるのは非常によろしくないというふうに思っています。地域のコミュニティを強くしていきたい、いかなければならないというふうに考えておりますが、そのために市が今取り組んでいることは何かお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

自治会への加入を推進するため、市では、転入手続に窓口に来庁された際に自治会への加入のお願いについてお伝えし、その上で、加入を推奨するチラシと自治会員加入届を渡しております。

その際に、自治会について説明を希望された方には、市民協働課において、自治会制度の概要や各自治会の活動内容と、これからお住まいになる地区の自治会長を案内するなどの説明をしております。

また、各地区まちづくり委員会と共催するイベント「協まち・カフェ」を通じての自治会加入の呼びかけや、市内の不動産業者に対して、新規入居契約時に自治会加入の呼びかけをしてくれるよう協力の依頼をしております。

令和4年度からは、自治会に加入されていない世帯に、先ほど言いました「協まち・カフェ」の開催案内と併せて、転入手続の際に渡す自治会の加入届、加入を推進するチラシ、こちらを同封して郵送しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

今ご答弁があったような不動産業者との連携は、私も過去に一般質問で提案した内容でありまして、それはやっていたということでございます。ただ、今のようなご答弁の取組をしてもなかなか加入率が上がってこない、むしろずっと下がっているということありますから、もっとやらなければならないということなんだろうというふうに思います。

加入率を上げるためには、いかに新しく入会をしていただくかということと、いかに退会されないようにするか、これ両方とも取り組んでいかなければならないということですよ。

ではまず、いかに新規入会者を増やすかということでもあります。今、那珂市への転入者が自治会に入会するためには、ご本人さんに加入届を記載していただいて、入りたい自治会の担当の班長の方の自宅へ提出するということになってはいますが、これが場合によっては非常に煩雑、面倒くさいということになってはいないでしょうか。転入手続のために一度は市民課を訪れるわけでありますから、市民課で手続できるようにはなりませんか。

今のご答弁ですと、転入のための手続は市民課でやって、加入に向けての話は市民課でするけれども、実際、加入の手続は、2階の市民協働課でそういう手続なり話をするということでもありますから、やっぱり入るのにちょっと面倒くさい、そういうことになってはいないですかね。場合によっては、書面ではなくて、今のご時世ですからQRコードを使って簡単に入会できるとかそういったことも考えていただくなど、加入するために手続を今よりも簡素化できないでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

現在のところ、自治会への加入手続につきましては、加入者本人が加入届を記入して、お住まいになる自治会の班長に提出することになっております。加入を望まない世帯の方が市に対して自治会に加入しないことを伝えることは、自治会に加入しないということを市が認めたということにもなりかねず、その後に自治会が行う加入活動に影響があることが予想されるため、転入手続の際に自治会への加入手続を受け付けるということは行っておりません。

議員ご提案のとおり、市の窓口で転入手続の際に自治会の加入手続を受け付けられるようにすることは、加入を望む方には手続の簡素化になると考えております。今後も、各自治会と受付方法の簡素化について協議しながら、市が加入を希望する方と自治会とのつなぎ役となるように努めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市から加入を義務づけることは法令上できませんけれども、お勧めすることぐらいは全然問題ないですよ。今もいま一度、市民課に行って確認してきましたが、窓口のところには、自治会に加入しましょうとどんと大きく表示しているじゃないですか。お勧めをしているんですよ、市としてはちゃんとね。であれば、あれだけじゃなくて、例えば、転入して来られる、その手続のための書類を渡すときに、じゃこちらもぜひ書いてくださいねというようなことで、自治会のチラシを渡しながら加入届に記入、お願いをするということは、これは当然もう必要ではないかなというふうに思うんです。

それで、これはお勧めをしているわけですから、加入していただくことを前提にやっぱり考えたほうがいいと思います。そうすると、その場で書いたほうが加入希望者にとっては負担は減るわけであります。わざわざ、分からない、どういうふうにやればいいのか、2階の市民協働課に階段を上がって聞きに行くなどということもないし、自治会の方々にとっても、

わざわざ自治会の役員の方が新しくお家を建てて移り住んできた方に対して、ピンポンと押して、自治会に入ってくれませんか、こんなことをしなくても済むんです。窓口でできる、そういう努力をしていただくということが非常に大事だろうというふうに思います。

今のご答弁で、自治会とその受け付ける方法の簡素化については協議をする、協議をしながら自治会とのつなぎ役を果たしていきたいという表明がありましたから、これはぜひ早急に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

では次に、手続ではなくて、自治会への加入促進のための支援方法は今どのように行っているのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

自治会運営は、現在、少子高齢化、自治会加入率の低迷、役員の成り手不足など様々な課題を抱えています。市としましては、持続可能な自治会運営を行うために、まず自治会の役員となる方々の人材育成が重要であると捉え、昨年度から人材育成のカリキュラムを実施しているところです。

この人材カリキュラムですが、「地域の未来を創るリーダーシップ」をテーマに開催しておりました。32名の方が参加され、全3回の講座を受講しております。グループに分かれて意見を交換し、地域コミュニティを継続していくためには、地域での会話や対話により関係の構築を図り、相互理解を深めることが大切であることなどを学びました。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そういうプログラムを開始されたということであります。私もその講師の方はよく存じている方で、プロの方でありますからいい研修だったんだろうというふうには思います。

ただ、やはり加入率は下がる一方でありますから、これまでと同じような手法ではまだまだ足りないというふうに考えます。さらなる加入率を増やしていくための政策としてはどうしているのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在も実施している自治会加入の呼びかけの取組を徹底するほか、今年度、子供、大人にかかわらず、誰もが分かりやすい自治会活動における紹介用のDVDを製作いたします。各自治会及びまちづくり委員会に出来上がったものを配付し、活用を図っていただきます。また、コミュニティ施設及びイベントなどでの放映を予定しております。

目で見て感じて、自治会の大切さを再認識できる内容にすることにより、自治会への加入促進だけではなく脱会する方の減少につなげ、自治会と市が目指す協働のまちづくりの推進を図ってまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 確かに、加入促進だけではなく退会者を出さない、そういう取組も同時進行でやらなければなりません。そもそも全ての自治会活動にみんなが参加して、楽しんで、やりがいを感じながら人的交流がどんどん広がってくるということが本来の自治会活動であろうと思いますし、それが望ましいことなんだというふうに思います。ただし、残念ながら現状はそうっていないというのが事実でございます、今後、どうしていけばいいかということを実際に考えなければなりません。

私自身は、自治会活動は本当に意義があるものだと思っておりますし、必要不可欠な活動が非常に多いというふうに感じております。ただし、住民の皆さんの価値観が多様化してきておりまして、これまでと同じようなことをずっと続けていくだけではなかなか理解が得られない状況だということになっております。そのため、自治会に入る方を増やして辞める方を減らすということをするためには、自治会そのもののすばらしさをPRをしていく、これはもう積極的にやっていきつつ、入らないと損だ、入っていれば得だという事業も、やはり時代の流れに応じて組み込んでいかなければならないんじゃないかなというふうに考えます。

その意味では、お隣の水戸市が実施している自治会加入カードの運用を導入してはいかがでしょうか。これは、自治会加入者に水戸町内会自治会カードを配付し、その趣旨に賛同していただける店舗などで、独自の割引やサービスを受けられるようにするというものであります。これは、自治会に入っていることそのものがいわゆるお得になる典型の事業だというふうに思います。そうすれば地元の店舗にもビジネスチャンスが生まれ、地域経済の活性化にもつながっていくものと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、この取組ですが、水戸市住みよいまちづくり推進協議会が、自治会加入のメリットを創出するため、賛同する事業者などの協力を得た上で、令和4年1月より3年間の期限で自治会加入世帯に「みと町内会・自治会カード」を試験的に配付し、その協力店を利用した際に優待サービスが受けられるというものです。

本市においては、現時点、この事業の導入は考えておりませんが、各地区まちづくり委員会や自治会への事務負担の程度や公費の負担額、本市において自治会加入の有効な促進施策となり得るかなど、他市町村の事例を調査しながら判断してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 考えていませんがということでありませけれども、では研究を進めていただいてぜひ導入してください。そして、導入した上で試行錯誤しながら、自治会に入っているメリットを今よりも感じていただけるようにご尽力いただきたいというふうに思い

ます。

また一方、自治会のデメリットといったものも減らしていかなければならないと思います。これはどちらかという自治会の役員さん方の話になるのですが、自治会長の方々のご意見を拝聴していると、市からの依頼が多く、これが負担だという声が多いです。この負担感を少しでも軽減しないと役員を誰もやりたがらない、こういう現状を改善できないというふうに考えますが、どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市から自治会への依頼事項については、本当に自治会に依頼しなくてはならない業務であるのか、この依頼方法で適切なのか、また公募制度の導入ができないのかなど、少しでも各自治会の負担軽減につながるよう努めております。目に見える削減には至っていないかもしれませんが、職員一人一人に自治会は協働のパートナーであることを認識してもらうためにも、改めて取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうですね、負担軽減につながるよう努めているということですが、残念ながら、まだまだ目に見えて実感はされていないということのようであります。

これは、市全体の問題として職員の全員で認識していただき、市全体で地域とよりよく協働するために、地域の負担軽減に向けて努力をしていただきたい。こちらには、今、全ての部長さんが、責任者の方々がいらっしゃいます。それぞれの立場でぜひ事務の見直しをお願いしたいというふうに思っております。答弁は求めませんが、お願いいたします。

これまで申し上げてきましたように、自治会制度はいかにあるべきかという大きな命題に対して、これまで以上に市は地域の声を聞いていただきたい。確かに、以前の区長制度から自治会制度になって、地域のことは地域で決めるという大前提はあるにしても、新しく入る人が少ない、班長ができないから辞めるという人が増えている。事務が多くて役員をやってくれる人が見当たらないといった声が、市内どちらの地域にお伺いしても非常に多いです。地域が、今疲弊をしています。この現状を決して見過ごすことはもうできません。

市として、地域と一緒にこの自治会制度の在り方について議論をし、よりよい姿になるよう検討していただきたい。そのために、まちづくり委員長や自治会長の皆様と膝を交えていろいろ話ができる体制を構築していただきたいと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市においては、自治会役員が交代しても、自治会の活動や運営が停滞することなく円滑に進められるよう、令和2年度より自治会長研修会を開催しております。その中ではご質問や

ご意見の時間を設けており、その場で回答できなかった質問などについても、後日、回答を郵送するなどでお伝えし、各自治会との情報共有を図っているところです。

また、自治会からの要望に対しては、その都度、個別に対応しておりますが、今後も、自治会長研修会や人材育成カリキュラムを含め、意見交換の場の確保に努めます。さらに、様々な課題に対して自治会とともに取り組むため、各自治会の会議などに出席をしてみたいと思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。今の話だと、令和2年度から自治会長の研修をやっているということで、大変にお疲れさまでございます。そういったことは非常に大事だろうと思いますし、またいろいろな話をしていくに当たっては、今の自治会、六十七、八ありますから、全体で大人数で研修を受けることは大事ではありますがけれども、やっぱりそれぞれの悩み、あと、どうしていいかという相談とか、そういったものというのは何十人も集まった中でなかなかできないですね。

そういった意味では、地域では、まちづくり単位とか自治会単位とかいろいろなところでいろいろな会議がなされています。ぜひそういった機会を捉えて、市のほうから積極的に地域に出て行っていただきたい。そして、一緒にコミュニティを強くするための話し合いを、今、自治会長さん、まちづくり委員長さん、何が困っているのか、もっと直接聞いていただきたいんですよ。そこから始まるんだろうというふうに思います。

この件については、すぐ解決できるような即効薬も、これをやれば安全だという安穏薬もないんですよ。言ってみれば、これは全国的にどこでもやっぱり苦労している課題なんですね。ただ、これをそのままにしているのはもっと地域が疲弊をしていきます。

一方で、自治会に入っていない若い方々の話も聞くと、街路灯の設置とか維持管理、こういったものに自治会からお金が出ているということを初めて聞いたとかいう方もいらっしゃるんですよ。結構いらっしゃいます。そういったことを誰も教えてくれないという声もあるんですね。ですから、もしそういうのがあったらその管理費分ぐらいは負担してもいいとかいう方もいます。もっと地域の声を聞いていただきたいなというふうに思います。

みんなで知恵を絞って、よりよい自治会制度をよりよく存続していくために汗をかいていただきたいというふうに思いますが、最後に市長の見解を伺います。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

全国的にも人口減少、高齢化、あるいはコミュニティ意識の希薄化、いろいろなものが広がっています。そういったことを受けて現在の自治会を取り巻く状況は非常に厳しい、これは議員と思いを共有するところでございます。

自治会の未加入世帯あるいは高齢化による退会者の増加、定年年齢の延長、これも自治会

運営に関わる役員の担い手不足につながっている、そういう現象もあると思います。若い方々の人材育成、これも今セミナー等も行いましていろいろ取り組んでおりますが、様々な課題がありまして、年々厳しくなっているなという認識をいたしております。

しかし、日頃から自治会員同士が顔見知りであるということは、議員がおっしゃるように地域での安心感を生んでいく、災害時などは特に力を合わせて最大限の力を発揮する、そういったものも自治会の大きな役割と考えております。そのことが地域における共助にもつながる。そのためにも、自治会活動への過度な負担となり得るものを減らし、加入率の向上につながるよう、地域の課題の解決に向けて取り組んでいくことが行政の責務と考えております。

今後も、地域の皆さんと真摯に向き合い、議員からも貴重な提案もいただきましたので、持続的な協力・支援を行いながら、市民の皆様と活力あふれる那珂市の実現に向けて、市役所一丸となって全力で取り組んでまいりたい、そのように考えています。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。思いは共有していると思います。市長のリーダーシップを期待しまして、市職員一丸となって取組を進めていただきたいと希望いたしまして、この項目を終了いたします。

では続きまして、少子化対策のさらなる充実について伺います。

少子化対策、もうこの言葉は何年言い続けてきたでしょうね、私たちは。日本が人口減少社会に突入してから国を挙げて取り組まなければならない課題、それでも一生に何人子供を産むかという合計特殊出生率は下がり続け、令和3年時点で1.30。片や、高齢社会ではないんですよ、日本は。日本は、もう世界の中で断トツの超高齢社会です。社会保障制度が将来どうなるか本当に危惧される状態であります。

その中で、今、政府は、異次元の少子化対策を掲げ、2024年度から3年間かけて、子ども・子育て支援加速化プランに集中的に取り組むとしております。児童手当については、高卒まで延長、所得制限の撤廃、多子世帯への増額など、出産費用については保険適用を含めた支援を検討していたり、大学・大学院費用の負担軽減、保育所利用要件の緩和、住宅費用や給食費についても検討しているということでありまして。まさしくありとあらゆる分野で、子供を産み育てやすい社会をどうつくるか、前例のない取組を進めていかなければならない、そういう現状であります。

今年3月には、こども政策担当大臣が、この3年間で少子化を反転できるかどうかのラストチャンスであるという見解を示しました。まさしく待ったなし、使い古された感のあるこの言葉、少子化対策は、今改めて社会の最重要課題になっております。

では、なぜ合計特殊出生率が上がらないのか、その背景には結婚に対する価値観が多様化している、それが大きいとも言われます。一昔前なら、年頃になったら結婚するのが当たり前、そして結婚したら子供を産むのが当たり前、そういう常識みたいなものがありました。

今やそんな時代ではありません。結婚するもしないも自由、子供を産むも産まないのも自由であります。そういう自由について私が何ら申し上げるつもりはありません。

ただ、結婚したい、結婚したら子供を産んで育てたいと、そういう方が何でそうできないのか。様々なアンケートによりますと、子育てにはお金がかかるという回答がまず大体上位を占めます。もちろんそれだけではないということも重々承知はしておりますが、私も、子育て世代の一人としてそういう実感はございます。子育て世代に対してもっと率直に経済的な支援ができないのかということなんです。先ほどの国の加速化プランも大体お金のことですよ、やっぱり。お金で支援をしてあげようということがやっぱり大きいんですよね。

一方、少子化対策として、これは行政が行うこと、事業者が取り組むこと、地域ができることと、それぞれ果たすべき役割というのがあります。また、行政の中でも、国、都道府県、市区町村とそれぞれの分担があります。ここは、市ができること、まさしくこの那珂市ができることについて話をしていきたいというふうに思います。

先ほどから経済的な支援をと言っておりますけれども、では今、那珂市で子育てをするのに一体どれぐらいのお金がかかるのか。今回は、その中でも特に教育の分野に絞って考えていきたいと思っております。

子供が大きくなってきたら、幼稚園、そして小学校、さらに中学校と進みます。義務教育はただと言いましても、それでもやっぱりいろいろな物にお金がかかりますよね。今申し上げたような教育期間においても、私立となるとさらに高額になりますけれども、せめて公立の幼稚園、小学校、中学校に通わせるに当たって各世帯が負担する費用は一体いくらになるんでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回お答えするに当たりましては、学校を通して把握できている範囲で申し上げたいと思っております。

まず、ひまわり幼稚園につきましては、入園から卒園までの2年間で、ご家庭に負担いただく経費は概算で14万円となります。内訳としましては、園服、通園にかかる服ですね、通園バッグ、上履きなど、子供たちが日常的に使用する物品の購入費用のほか、給食費、教材費、PTA会費等になります。

次に、小学校の入学から卒業までの6年間に必要な経費は概算で53万円です。内訳としましては、ランドセルをはじめとする入学用品のほか、各学年に共通の経費として、給食費、教材費、遠足等の費用、PTA会費等になります。

中学校の入学から卒業までの3年間にかかる経費は概算で59万円です。先ほどの小学校と同様の費目に加えて、修学旅行の積立金や部活動費、生徒会費等の費用がございます。

以上お答えした経費と本年度の児童生徒数を基に公教育の無償化に必要な予算額を算出いたしますと、1年度当たり4億7,200万円となります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） なるほど。ひまわり幼稚園の場合は2年間でざっと14万円、小学校の6年間では約53万円、中学校の3年間では59万円ということですから、これを通算して、1人当たり、幼稚園に入学してから中学校卒業までやると概算で126万円ですね。そして、市内の子育て世帯の負担をトータルで計算すると約4億円ということですね。初めて知りました。4億円かかっているみたいですね。

この4億円という数字は、我々は毎年こういう那珂市の予算書を頂いて、第1回定例会、3月の議会で調べておりますけれども、この4億円というのはどれぐらいに当たる数字なのかというところを見ますと、歳出でいくとまさしくこの教育費の中では、例えば教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費と大きく分かれていますけれども、この教育総務費、これが4億5,000万円ということで大体これに相当する。那珂市の教育そのものは全体で22億円ですから、那珂市の教育予算の5分の1を占める数字になるということですね。かなり莫大な予算になってくるかなという感じではあります。

しかし、考えようによって、これがもし実現できたら若い世代へのインパクトはどうですかね。那珂市においては公立の幼稚園、学校に行くのなら全てただだよ。だって、さっき給食費も入っているし、ランドセルも入っているし、修学旅行とかそういったものが全部入っているんですよ。PTA会費まで入っている。全部ただですよ。これはかなり効くと思いませんか。かなりインパクトがあると思います。那珂市で教育させたいと思う方もやっぱりいるかもしれない。場合によっては、那珂市に移り住んできたいという人もいるでしょう。このインパクトが大事です。移住政策にもなり得ます。何よりも那珂市に住んでいる若い世帯が、那珂市はこれだけ子供のことを考えてくれているんだと。子育て世帯のことを応援してくれているんだというふうな安心を感じていただく、そして信頼、信用をしていただけるということが大きいんだと僕は思いますね。

それで、多くの方々が那珂市で子育てをしてくださるということは、まさしく那珂市に活力を与えてくれます。子供が地域にあふれているということは那珂市の未来が明るいということ、子供たちの元気は那珂市の元気です。そう感じていただくために、ぜひ那珂市において公教育の完全無償化、これを実現していただきたい。少なくともそれに向けてぜひご尽力いただきたいと訴えをいたしますけれども、どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ありがとうございます。今回、議員から大変大きな問題をいただきました。少子化対策としての公教育の完全無償化ということですが、なかなか難しい部分もあるのかなというふうには私自身思っております。

ただ、現在、この少子化対策、先ほど議員も何度もおっしゃっておりますけれども、この少子化の流れというのは、これは国の将来をも危うくする大変重要な問題、重大な問題であ

ると、私もこのようには認識をしているところであります。

これまでも少子化の背景の一つとして、子育てに係るいわゆる経済的負担、費用、これが大きい、このようなことが指摘されているところではございます。公教育の完全無償化が実現されれば、保護者の負担軽減もさることながら、子育て、これは社会全体で担うんだという、そういう意識の醸成につながる、そういう側面もあろうかとは思っております。

今回ご提案いただいた提言ですけれども、大変大きな政策提言でありますので、教育の分野だけではなく、やはり本市といたしましては、全庁的に本市のまちづくりの観点からも多角的に論ずるべきものである、このように捉えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ありがとうございます。まさしくそのとおりですよ。まちづくりの観点から多角的に俯瞰して捉えていただくといいのではないかというふうに思います。

先ほど4億円の規模感はお伝えしたとおりではありますけれども、これも俯瞰をしてみれば、那珂市全体の今年の一般会計、いくらかというとな226億円なんです。全体、皆さんで預かっているお金は226億円です。それからすると、先ほどの完全無償化に必要な4億円、実は全体の中では1.7%です。これを全体の中から捻出するということは、まさしく考えようではありますけれども、決してできないことではない、やってやれなくはないんじゃないかというふうに私は考えます。

折も折、国においては、今年4月1日にこども家庭庁が発足しました。スローガンは「こどもまんなか」、まさしく、大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか社会」へとつくり変えるための司令塔ができたわけです。子供優先、そのための子育て重視、公教育の完全無償化をやっているところは、全国、私が知っている範囲ではどこにもありません。那珂市がぜひやっていただきたい。ぜひ那珂市がやるべきです。何ででしょうか。

今、義務教育はただです。これは義務教育費国庫負担制度があるからです。この制度があるから、日本全国あまねく子供たちはただで学校に毎日通えるんです。この制度をつくったのは誰ですか。そう、それは我が那珂市が生んだ偉大な政治家、根本 正先生ではないですか。那珂市五台東木倉出身の根本 正先生は、明治から大正の時代に衆議院議員を務められた立派な政治家ですが、根本先生はその時代に、その時代にですよ、誰でもただで教育を受けられる制度、これを提案して国会を通したんですよ。今は……

○副議長（大和田和男君） お昼になりましたが議事を続けたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ありがとうございます。

根本 正先生は、国会を通して、明治の時代にこの制度をつくったんですよ。百年の大計という話もありますけれども、今は令和の世です。そして、国を挙げて少子化対策をしなけ

ればならない、そういうときです。その状況の中で、かつての故郷の偉人の願いを、今改めて那珂市が先導者としてその模範を世に示す、これこそ根本 正先生を生んだ那珂市の教育界が取るべき道と考えます。ただ、これは莫大な予算を必要とします。教育部局だけ努力すればいいというものではありません。しかし、そこはやはり「こどもまんなか」なんです。子供優先でぜひ各部局で協力し合って、連携し合って仕組みを構築していただきたいと考えます。

ぜひ那珂市で公教育の完全無償化を、ハードルがあることは重々承知しておりますけれども、この基本理念をぜひご理解いただき、子供たちのため、子育て世代のためにご尽力を重ねてお訴えいたしまして、この項目を終了をいたします。

では最後に、ふるさと納税について伺います。

ここまで来ますともうお気づきのことと思いますが、先ほどの「こどもまんなか」政策を実現するためには莫大な予算を必要とします。それも、これまで予算化したことのない事業にかかる経費を捻出しなければならない。そうすると基本的にやることは2つです。歳入を増やし、歳出を減らす、これしかありません。市で稼げることは稼ぐ、そしてまた前例踏襲をやめて、スクラップ・アンド・ビルドを進めるために効果が少ない事業は行政評価で減らす、これを徹底してやる必要があります。

ただ、今回の質問では、この歳入を増やす方法としてふるさと納税を取り上げます。近年の様々な議論を経て、一過性のブームではなく、自治体によっては着実に歳入を増やすための手法として定着した感があります。

今回、議長に許可をいただきまして皆様に資料を配付させていただいております。傍聴の方にはいっていると思いますし、あと、議場の方にはタブレットに入っています。今日の日付のところに入っておりますので、それをご覧いただければというふうに思います。お手元の資料をご覧いただければ今日の5月31日の分に入っております。

これは、県内の44市町村プラス県を含めた45団体のふるさと納税額のランキングですね。ずらっと出ております。まず那珂市はどこにありますかというのと、全部で45団体のうち34番目であります。単位は円です。2,971件で6,300万円ぐらい。ただ、上には上がありまして、ずっと上を見ていくと、1番目はやっぱりこれで有名な境町ですね。これ桁が違うとか2つ桁が違う、こっちは48億円ですから。境町は人口いくつですかという話からすると、やっぱりやってやりようだろうなというのをつくづくこういうのを見ると思いますね。

ちなみに、先ほど公教育の完全無償化が必要な4億円はどこらのレベルにあるかというのと、9番目の八千代町さんですね、これが4億円。これぐらいの位置で稼げるんですよ。そういうことでありますが、後でゆっくり見ていただければと思いますけれども、じゃ那珂市のここ数年の納税額はどうなっていますか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂市におけるふるさと納税の納付額につきましては、令和元年度は1,016件でございます。2,883万9,000円、令和2年度は1,734件、4,415万4,000円、令和3年度は2,965件、金額が6,088万7,000円、令和4年度は2,628件、金額が5,511万8,000円となっております。

それから、今お手元に配付されている資料の中に、那珂市が令和3年度の金額で34位というふうになっておりますが、今、私が申しましたのは、令和3年度の那珂市のふるさと納税の寄附が6,088万円でございます。こちらの資料の表にはふるさと納税以外の普通寄附が250万円ぐらい入っていますので、これは、ふるさと納税プラス一般の寄附をした金額の合計ということでご理解していただければと思います。

それから、ふるさと納税の業務を進めるためには、寄附受付の窓口であるポータルサイトというのがございます。そのシステムの利用料、また、ふるさと納税業務を行う中間支援事業者の費用等が必要となっております。

ちなみに今年度の予算で申し上げますと、ふるさと納税の収入の目標が1億2,000万円ということで予算上はなっております。それらに係る経費といたしまして、歳出予算では郵送料や広告料等の役務費、返礼品代を含めた中間支援業者への委託料、ポータルサイトのシステム料などを含めて、合わせまして6,813万4,000円の支出というふうになっています。経費が約5割ということになります。

以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

そうですね。これ一般の寄附、ここにも書いてありますけれども、普通寄附も含む数字になっているから若干こちらのほうが上だということでもあります。

今ここ数年の数字をお聞きしました。少しずつ那珂市もご努力いただいて増えてはいるようではありますけれども、いかんせん、ほかはもう桁が違う。桁違いに違うということはもうこれ一目瞭然でありますので、まだまだ努力をしていただきたいというふうに思います。

これだけ歳入が増えるとやっぱりやれる事業が増えますよ。間違いはない。これは、しかも国・県からのお金を充てにしていない、自主財源だから。もうひもつきも何もない、自分たちでこういうことをやろうと思うことができるということなのでぜひお願いしたいんですが、これを上げるための施策、どういうふうに考えていますか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

寄附額の一層の拡大に向けた取組の一つといたしまして、寄附のポータルサイトの増設が重要であるというふうに考えております。そのため、昨年度、令和4年度は2つのポータルサイトを増設いたしまして、6個のポータルサイトでふるさと納税の募集をしております。それから、今年は5月1日に新たに1つを追加いたしまして、現在、7つのポータルサイトのほうで那珂市への寄附を募集しております。これは、寄附者の目にできるだけつきやすく、

利便性の向上にもつながるものというふうに考えております。

それからあわせて、返礼品につきましても、品数や種類を増やすこともまた大切なことと考えております。令和3年度末には150品目でしたが、令和4年度末には274品目まで増やしております。全国の方々の要望に応えられるような品物を、引き続き返礼品の開拓を図ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そのポータルサイトの増設、ぜひお願いします。

そしてまた、返礼品は150品目が274まで努力していただいている、ありがとうございます。この開拓は引き続き行っていただきたいというふうに思います。これは、やっぱり地場産業の活性化のためにもこのふるさと納税を上げていただきたいというふうに思うんですね。

先ほど古川議員からも地場産品の話がありましたけれども、これにもやっぱりいい影響があるというふうに思いますし、またこの地場産品、物だけじゃなくてサービスもぜひ増やしていただきたいんです。

今、那珂市のサービスの返礼品には、メニューとして、例えばお墓を掃除するであるとかお家を掃除するであるとか、そういうのがあります。ただ、もっとニーズが高い住民サービスがあるんじゃないかなと思います。例えば空き家の適正管理に資するため空き家の庭の草刈りとか枝切りとか、そういったものなんかはどうでしょうかね。遠隔地に住んでいてなかなか実家の那珂市に戻ってこられないという方々のためにも、こういうふうなサービスを提供することは、那珂市内の空き家対策そのものにも十分有効だろうというふうに考えます。これに限らず、魅力ある返礼品のメニューを増やして歳入増のため尽力していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

先ほど返礼品の開拓について申し上げましたが、ただいま議員がおっしゃるとおり、全国の方々の幅広い興味・関心に応えることで寄附額を増やしていくということが重要であると考えております。現在、那珂市の返礼品においては、地元酒造の地ビール、またウイスキー、あとは園芸農家によります多肉植物の苗の詰め合わせ、あと干し芋が一番人気となっております。

一方で、食品や雑貨等だけではなくて、那珂市で利用できるサービスの掘り起こしにも現在力を入れております。現在、サービスとしては、飲食店での食事券のほか、手作りビール体験、あとは宿泊つきゴルフ券、それから自動車教習所での教習利用券及び高齢者の講習利用券、それから畑の除草サービス、親孝行代行サービスということでお墓の掃除または部屋の掃除などのサービスメニューも取りそろえております。

今後、ますます魅力ある返礼品の開拓を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひそのように期待したいというふうに思います。

限りある財源の中で、多様化する住民サービスに的確に応えていくということは本当に大変だと思います。そのために財源を何としても増やすと。そのための工夫をしていくことは、安定的な行政運営のためにも必須であると考えます。ふるさと納税をさらに推進するための見解を市長に伺います。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 遠藤議員さんからは、ふるさと納税、前項の公教育の無償化にも絡めてそういうご質問をいただいたと考えております。「無い袖は振れない」という言葉が昔からありますけれども、やはり市民の皆様にも効率的な行政運営をしていくためには、財源の確保、これはもう言うまでもない、そのように私も考えております。

お答えを申し上げます。

ふるさと納税は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方々が、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う自治体へ寄附をできる制度でございます。ふるさと納税で頂いた寄附につきましては、福祉や生涯学習、ふるさとづくりなどに活用させていただくなど、非常に大切な財源となっております。

先ほど寄附額の順位についての答弁もありましたが、県内にもふるさと納税において学べべき市町村も多いことから、本市においても取り入れられる部分についてさらに研究するなど、そして寄附額の増加を目指し、新たな政策にも生かしていけるようにこれからも取り組んでまいりたい、そのように思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） この分野は、奇抜な発想とかユーモアあふれるアイデアといったものも試されると思います。全国的には、例えば1日だけ市長になるみたいな権利もやっているとところがあるんですよ。一日市長券という、職員の前で訓示をできるみたいな、そういうのがあるみたいです。こういういろいろなことを取り組んで考えていただいて、今、市長が答弁されたとおり、そうすることによって新たな政策もできてくるかもしれません。それを全国にまた発信する、那珂市というところでは面白いことをやっているよと発信できるかもしれません。

そういった意味では、那珂市の持つポテンシャルというのを十分に引き出させていただいて、言ってみれば、ないものねだりをするんじゃなくて、あるもの探しをしていただいて、那珂市でしかできないというものを開発していただきたい。しかも、それで税収も上げるということで、やりたいことをやる、必要なことに予算をかけるということで、今後も積極・果敢な展開、取組を期待いたしまして、今回少し余裕がありますけれども、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告3番、遠藤 実議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（萩谷俊行君） 通告4番、笹島 猛議員。

質問事項 1. ごみ問題の現状と対策について。2. 高齢者支援について。
笹島 猛議員、登壇願います。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 議席番号15番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回も盛りだくさんな質問なんです。執行部の皆さんには緊張感を持って答弁をお願いいたします。

まず、ゴミ問題の現状と対策について伺ってまいります。

環境問題には様々な問題がありますが、その中でも重要なものがゴミ問題です。近代社会は大量生産・大量消費で経済を成長させてきました。しかし、その陰で増え続けてきたのがゴミでございます。ゴミ問題を放置しておくと、温暖化や環境汚染などの様々な問題が地球を苦しめることとなります。

まず初めに、ゴミの減量化について伺ってまいります。

ゴミの減量は、市民の皆様お一人お一人の推進・啓発など地道な取組が多いと思います。

そこで本市のゴミ減量化に向けての取組と、取組の中の効果がどのようにあったか、どういふことを思われるかということをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

効果があったものとして、ゴミ減量化の一つに生ゴミ処理機器の購入補助があります。この補助には毎年30基以上の申込みがあり、家庭ゴミのうち、水分を含んで重量のある生ゴミの削減に効果が上がっていると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） その生ゴミの減量化を目的としまして、本市でも生ゴミ処理機の購入費を補助していると思うんですね。そこで、助成金額と普及状況をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

対象の機器といたしましては大きく2種類あります。説明しますと、コンポストと呼ばれるものの購入補助は、購入額の2分の1、上限3,000円で、1世帯2基までとしております。もう一つは、電動生ゴミ処理機の購入補助でございます。購入額の3分の1、上限3万円としております。実績として、令和4年度はコンポストが18基、電動生ゴミ処理機は12基、補助をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 家庭から排出されるゴミの約80%は水分だと言われております。このような生ゴミを燃やすことは多くの水分を燃やすこととなります。環境センターにおいては、焼却する際にも燃焼効果が悪くなり、燃料費も上がっている昨今、ますます燃料代が増え、ゴミ処理費用の増加になっていませんか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

処理費用の増加のお話、おっしゃるとおりでございます。大宮地方環境整備組合に問い合わせたところ、主に電気料の高騰を要因としたものと聞いております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 全国では、生ゴミの水切りをして排出することを家庭に強く求めている自治体もあります。いずれにしても、私たち一人一人がゴミを減らす意識を持ち、できることから取り組むことがゴミ焼却時のエネルギー効果の改善やSDGsの12番目の目標である、作る責任、使う責任の目標達成につながると思います。

そこで、本市ではどのような取組をしていますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

昨年度策定いたしました第3次環境基本計画において、3R行動の推進による循環型社会づくりの推進を掲げております。これに基づき必要な事業を進めてまいります。

また、なか環境市民会議が作成した那珂市の環境を守る市民・事業者の行動計画「なかアジェンダ21」、これを広報紙に掲載し、今後も引き続き市民への浸透を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 令和2年6月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の創設により、市町村や事業者はプラスチック製品の再商品化や再資源化の促進を図ることとされ、今後さらに、プラスチック廃棄物については、排出抑制等において包括的な資源循環体制の強化の想定がされます。

今後、資源ゴミ及びプラスチック資源のリサイクルなど、再資源化について大宮地方環境整備組合環境センターや常陸大宮市などと協議して、このゴミの削減を図っていくのでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、ゴミの削減は喫緊の課題であることから、常陸大宮市、またゴミの受入れ先である大宮地方環境整備組合、こちらとゴミの分別化やプラスチックゴミの回収につきまして協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、不法投棄対策について伺ってまいります。

この那珂市において、不法投棄件数はここ連続して発生していると思うんです。どのようなものが捨てられて、何か所ぐらいあるのか、どのぐらいの頻度であるのかとか、そういう現状について伺いたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

不法投棄につきましては、令和4年度、買物袋1個程度の小さなものから粗大ゴミのような大きなものを含め137件ありまして、平均しますと月10件程度のご相談を受けております。

不法投棄が発生する場所は市内各所にわたりまして、特には人目につきにくい箇所への不法投棄が多い状況でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） そこで、本市ではこの撤去回収にかかる費用はどのぐらいなんですか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

多くは大宮地方環境整備組合環境センターに運び処分をしておりますが、そこで処分できないものなどは、市が業者へ委託して回収処分をしております。費用ですが、運搬費及び処分費合わせて、令和4年度では約102万円がかかっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

そこで、本市の看板の表示はこのような厳しい表現の看板設置をしているのでしょうか。また、不法投棄は重大な犯罪ですと認識して、本市ではどのような不法投棄対策を行っているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市が作成した不法投棄禁止の看板には罰則の表示はしておりません。

不法投棄への対策ですが、不法投棄が頻繁に発生する場所へ監視カメラを設置したり、地元自治会の協力による監視パトロールなどを行い、不法投棄の防止に努めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） そうすると、部長、悪質な不法投棄があった場所ですね、それは。罰則入りの看板を設置しないとまずいんじゃないですか、それどうなんですか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、悪質な不法投棄が行われる場所には、罰則入りの看板を、地権者の協力を得ながら試行的にまずは設置してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、ゴミ出しマナーについて伺ってまいります。

集積所には、名前の記入がされていないために違反シールが貼られ、そのまま放置されているゴミを見かけます。近所の人からは、臭いがひどい、カラスにより生ゴミが飛散しているなど、こういう話をよく耳にします。本市では、違反者に適切に処理してもらいたいためにそのまま集積所に残しておくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

残されたゴミについては、回収されなかった理由が無記名であることを袋にシールを貼って伝えるため残しております。その後も置かれたままの場合には、最終的に市が回収しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 特に菅谷地区は、宅地分譲あるいはアパートの新設に伴って、世帯数増加によるゴミの排出量が増加しております。収集日、収集時間以外の排出分別が徹底されていないなど、様々な問題のケースが発生していると思われませんが、どう対応しているの

か伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

例えば新たな宅地分譲やアパート新設などの際には、不動産会社や管理会社に協力をいただきながら事案ごとに対応しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ほかの市町村からアパートに転入してくる人は、那珂市はなぜゴミ袋に名前を記入しなければならないのかとよく聞かれます。本市は、聞くと、責任を明確にするために指名の記入をお願いしていると言っておりますが、ゴミ袋に名前を記載するのは個人情報重視の現代社会に合わないんじゃないとか、排出者が特定されるとゴミの中を見られる可能性がある、それによってストーカーなどの女性の犯罪被害が増えていくんじゃないか、集合住宅においては名前未記載などでの未回収などは大変不衛生であるとか言われております。

水戸市とかひたちなか市、常陸太田市、東海村では名前の記載は必要ないので、那珂市に転入してくると戸惑いと不慣れなため、長期間、名前を記入しないで排出してしまうケースが多いです。ほかの市町村からの転入者にとって名前の記載は抵抗感があって、将来的にも転出要因になりかねないとか、令和のこの時代にそぐわない事業内容と思いますが、なぜ見直ししないのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、記名の目的から申し上げますと、1つ目は、ゴミの減量化になります。市民には排出抑制を呼びかけており、世帯当たりのゴミ袋は最大1回5袋までといったお願いもしております。これが無記名化となりますと徹底が難しくなるという懸念がございます。

2つ目には、ゴミ分別の徹底となります。ゴミ分別の細分化は3Rの徹底化の手段として全国的に進められており、今後、本市も分別の種類を拡大していく予定がございます。見直しについては、この分別の種類が増え、分別に対する意識や習慣、こちらが浸透した頃というふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員、ちょっとお待ちください。

傍聴者の皆さんで帽子をかぶっている方がおります。脱帽をお願いいたします。

笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 大宮地方環境整備組合の監査をしていたんですね、何年間か。その頃にちょっと聞いたことがあるんですけども、常陸大宮ではゴミ袋に未記載でも回収しているということですが、これ本当でしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

常陸大宮市へ問い合わせたところ、原則記名となっているけれども、無記名のゴミ袋についてもやむを得ず回収しているとの回答でした。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 那珂市と常陸大宮市が、大宮環境整備組合の中で統一されていないと、これどうなんですか、部長に聞いてもあれですよ。部長、聞いても分かんないですよ。はい。

じゃ、これはこれで終わりにします。

では、現状ではゴミ袋に排出者の名前記載は必要ですが、できればゴミ排出者の名前の記載がなくても回収できるようになりませんか。これは市長にお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 笹島議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ゴミ袋の無記名の課題、これもかねてから出ていることは承知をいたしております。担当課でもいろいろな検討をして、先ほどありましたけれども、いずれしかるべき時期にという、今、方向性で検討はさせていただいております。

お答え申し上げます。

ゴミの適正な分別とゴミの減量化を目的に、現在、ゴミ袋に記名をいただいているわけですが、昨年も適正な分別がなされていないことにより回収時に支障となることがございました。また、回収できないゴミの排出もあり、ゴミ集積所の管理者からの連絡を受け、担当部署が対応をしている状況もございます。

記名方式の本来の目的である、市民が自分の出すゴミについて、責任を持って分別や減量化などに取り組むことが理解・浸透している状況だと一定程度確認をされたときに、無記名化の実施には適当だと考えております。

次年度には、プラスチックの分別の細分化など大きな課題の検討を始めなければなりません。ゴミ袋の無記名化と併せて今後整理し、判断をしてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ほかの市町村が無記名で出してという、そういう生活習慣に慣れているところで常陸大宮市と那珂市がいまだかつて記入されてという、ほかの市町村から転入してきた方はびっくりするんですよ。さっきも言ったけれども、もう慣れないで困っちゃって。私らもそういうふうに聞くと、何でですかと、いや、ちょっと決まりなもんですからと言って、いや、不便ですよという何かその抵抗感。

先ほども言ったように、ゴミ袋はすごくいろんな情報が満載されているんですよ。あのゴミ袋の中に銀行からの通知、はがき、いろんなものが入っているんです。例えば女性の方の袋を開けちゃうと全部入っている、もちろん電話番号も。非常に危険。こんな時代に犯罪が多いですよ。情報は漏らさないようにというけれども、まだまだ皆さんそういうところは危機感がないものですから簡単に入れちゃうんです、ゴミ袋にね。私、やったことありませんよ。もうそういうことが日常茶飯事に出てきているので、明日、あさってやれとは言わないけれども、やっぱり周りがやっているのだから那珂市も変えていかないと。

これガラパゴス化というんですか。要するに、ここだけされているとなっちゃうのですね。頑張っってちょっと考えて、常陸大宮市とね。だって、先ほど言ったじゃないですか、常陸大宮市はそういうふうにしてやっているんですよ。書かなくても持っていったらいい。こちらだけ原則的にやっている。それで同じ大宮地方環境整備組合になっているという、そういう矛盾があるんですよ。だから、少しずつ、小さな改革、これ大事ですよ。私、大きな改革をしろとは思わない。でも小さな改革をやっていかないと、やはり。話は長くなりますけれども、転入者の人たちがやっぱり減ってきていますよ、逆にいえば。何でこんなことやっているの、こういうことを言う。

そういうことで、時間がないものですから次にいきます。

次は、高齢者のゴミ出し支援について、高齢化社会が進む中でよく見かけるのは、お年寄りが一輪車や自転車にゴミ袋を積んで集積所まで運んでいく光景です。そして、よく聞くのが、自宅から集積所までの距離が遠く、雨の日などは特に大変だと、そういう声です。高齢者が多い地区でゴミ集積所までの距離が遠い場合や、交通量が多い道路を横断しなければならない場所に設置されているゴミの集積所については、高齢者の負担が少しでも軽減できるように安全な場所へ移動するなど、ケース・バイ・ケースで対応しておりますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

ゴミの排出が困難となった場合などでは、出す場所の変更なども含め個別に相談に応じております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、県内市町村の高齢者ゴミ出し支援事業の実施状況と、本市において支援が必要な高齢者世帯数について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

県内他市町村の実施状況については、日立市、龍ヶ崎市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、鉾田市、美浦村の6市1村が高齢者ゴミ出し支援として戸別収集を行っています。これらは、自宅までゴミを回収に行く戸別収集のサービスとなります。

現在、本市が検討を進めているのはこれとは異なり、高齢者世帯のゴミを最寄りの集積所まで運び出すサービスです。このサービスを希望する高齢者世帯は市内に116世帯あると把握しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 常陸大宮市は、令和2年12月より、家庭ゴミを集積所まで搬出することが困難な世帯を対象に、戸別に訪問してゴミを収集するふれあい収集事業の実験事業を開始しました。令和4年から、市内全域を対象地域として事業を実施しております。そこで、この事業実績について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

常陸大宮市に問い合わせたところ、ふれあい収集事業は、高齢者世帯または障がい者等の世帯で、ゴミを集積所まで運び出すのが困難で、親族や近所の方々の協力を得られない世帯を対象にしています。申込みを受けまして戸別収集が行われております。

令和4年度末の利用件数については56世帯と聞いております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ふれあい収集事業の利用対象は、自身でゴミの搬出ができない状態にある高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯、かつ身内・近所の方の支援が受けられないという世帯に限定しており、また、介護保険の認定を受け、ゴミ出しなどの家事支援サービスを受給している方も対象外ということや、利用中に施設入所となるケースなどもあって利用者が少ないのかと感じております。

いろんな支援方法、またいくつかの支援に対して問題もあるでしょう。しかし、近い将来、既存の集積所へのゴミの搬出が困難になる方が増えて、その問題が顕在化していくことは間違いありません。市民の皆様が老後を安心して心豊かな生活ができるサービスの拡充は必要です。早急に支援できる体制をつくっていただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員ご指摘のとおり、本市でも、高齢化がさらに進んでいくことによって、これまでの行政サービスでは対応できないケースも増えてくることが予想されます。そして、ご指摘のように高齢者の方々のゴミ出し、それもその一つ、そのように考えております。

高齢者の方々等へのゴミの戸別収集事業については、負担軽減し、在宅生活を支援するものと考えております。長年住み慣れた地域で暮らせるようサポートするもので、県内では常陸大宮市をはじめ、いくつかの自治体を実施していることは承知いたしております。

本市におきましても、先行している他市町村の状況を参考として、留意点などを踏まえ、

事業の体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ありがとうございます。

次に、高齢者支援について伺ってまいります。

まず最初に、財政シミュレーションについてです。この財政収支見通しにおける少子高齢化の影響についてですが、歳入においては、少子化による生産年齢人口の減少や75歳以上の高齢化の上昇に伴って、課税客体の減少などによって個人市民税の減収が想定されると思われます。また、社会経済活動の縮小によって市税収入への影響が懸念されております。このようなことから減収要因が多いのではないかと推測します。

一方、歳出においては、高齢化社会の進展による介護保険、後期高齢者の医療費、これらの増加に伴ってそれぞれの特別会計への繰出金が年々増加し、収支状況の悪化は避けられない状況なのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

一般会計からの介護保険特別会計への繰出金につきましては、令和元年度の決算額が6億7,500万円、それから令和2年度が6億7,800万円、令和3年度が7億円となっております。それから、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金につきましては、令和元年度が1億2,100万円、令和2年度が1億4,300万円、令和3年度が1億4,500万円となっており、いずれも増加傾向となっております。

議員がおっしゃるように、高齢化の進展に伴いまして、特別会計への繰出金は今後も増加するということが見込まれております。財政の硬直化を招く要因の一つであるというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、独り暮らしの高齢者への取組について伺ってまいります。

これから高齢化が進み、単身高齢者や高齢夫婦世帯の割合が増えてくることとなります。孤独死の増加や老老介護の問題なども予想されております。そこで、本市の独り暮らし高齢者世帯の現状と高齢化率の推移について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者数でございますが、令和5年4月1日現在1,550人、平成30年4月1日時点におきましては1,229人という状況でございましたので、5年間で321人増加しております。

また、高齢化率ですが、令和5年4月1日現在、高齢者数は1万7,566人で高齢化率は32.7%、平成30年4月1日時点におきましては、高齢者数は1万6,470人で高齢化率が

29.9%という状況でしたので、5年間で1,096人増加し、高齢化率は2.8ポイント上昇をさせていただきます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 独り暮らしの高齢者への取組として、民生委員さんが対象の高齢者を訪問し、生活状況などを聞き取りしまして調査を行う高齢者実態調査を実施しているとのことですが、調査後、どのようなフォローアップをしておりますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

民生委員が独り暮らし高齢者などに対して高齢者実態調査を実施した際に、地域包括支援センター職員による訪問の希望について確認を行っております。

訪問を希望する方に対しましては、年1回、自宅を訪問し、体調や生活状況の変化などについて聞き取りをしております。また、訪問した際に、介護サービスの利用など支援が必要であると思われる高齢者には、介護保険の各種サービスの紹介や提案などを行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 続いて、民生委員の活動について伺ってまいります。

長寿社会についてをテーマに語る時、各地域の福祉を支える民生委員さんの活動は非常に重要であります。自治会を中心に地域で活躍されている様々な役員の方々と連携を取りながら、地域の高齢者や障がい者などの生活弱者を支えてくださっている民生委員さんですが、定数に対する充足率が95%程度の自治体も多く、民生委員さんがいない地域もあると新聞記事で見ました。

そこで、活動内容や現状、定数の推移等についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

民生委員の活動内容につきましては、民生委員自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する地区において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者世帯の見守りや安否確認など重要な役割を果たしていただいております。

また、本市の定数でございますが、県の条例で105名と定められておりまして、現在の充足率は100%となっております。

なお、定数の推移につきましては、平成17年1月21日の本市誕生時の定数の104名から、現在は105名と1名増えている状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 個人情報については、当然のことですが、個人情報保護法や条例によってそのプライバシーが守られております。その一方で、民生委員・児童委員の活動に当たっては、その支援擁護対象となる市民の皆様の非常にセンシティブな個人情報が必要となる場面もあります。日常の地域の福祉活動を支えていく中で、どの程度の情報の共有が図られているのでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、地域福祉活動を支えていただいている民生委員とは、独り暮らし高齢者に関する情報や災害時要援護者に関する情報、支援が必要となる生活保護者世帯に関する情報などについて情報を共有しながら、各種施策に取り組んでおります。

なお、個人情報の取扱いについては、民生委員法にも規定されているとおり、職務上知り得た情報は漏らしてはならないことを十分理解していただいております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 民生委員は地域の福祉、特に高齢者福祉の支援者として非常に重要な職務ですが、近年、多くの自治体で成り手不足に陥っております。成り手不足の理由として、1つ目、地域住民のプライベートな問題に介入するなど責任の重さや業務量の多さ、2つ目、働いている世代は担うのが難しく、雇用延長や共稼ぎの増加で活動時間を確保できる高齢者や専業主婦が減っている、3つ目、年齢要件の上限を75歳未満とする自治体が多い、4つ目、無報酬である点などが挙げられております。

そこで、本市における今後の課題への取組や考え方について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

成り手不足の解消につきましては本市でも解決すべき課題となっております。成り手不足の解消に向けた後継者育成の一つの手法として民生委員協力員制度がございます。この制度は、年々負担が増加する民生委員の負担の軽減と、新たな地域福祉の担い手を増やすことを目的にしたものでございます。民生委員協力員は、民生委員の補佐役として、見守りや資料配布などの活動を行います。

本市では、この民生委員協力員制度について、現在、県内の市町村の実施状況を調査しているところでございます。今後、実施市町村に対して調査を行うなど検討してまいります。引き続き、民生委員の意見も聴取しながら導入の可否を判断し、民生委員の負担軽減に取り組む、成り手不足解消に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 占める団塊の世代が75歳以上、後期高齢者になるので、75歳未満

という年齢要件を満たす成り手の候補はますます減少します。しかも、2025年時点で高齢者世帯の7割が独り暮らしか高齢夫婦だけの世帯になるので、今よりさらに、地域で細やかなフォローをする人材が必要となるのです。

こうした民生委員の成り手減少による支援が必要な世帯の孤立を防ぐため、一部の自治体では活動費を増額したり、民生委員だけに負担が集中しないよう民生委員のサポーターを設けたり、訪問ボランティアを組織するところも出ています。

民生委員は、地方公務員法に定める非常勤特別職の地方公務員ですが、民生委員法第10条で給料を支給しないと定められていることから、無償ボランティアとされており、活動に関わる費用は自治体から支給されているのが現状です。そこで、本市の民生委員活動費をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の民生委員活動費は、ガソリン代や電話代など活動に要する費用の弁償として、委員1人当たりの年額になりますが、国から支給される6万200円と市から支給する4万5,000円を合わせて10万5,200円を支給してございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 熱心な民生委員が携帯電話と車などを駆使して活動し、研修などにも積極的に参加すると、最低でも年間10万円以上の額が必要だと言われており、基本的に赤字だと思われま。

民生委員はそれぞれ担当地域を持ち、1人当たり四、五世帯から10世帯以上とか、担当している世帯がまちまちの地域も見受けられますが、これらのばらつきをなくすためにも地区割変更は可能でしょうか、また、行政側の調整によってこれらのばらつきは解消できますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

担当地区の地区割の変更につきましては、担当地区が隣接する民生委員の間で調整し、合意に至った際には担当区域を変更することが可能となっておりますが、担当する世帯数など、客観的な状況を踏まえてからとなっております。

地区割の変更につきましては、あくまでも民生委員からの申出により行っているところでございます。

なお、地区割の調整によって、ある程度の負担の平準化が図れるものと考えてございます。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今日、家族や社会を取り巻く環境が大きく変わる中、人々が直面す

る生活環境、福祉課題は多様化・深刻化しております。その中で、民生委員は、地域住民の身近な相談相手、見守り役、行政の協力者として福祉制度の橋渡しの存在、民間社会福祉活動の推進であり、社会的孤立への対応、認知症の高齢者への支援、災害時要配慮者対策等、その活動はより幅広いものとなっております。

地域福祉においてその役割はますます重要になっております。全国的に担い手の高齢化などで定員割れが深刻化しております。また、活動費を自費で補填する委員も少なくない聞いております。この先、どこまで物価が上昇するか分からないと言われていた中で、民生委員の経済的な負担は増えております。そこで、活動費の増額を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

民生委員の国の活動支援費につきましては、令和2年度に年額で1,200円の増額がされたところではございますが、本市としましては、一昨年12月に、国への要望につなげるため、県内の福祉事務所で組織する福祉事務所長会において、民生委員の活動支援費のさらなる見直しについて要望を行ってございます。

また、市の活動支援費につきましては、隣接市町村と比較しても決して低い水準とはなっていないことから、現在、増額は考えてございませんが、昨今の物価上昇につきましては、全国的なものであるため、見直しの検討など国の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今後、少子化はさらに進んでいくと思うんです。この民生委員の人たちのように、地域の情報に詳しく、行政や地域の機関との橋渡しをしてくれる人材は欠かせないと思うんですよね。何とか要望に応じてあげてください。よろしくお願いします。

次に、認知症対策について伺ってまいります。

全国で、認知症を患う65歳以上の高齢者が2025年には5人に1人と言われております。気をつけないと認知症に近づいてしまう行動と言われているのがテレビです。長時間ぼーっとしていると、アルツハイマー病になりやすいことが統計的に分かったそうです。スマホも同じくらいリスクがあります。脳の健康を保つために必要なことは、第一にコミュニケーション、会話です。顔を合わせて話すこと、脳をよく使い、脳の機能を保つことに役に立ちます。

ここ数年の認知症による行方不明者、捜案件数はどのぐらいありましたか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

行方不明者の捜案件数ですが、令和4年度が2件、令和3年度が7件、令和2年度が5件という状況でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 認知症になると、その社会的コストはがんの8倍ぐらいと言われております。多少、物忘れが激しくても自立した生活が続けられるようになるため、認知症を予防することは大変重要なことです。現在、本市が実施している認知症予防の取組と今後の課題について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市で行っている認知症予防の主な取組を申し上げますと、認知症に関する正しい知識と理解の促進を図る認知症サポーターの養成、それから、認知症の進行に合わせた家族の心構えや接し方のポイントなどを記載しております認知症ケアパスの普及啓発、認知症に関する介護予防活動、認知症初期集中支援チームによる本人や家族への初期支援、認知症の方やその家族の集いの場である認知症カフェの支援、認知症の方やその家族の支援を行うチームオレンジの立ち上げ、若年性認知症の方への支援などになります。

今後の課題といたしましては、認知症の疑いのある方の支援拒否や認知症に対する関心度が低いことなどにより、認知症の早期診断・早期対応に遅れが生じることが懸念されてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 脳トレや社会参加などのストレスを感じないものから積極的に試してみること、市民自ら認知症予防に取り組んでもらえるような事業がこれから必要と思います。よろしく伺います。

次に、成年後見制度について伺っています。

最近、高齢者を狙った悪徳商法など、消費者被害・詐欺が後を絶ちません。高齢者は判断能力や交渉力が衰えていく中、自分の財産を守らなければなりません。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断が不十分になり、自分独りでは契約や財産の管理などをすることが難しい方が自分らしく暮らせるように、その権利を守り法的に支援する制度です。

そこで、本市のこの制度の現状と取組について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市では、判断能力が不十分な方に対しましては法定後見制度、認知症状が初期段階で判断能力がある方に対しましては任意後見の契約に向けた支援を行っております。

成年後見制度の利用促進に関する取組につきましては、県央地域連携中枢都市圏連携事業の構成市町村と連携し、制度の普及啓発、必要な人材の育成などを行うほか、市民の方を対

象とした学習会や相談会などを実施してございます。

また、地域包括支援センターと連携して、判断能力が不十分な方や不安のある方、また、そのご家族などを対象に相談業務を行っております。こちらの相談件数につきましては、令和4年度は8件となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 皆さんご存じのとおり、本人が認知症になった場合、金融機関の多くは取引を凍結します。結果的に預金、保険、金融財産などは、本人が死亡した後に遺産相続の手続に入るまで動かさなくなるのが通例のようです。それを避けるためにも、金融機関には認知症であることを隠して手続を進める例も多いと聞いております。

このように、認知症になった場合のほか、知的障がい、精神障がいなどが原因で判断能力が不十分な人が経済面や生活面での不利益を被ることを防ぎ、本人の権利を守るための制度として成年後見制度があります。

しかし、現状では決して利用しやすい制度にはなっていないというのが現状です。この制度は、本人のために後見制度の利用を申し立てることができる親族がいない、あるいは親族が申立てしない場合に市町村長が申立てを行うということが出来ます。そこで、本市での市長申立ては何件くらい行っておりますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市長申立ての件数ですが、高齢者と障がい者に分けて申しますと、高齢者の方の申立ては令和2年度に1件ございましたが、それ以降の申立てはございません。障がい者の方の申立てにつきましては、令和2年度に1件、令和3年度に2件、令和4年度はございませんでした。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 本人の判断が十分できなかった場合の財産はどうするのか、あるいは日常生活でいろんな契約をする必要があります。そうしたときに、十分な判断能力がない場合にその契約を誰が代理をしているのかという問題があると思います。本人が既に認知症で判断能力がなくなってしまった後にそういう問題が発生したときは困ってしまっております。

今回、私が問題にしたいのは、既に認知症になってしまった方の場合、どのようにその方の権利を守っていくかということだと思います。成年後見制度の利用を各自治体で推進するように助成制度があると思いますが、那珂市ではどのような支援策、助成制度がありますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の支援策としましては、市役所の関係部署における相談支援のほか、社会福祉士などの専門職がいる地域包括支援センターや社会福祉協議会において、相談支援と成年後見制度の申立てに必要な書類の作成支援を行っております。

本市の助成制度につきましては、市長申立ての対象で、かつ費用支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に助成制度を設けております。助成内容としては、申立てに必要な収入印紙や切手代などの申立て費用の支援、家庭裁判所によって選任された成年後見人等の業務に対する報酬等の費用支援を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 成年後見制度の利用促進に向けて、国は平成28年に成年後見制度の促進に関する法律をつくり、第1期基本計画をつくっています。令和4年には第2期基本計画もつくられております。法律では各自治体は基本計画を作成することが求められておりますが、そこで本市の基本計画作成状況をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市としましては、成年後見制度利用促進基本計画は作成してございませんが、成年後見制度の普及啓発や利用促進などについて、那珂市地域福祉計画や那珂市高齢者保健福祉計画、那珂市障がい者プランに盛り込んでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 成年後見制度利用促進基本計画は、例えば認知症などで本人の判断能力が低下した場合に財産などの管理を任せるための制度です。しかし、後見人が不当に被後見人の権利を制限するなど、トラブルの報告がされております。那珂市が制度を促進する立場に立つならば、制度問題について把握する必要があります。

そこで、成年後見制度の問題点をどのように把握しておりますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市では、議員がおっしゃるような、後見人が不当に被後見人の権利を制限するようなトラブルについては現時点では把握してございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） これからそういうトラブルが起こるかもしれないということで準備をしておいてください。

那珂市が後見制度を利用することを強く促し支援しながらも、制度利用後に何かあっても

頼れないことは問題です。後見制度を利用する被後見人が後見人とトラブルなど問題を抱えた場合に、被後見人や家族などの立場になり相談できる機能が必要です。そこで、本市では相談しやすい環境整備に努めているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

庁内の社会福祉課、介護長寿課をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、幅広く相談を受けられるよう体制を整備してございます。

また、相談したいときに相談先が分かるよう、市の広報紙やホームページ、SNSなどに成年後見制度相談窓口を掲載するなど、市民に広く周知をしてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 成年後見制度を利用する基本的な姿勢として、憲法第13条の自己決定権の保障を念頭に置いた制度利用とならなくては制度の真の意味がないと思います。

被後見人の間で問題が生じたときに、被後見人の立場が弱いのが現行の制度です。本制度を促進していこうとするならば、万が一、問題が起きた場合に、被後見人の立場に立って相談を受けられる場所を持つ必要があると思います。そこで、本市でも相談場所を設けてはどうでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、庁内の関係課をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会などで相談窓口を開設してございます。今後も、被後見人やその家族などの相談者に寄り添いながら支援していくことを心がけてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 部長、それ窓口は3つあるということですか。そうすると、その窓口のところに相談者が行くと。もちろんまだ庁内では一本化されていないということで、ばらばらで大丈夫なんですか、それ。ちょっとアドリブで聞きたいんですけども、答えができなければ結構ですが。

じゃ、もう終わりました。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告4番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時06分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（萩谷俊行君） 通告5番、小池正夫議員。

質問事項 1. 那珂市においてのがん対策について。2. 那珂市の防犯対策について。
小池正夫議員、登壇願います。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日の質問は、那珂市においてのがん対策についてです。

日本人の2人に1人は生涯のうち一度は何らかのがんにかかると言われ、3人に1人はがんで亡くなっています。

どうしてこのような質問をするかといいますと、私ごとではありますが、2020年6月に自分でがんが見つかりまして、ステージ4のb、小腸がんと診断されて、1か月遅れると絶命するぎりぎりのところで医者に見つけていただきました。それもセカンドオピニオンで、1年間はほかの病院で見つからなく、ひどい貧血状態でした。違う病院の先生に、たまたまうちの病院で検査してみましようと言われて検査をして、末期に近い状態で告知をされました。9時間半に及ぶ手術に半年間のつらい抗がん剤を治療いたしまして、今に至っています。そのようなことがあったことで、市民の皆様においても早期発見でがん対策ができれば死に至るリスクが減ると思い、この質問をさせていただきます。

茨城県でも、昭和60年以降、がんが県民の死亡原因の第1位となっており、がん対策は極めて重要な課題となっています。

国において、平成18年度にはがん対策基本法が制定され、日本のがん対策が本格化し、着実にがん対策も推進され、平成28年12月には改正法が成立、治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化、がん教育の推進などが盛り込まれました。そして、平成30年3月には第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、4つの分野施策として、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生、そして、これらを支える基盤の整備になっています。

茨城県においても、平成2年に茨城県総合がん対策推進計画を策定し、がん対策を進めてきましたが、がんによる死亡者数は減少せず、がんは早期発見・早期治療が重要であります。がん検診の受診率においても目標値の50%に届かない状況が続いておりました。

このような状況を踏まえ、平成27年12月18日に、茨城県がん検診を推進し、がんと向き

合うための県民参療条例が公布・施行されました。さらに、平成30年度から6か年を計画期間とする「茨城県総合がん対策推進計画－第四次計画－」を策定し、患者さんが抱える就労に関するニーズや課題を把握した上で、社会的理解の推進や就労支援策を講じることとしております。

以上を踏まえまして、がんになる前の早期発見・早期治療のためにも検診を受けることが大切に、また重要になりますので、初めに、那珂市でのがん検診の受診状況についていくつか伺います。

那珂市においては、胃がん、肺がんのエックス線検査、大腸がん便潜血検査、子宮頸がんの細胞診検査、乳がんのマンモグラフィー検査などについて実施をしています。また、市の実施する検診以外にも、勤務先での職域検診あるいは健康診断や人間ドック等、個人的に検診を受ける場面もありますので、それぞれにおいて受診率向上に向けた積極的な取組を進めていくことも必要だと感じます。

ちなみに、平成30年度に策定した那珂市健康増進計画によりますと、5大がんによる死者数が、75歳未満においては、目標値が22人以下のところ、現状として25人の方が1年間でお亡くなりになっております。

次に、5大がんの検診受診率については、対象となる疾病ごとの検診受診率となりますが、胃がん検診が7%、肺がん検診が13.2%、大腸がん検診が13.6%、子宮頸がんが10.3%、乳がんが11.1%と、それぞれ目標にしている30%を大幅に下回っております。

さらなる受診率向上を図るためにも、継続的で分かりやすい周知方法や、年齢や生活実態などによる対象者を絞った勧奨、受診機会の拡大や利便性の向上が効果的だと思います。

以上を踏まえまして何点か質問させていただきます。

まず初めに、市の現在のがん検診の受診率についてはどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の令和3年度のがん検診受診率につきましては、速報値となりますが、胃がん検診が10.8%、肺がん検診が18.3%、大腸がん検診が16.8%、子宮頸がん検診が12.2%、乳がんのマンモグラフィー検査が13.1%となっております。

なお、県の令和3年度のがん検診受診率の速報値につきましては、胃がん検診が9.2%、肺がん検診が18.2%、大腸がん検診が14.6%、子宮頸がん検診が13.5%、乳がんのマンモグラフィー検査が14.8%となっております。

また、がん検診受診率につきましては、国の方針に基づき算出をしておりますが、平成30年度から算定方式が変更となっております。これまでは推計対象者を基にしました受診率が用いられてきましたが、現在は、市町村国民健康保険被保険者の受診率を使用しており、市町村の比較ができるようになってございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 健康増進計画においては、がん検診の受診率の目標値は30%としていますが、現状の受診率についてどのような分析をしておりますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

がん検診受診率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度は検診の受診控えが多く、受診率の低下につながったと考えてございます。令和4年度につきましては、コロナ前までの受診率には戻っておりませんが、回復傾向にございます。しかし、目標値の30%に達していないことから、引き続き、がん検診受診率向上のための対策は必要であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） がん検診の受診率向上のための取組としてどのようなことを実施しているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市では、がん検診の受診率向上のために3つの対策を実施してございます。

1つ目は、がん検診の周知対策です。当該年度の各種健診の受け方などを掲載している健診ガイドを、回覧及び自治会未加入者へは個別送付し、全戸配布をしてございます。また、3月頃には継続受診を促すためのはがきを送付し、8月頃には健診の空き状況をお知らせするチラシを回覧しております。

さらに、健診会場において、がん検診の重要性やがん予防に関する正しい知識等について普及啓発を行っているがん予防推進員によるリーフレットの配付や、幼児健診に来所したお母さんに乳がん触診模型に触れていただくなど、女性がん検診の周知や勧奨を行っております。

2つ目は、受診する方の利便性の向上のための対策です。従来のコールセンター設置による電話申込みや、直接、健康推進課へ申込みする方法に加え、ウェブからも申込みができるようにするなど、申込方法が選択できる体制を構築してございます。

3つ目は、受診機会拡大の対策です。令和4年度については追加健診日を設け、健診未受診者に個別に受診勧奨する取組を実施してございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） がん検診の受診率向上のための取組として、個人負担の軽減について検討しているかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

がん検診の個人負担の軽減につきましては、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診につきましては、初めて対象となる満40歳の方に対し検診費用が無料となる案内を送付し、受診勧奨を行っております。

また、乳がん検診につきましても満40歳の方、子宮頸がん検診につきましては満20歳の方に対しまして、同様に検診費用を無料とする取組を実施しております。

そのほかのがん検診の自己負担金につきましては、65歳以上の肺がん検診が無料になっている以外は、おおむね料金の3割をご負担いただく料金設定となっております。個人負担金につきましては、今後も一定程度の負担はお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 続きまして、がん患者の就労や家族に対する支援について伺います。

現在のがんの主な治療法には、手術のほか放射線療法、抗がん剤などによる化学療法があり、単独もしくはこれらを組み合わせて、様々な手法が現在の主流として行われています。

がん治療については、日々新たな技術が開発されており、がん免疫療法など、薬が直接がん細胞を攻撃するものではなく、もともと体内に備わっている患者さん自身の免疫の力を利用して、がん細胞への攻撃力を高める治療法など、免疫チェックポイント阻害薬などについても、一部、保険適用が進むなど進化しております。

さらに、最近の医療では、患者が医師から治療について十分な説明を受けた上で、同意をもって治療を進めていくというインフォームド・コンセントが重視されており、がんは特に重要な病気であると言われております。

このような環境の中で、がん患者はどのような医療を受ければよいのか、どのような療養生活を送ればよいのかなど、自ら選択をしていく自己決定が必要な場面に遭遇することになります。さらに、治療しながらの就労などをする方も増えてきており、そういう意味でも、がん及び治療生活に関する情報というものは患者や家族にとって欠かせないものとなっております。これらの情報は、今日、インターネットをはじめ、いろいろと多く見受けられますが、一方的に提供される場合が多く、当事者が主体的に選択できるような提供方法や情報選択へのサポートについては、まだまだ十分とは言えません。

診療されている病院などに設置されているがん相談支援センターだけではなく、既に発信されているがんや医療に関する情報を整理して、近隣地域の医療体制、在宅、福祉、介護など、点在する様々な情報の中から市民が主体的に選択できるなどの周知なども必要なのではないかと思います。

以上を踏まえて、がん患者と家族に対する支援について質問をさせていただきます。がん患者の相談についての市の相談窓口はどちらになりますか。また、がん患者本人からの支援

などの相談についてはどのような相談があるかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

がん患者やその家族からの市の相談窓口は健康推進課となっておりますが、市に寄せられている相談件数はあまり多くはない状況です。

主な相談内容につきましては、精密検査を受診できる医療機関の紹介についての相談やセカンドオピニオンについての相談、各種がんに係る相談先などとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） がん患者やその家族に関する相談等に対して市としてはどのような対応をしているかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市といたしましては、がんの患者の方やその家族が得たい状況が得られるよう、市ホームページにがんに係る情報を集約して掲載するなどの対応を行っております。

県では、がんに係る相談については、主に県内の医療機関に設置されたがん相談センターが担っており、治療や日常の療養のことについては医師や看護師が、痛みの緩和のことについては薬剤師、不安や落ち込みのことは臨床心理士、医療費や各種福祉制度及びがん患者の就労のことなどにつきましては社会福祉士や医療ソーシャルワーカーが対応するなど、様々な専門職ががん患者やその家族の相談に対応しております。

がん患者が不安な気持ちになる要因の一つに、外見の変化により病気が知られるのではないかとあります。そういった相談があった場合には、お話を伺った上で、治療において生じた外見の変化に起因する苦痛を軽減するアピアランスケアや、医療用ウィッグ、乳房補正具の購入やレンタル費用などについて県の補助制度を紹介して、不安を少しでも取り除くためのサポートをしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） がん治療として、がん治療と仕事の両立や、働き続けられる環境を社会全体でバックアップしていくということがますます必要であると考えておりますが、市としてどのようなサポートができるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

がん治療が目覚ましく進歩している中で、がん治療を受けながら働き続けられる環境を整備していくことは大変重要な課題であると考えております。

市としましては直接就労を支援する取組などは実施してございませんが、県においては、

がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院において、雇用条件の配慮や雇用する際の労働規則の改正などに詳しい社会保険労務士が、就労に関する無料相談を実施してございます。

また、茨城産業保健総合支援センターにおきましては、両立支援に取り組む企業等を支援するため、企業等の依頼により社会保険労務士などを派遣する仕組みがつけられてございます。

市におきましては、がん治療と仕事の両立についての相談があった場合に利用できる国や県の制度について情報提供を行い、必要な支援制度を活用していただけるよう、がん患者やその家族をサポートしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、在宅医療、在宅緩和ケアについて伺います。

がん患者が住み慣れた家庭での療養を希望される場合、在宅療養支援診療所や訪問介護ステーション、訪問歯科医、薬剤師、介護事業所、心のケアの専門家、あるいは患者を支えるボランティアなどが連携してチームを組み、24時間のケア、場合によってはみとりまでできる体制の整備が求められます。

また、近年のがん治療では、がんと診断されたときから、治療と並行して緩和ケアを行うことが重要視されております。緩和ケアとは、このような多岐にわたる苦痛を緩和し、身体面・機能面・心理面・社会面・スピリチュアルな面から包括的に患者や家族の生活の質、クオリティー・オブ・ライフを改善させるためのアプローチのことを指します。

これまでは、緩和ケアと聞きますと、終末期医療との偏見や医療用麻薬への誤解などがありましたが、治療と並行した積極的な緩和ケアは療養生活の質を向上させ、結果、生存期間も長くなるとされています。いつでも安心して、希望するところで療養生活ができる社会基盤が併せて必要です。

一方で、がんにおける在宅医療生活は、患者が在宅に移ってから生活を送る期間や、また容体に変化する度合いに関しても、高齢者のケアとは基本的に様相が異なります。

以上を踏まえまして、在宅医療、在宅緩和ケアについて質問をさせていただきます。

最初に、現在、市においての在宅医療、在宅緩和ケアで治療を行っているがん患者の方はどのぐらいいるのかお伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

在宅医療、在宅緩和ケアで治療を行っているがん患者の人数につきましては把握してございませんが、要支援・要介護認定を受けている方のうち、がん患者の方の人数を申し上げますと、令和5年2月現在、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の第1号被保険者2,742人のうち、がん患者の方は294人で10.7%となっております。また、40歳以上65歳未満の第2号被保険者で要支援・要介護認定を受けている方は48人で、そのうち、がん患者

の方は3人で6.3%という状況でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、緩和ケア者が在宅医療に切り替えた場合の支援体制についてはどのようなものがあるかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

医療と介護の両方の支援が必要な方に対しましては、在宅医療と在宅介護を一体的に提供し、切れ目のない支援体制を構築してございます。また、各地域包括支援センターに相談窓口を設置しまして、入退院時の支援を行う医療や介護の専門職と、退院後の生活をイメージした情報交換や在宅へのスムーズな移行のための連携を図ってございます。

そのほか、介護における支援としましては、介護の専門的知識・技術を有する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが要介護者やご家族などからの相談や要望を受け、要介護者の心身の状況を確認しながら、適切なサービスが利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者などとの連絡調整を行ってございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、在宅医療で緩和ケア者が利用できる公共サービスなどは、具体的にはどのようなものがありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

在宅で緩和ケア者が利用できる公的なサービスの一部に、介護保険制度による介護サービスがございます。例を申し上げますと、ホームヘルパーに訪問していただき身体介護や生活の援助が受けられる訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスがございます。

また、看護師などに訪問していただき、手当や点滴の管理をしていただける訪問看護や、介護職員と看護師が密接に連携して、24時間、訪問対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護がございます。

このほかにも、生活環境を整えるサービスといたしまして、自立した生活を送るために必要な福祉用具を借りることができる福祉用具貸与、それから、より安全な生活が送れるように住宅を改修する居宅介護住宅改修などがございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 最後に、在宅療養生活者への包括的、継続的な在宅医療・介護を提供することが市として重要なのではないかと思います。いかがに思いますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供することは非常に重要であると考えております。

現在、市では、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、介護支援専門員などの多職種で構成される在宅医療・介護連携、認知症対策推進委員会を設置し、連携体制の構築や認知症対策に取り組んでございます。

この委員会では、切れ目のない在宅医療と介護の支援体制を構築するに当たり、入退院の支援、日常の療養支援、急変時の対応、みとり、この4つの場面を意識し、それぞれの立場からご意見をいただきながら協議してございます。

今後とも、医療や介護の必要な方が住み慣れた地域で過ごすことができるよう、関係機関、多職種などとの多様な連携体制の構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） ありがとうございます。

がんというのは、一口にがんといいますがいろいろながんがありまして、自分の場合でも、びっくりしたのは非常にお金がかかるということでございました。抗がん剤も、今は自分の血液を取って、いろいろな調べ方でその人に合ったいろいろな薬を使ってくれるというところ、いろいろな最先端の医療の技術が進歩しておりますので、なるべくならば早く見つけて、おかしいと思ったときにはすぐにお医者にかかって見つけてもらうというのが大事かなと思っております。

この項の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、那珂市の防犯対策についての質問に移ります。

近年、自治体が公園などの公共施設や児童生徒の通学路等に防犯カメラを設置、運用するケースが増加しております。防犯カメラが普及した契機は、平成7年に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件だとされています。防犯カメラは、多数の映像をリアルタイムで撮影・記録できるため、防犯対策への活用や犯罪抑止効果等が期待される一方で、不特定多数の住民を撮影するということによるため、被撮影者のプライバシー権等を侵害するおそれがあり、慎重な運用が必要とされております。

しかし、防犯カメラの設置運用を規定した法律は存在しないため、管理方法は各自治体の判断に委ねられているのが実情です。そのため、それぞれの自治体は条例で防犯カメラの管理方法を規定するとともに設置場所を公開するなどして、住民理解を得ながら防犯カメラの管理運用に当たっています。

一方で、防犯カメラ設置についての住民ニーズは高く、例えば大阪市では平成27年に、市政モニター、校区コミュニティ協議会、PTA協議会の約2,100人を対象に実施したアンケ

ート調査では、地域の治安をよくするための効果的な活動は何ですかとの質問に対して、約25%が防犯カメラの設置との回答がありました。警察によるパトロールの回答に次いで2番目に多いという結果になっています。

それでは、那珂市の防犯カメラの設置についての重要性について質問をいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市が管理する防犯カメラには、学校や庁舎などの公共施設を管理する上で設置するものと、JR水郡線の各駅の付近や国道の行政界付近に防犯上設置しているものがあります。

防犯カメラを設置することは、犯罪などの行為が行われた後に捜査などで役立つと思われませんが、まずは防犯カメラに撮られていることを意識させ、犯罪などの行為を抑止する効果が高まることが重要だと考えます。

なお、JR水郡線の各駅付近や国道に設置している屋外の防犯カメラは、駐輪場を含めると23台ございます。今年度も国道118号などに2台設置する予定となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 続きまして、自主防犯活動とは、自分たちのまちを自分で守ろうという防犯意識の下、地域ぐるみでの犯罪の起きにくい環境づくりに取り組む活動をいいます。活動の一例として、防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、防犯の指導・診断、子供の保護・誘導、危険箇所点検などがあります。

それでは、自主防犯活動団体の育成について質問をいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

自主防犯活動団体については、那珂市安心で安全なまちづくり条例の趣旨にのっとり、自治会単位で組織化され、65団体が組織化されております。市では、これらの団体が主に設立される際に、その活動に必要な防犯資器材などをそろえるための費用を補助しています。

現状としましては、自主防犯活動団体が活動する上での相談などに個別に助言を行うなどの対応を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 続きまして、高齢者の独り暮らしは隙が生まれやすく、家族世帯に比べると犯罪被害のリスクが高い傾向にあります。特に高齢者は体力や判断力が低下していることが多く、犯罪のターゲットになることがあるので防犯対策は大切です。

空き巣や居空き、忍び込みの侵入犯罪は現行の前にターゲットを決めていることが多く、特に高齢者が狙われやすい傾向です。侵入犯罪の現状では、警察庁の住まいる防犯110番によると、刑法犯認知件数は平成14年には約285万件、令和2年には62万件と減少傾向にあり

ます。侵入犯罪もそれに伴って減少傾向ですが、令和2年で約2万1,000件と少ない件数ではありません。

高齢者が犯罪のターゲットにされやすい要因は主に3つあります。高齢者単身世帯の増加、内閣府の令和4年度高齢者白書によると、令和2年の65歳以上人口に占める単身世帯割合は、男性が15%、女性が22.1%、どちらも毎年増加している状況です。高齢者の単身世帯は、体力や判断力の低下に加え孤立しやすい環境下にあるため、犯罪のターゲットにされやすいといえます。

②としては、高齢者は逃げやすい対象である。③では、自分を過信しやすいというところがあります。また、玄関の鍵をかけない、窓を開けっ放しにする、来客の際に相手を確認せずにドアを開けてしまう。

日常で簡単にできる防犯対策としては、高齢者でも実施しやすい防犯対策を7つ紹介しております。適切な対策を行うことで防犯意識の高さも併せてアピールできるため、犯行のターゲットにされにくくなるでしょう。

まず、1としては施錠をしっかりとる。周囲とコミュニケーションをしっかりとる。また、カメラの設置。4としては防犯フィルムを貼る。5として家族構成を分からないようにする。6としては来訪者の身分を確認してから対応する。7としては定期的に玄関周辺をチェックするとあります。

それでは質問に移ります。

独り暮らし高齢者への防犯対策と地域ネットワークについてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、市では、市内の郵便局や金融機関などの個人のお宅を訪問する事業者との間で、独り暮らし高齢者の見守りを行う協定を締結しております。独り暮らしの高齢者宅へ伺った際に、何か気になることがあれば市へ情報提供していただけることになっております。

また、独り暮らし高齢者の方は災害時の避難行動要支援者の対象者になります。本人の希望とはなりますが、要支援者となった場合には近所の方や同じ班の方が支援者となり、近隣との見守りの関係が期待されます。これらの情報は民生委員や自治会長なども共有いたします。これらは直接の防犯対策ではありませんが、地域のネットワークを通じての防犯対策の一助になるものと考えております。

なお、茨城県警では、高齢者総合安全対策として、65歳以上の高齢者がいるお宅を訪問し、偽電話詐欺、住宅侵入窃盗に対する防犯指導などを実施していくこととしており、那珂警察署では今月6月から実施すると聞いております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 続きましては、水戸市では、水戸市安全なまちづくり基本計画地域を

策定し、住民にボランティア活動への参加なども呼びかけ、平成16年11月には内原地区自警団グリーンパトロール隊が結成され、活動としては、私有車を利用し、週3回から4回のペースでパトロールを実施している。パトロール実施者は青色防犯パトロール講習を積極的に受講しており、実際の活動に生かしているとあります。

なお、地域安全ニュースを毎月発行し、隊員はもとより、警察や学校、防犯協会、銀行、市役所などに配布するなどの活動も行っております。

お伺いいたします。安全なまちづくり基本計画の策定についてはどのようなになっているでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市では、平成14年に那珂市安心で安全なまちづくり条例を制定し、地域における生活の安全を守るための自主的な活動を進めてまいりました。現時点では計画の策定は考えておりませんが、今後の地域の実情を踏まえ、必要に応じて策定については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは最後の質問です。最後に防犯メールの質問をいたします。

市民の皆様へ、防犯情報、子供の安全情報、交通関係の情報、警察からのお知らせ等をリアルタイムで、かつピンポイントに提供し、事件・事故の未然防止や自主的な防犯対策等にお役立ていただけるためのメールです。

茨城県内では、古河市では、災害や防犯に関する情報について市民の皆さんへ情報提供を行うため、古河市防災・防犯メールを配信している。配信内容としては、台風についての情報、大雨や洪水の情報、避難についての情報、防犯に関する情報についての情報等を配信しているということです。

それでは、防犯メールについてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市においては、緊急を要する災害情報や生命・財産を脅かす防犯情報などを、防災行政無線、市ホームページ、防災アプリ、LINEなどのSNS、市メールマガジンなど多様な媒体で情報提供しております。

この中で、防災アプリはプッシュ型の通知であり、直接個人のスマートフォンに届くメッセージがございます。一方で、事前にアプリ登録が必要となることから、今後も周知に努めていく必要があると考えております。

また、防犯に特化した「いばらきポリス」というアプリが茨城県から配信されております。犯罪発生情報や不審者情報などの防犯に係る各種情報を得ることができ、防犯ブザー、痴漢

対策など各種機能が備わっております。

5月25日発行の「広報なか」最新号でも「いばらきポリス」の紹介記事が掲載されておりますので、皆様にもご一読いただきご利用いただければと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告5番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時59分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（萩谷俊行君） 通告6番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 国や県に対しての要望活動実績について。 2. 高齢者の安全運転対策について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） 16番、市民とつくる未来の会、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして一般質問を行ってまいりますが、まず初めに、昨年の第4回定例会一般質問の中でBMXのコースの誘致について質問をいたしました。那珂市出身でBMX競技の選手として、日本ランキング2位として当時小学生だった子を紹介したと思います。皆さんもご存じかと思いますが、今年から中学生になり、各大会にも参加し、素晴らしい成績を残し、現在、日本ランキング1位という成績を残して、今年8月に行われます世界大会に日本代表として出場することが決定いたしました。那珂市からスポーツを通して世界へ羽ばたく選手が誕生したということは大変うれしく、素晴らしいことだと思います。世界大会での活躍を期待したいと思いますし、また、皆さんの応援もよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

那珂市にはいくつかの幹線道路が東西南北に走っておりますが、国道118号線も大変重要

な路線の一つであることはご承知のとおりでございます。平日は、那珂市や水戸市、ひたちなか市への通勤・通学をする方のアクセスとして機能を果たしているわけでございますが、朝晩の渋滞や行楽シーズンには、県北の玄関口として、那珂インターから他県や県ナンバーの車の来訪により戸崎付近から大渋滞を起こしております。

合併前より4車線化の計画が進められ、当初の計画では、平成22年までには常陸大宮市から那珂市の県道日立笠間線の交差点までの整備が予定されておりましたが、埋蔵文化財の調査や県の財政状況等により予定よりは大幅に遅れ、昨年11月に西消防署の先まで4車線化になりました。

今年のゴールデンウィークの期間中や、先日、大子町で行われたイベントのときなど、国道118号線の渋滞は見られず、4車線になった結果と思われまます。交通渋滞が緩和されたことは大変重要であり、今後の進捗状況にも期待をしているところであります。

西消防署から水戸方面に向け、4車線化になるのにはどれぐらいの期間になるかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

国道118号につきましては、議員のお話のとおり、昨年11月に常陸大宮市から中里地内までが4車線化されております。現在は、那珂・大宮バイパスとしまして、バードラインまでの残り3.6キロメートルの事業に着手しております。

事業主体の茨城県からは、昨年度、地元説明会を実施しまして、今年度は、地権者からの意見等を集約し、事業の最終調整を行うと伺っております。事業の完成までにはおおむね10年を予定しておりますが、関係機関との協議や用地取得など、時間を要する場合は延伸も考えられます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） おおむね10年、そうですね、今までも日立笠間線も何年かかったかわからないぐらいに時間を要したと思いますが、4車線化になると、市民はもうすぐにでも次の工事に入るように期待をしているところであります。

では次に、その4車線化に向け県への要望は行っているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

国道118号線につきましては、本市としましても大変重要な路線でありまして、継続的に4車線化に向けた要望活動を実施しております。

主な要望活動としましては、隣接する市町村で構成された団体による県政要望や県央要望がございます。また、那珂市長が会長を務めます国道118号改修期成会、また、那珂市が単独で行っております道路・河川整備の要望がありまして、いずれの要望におきましても国道

118号の4車線化を掲げまして、早期完成に向けて取り組んでおります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、今後の要望活動の予定についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、先ほどの要望活動におきまして今後も積極的に要望してまいります。特に国については、国土交通省本省をはじめ、国土交通省関東地方整備局、さらには地元選出の国会議員へ直接訪問しまして要望を行います。また、茨城県に対しましても、那珂市の単独要望や改修期成会を通じまして、関係自治体と協力し、予算の確保や整備の促進のための要望をしてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 現在4車線になっている西消防署から水戸に向かって、コンビニ付近まで急に絞られ2車線になっておりますが、急なカーブになるため何度か車の事故も起きております。少し広げられるとか、なだらかにするとか、そのような対応を今後していただきたいと思っております。

3桁の国道は県が担当と伺ったことがあります。今後、那珂市においてはインター周辺や県植物園の事業計画が予定されております。早期実現に向けて積極的に要望活動をお願いいたしまして、この項目の質問を終わります。

次に、県の植物園のリニューアルに向けての進捗状況についてお伺いをいたします。

県は、2020年度予算案の中で、観光施設の魅力アップにつながる施策を打ち出しました。その中には、県植物園の改修計画や、19年度から石岡にある県フラワーパークの改修に入るなど、観光施設のリニューアルに着手をしております。

その後、2021年4月には、県フラワーパークは、いばらきフラワーパークとして生まれ変わりました。本市にある県植物園の改修計画についてはどのようになっているか、進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

茨城県の植物園のリニューアルにつきましては、地域のにぎわいづくりや活性化につながる契機として捉え、市としても大いに期待しており、その動向について注目をしております。

茨城県では植物園のよさを生かした体験型観光施設にリニューアルすることにより、本県のフラッグシップとなる観光施設としてさらなる利用拡大を見込める施設となるよう、全国的に実績のある民間事業者から様々なアイデアを募集して提供していただき、現在、事業内容や整備運営手法などについて実現に向けたヒアリングを行っているという段階であるとい

うことを聞いております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、県としては、民間事業者からの様々なアイデアを提供していただき、事業内容や整備運営手法などについて実現に向けたヒアリングを現在行っている段階と理解いたしました。

では、那珂市として県の要望はどのように行っているかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 茨城県植物園のリニューアルにつきましては、本市の観光資源という観点からも大変重要な位置づけになるものと考えております。那珂市の魅力をPRすることができ、地域の活性化につながる施設になるよう、効果がある適切なタイミングで要望や働きかけができるように、茨城県の担当課と密な情報交換を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） いばらきフラワーパークは、バラの花やイルミネーション、地元の豊かな素材を生かした食事を、お気に入りの場所やテラスの席で楽しんでいただくことができます。マーケットでは、素材やデザインにこだわったバラモチーフのオリジナル商品や茨城の名品、またバラの苗などを販売しております。

那珂市にある県植物園のリニューアルが決定した場合は、那珂市にしかないもの、那珂市でしか味わえないもの、那珂市でしか買えないものなどの地域資源に磨きをかけた品物を作ることによって、観光施設の魅力アップにつながると思います。

例えばヒマワリオイルや那珂カボチャを使ったメニューの開発や、そのメニューを提供していくなど、那珂市をPRできる方法を今後考えていくことも重要だと私は思います。これからも担当課と密な情報交換を進めていただけるよう要望をさせていただき、この項目を終わりにさせていただきます。

次に、電源立地地域対策交付金の使い道についてお伺いをいたします。

旧那珂町と旧瓜連町が合併し那珂市が誕生して18年目になります。その間、定例会一般質問で何度も電源三法交付金制度の取扱いについて質問を行ってまいりました。今まで何一つ変わらなかった18年ではありますが、今回は、ぜひとも前向きな答弁がいただけることを期待しながら質問していきたいと思っております。

まず初めに、電源立地地域対策交付金制度とは何かお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

原子力発電施設等周辺地域交付金は、茨城県におきましては、原子力発電施設等が所在いたします東海村及び大洗町の隣接市町村等に交付されているものでございます。

電源地域の振興と、あとは原子力発電施設の設置の円滑化に資することを目的といたしまして、小売電気事業者から電気の供給を受けている一般家庭や企業に対しまして、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金でございます。旧那珂町の一般家庭や企業に交付されております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、交付金事業はいつ頃から実施されているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） こちらの交付金については昭和56年度から交付されているものがございます。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 当時から旧那珂町には年間どれぐらいの金額が交付されているかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 令和2年度の実績になりますけれども、一般家庭には9,738万円、企業には1億6,023万円、合計2億5,761万円が交付されております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、東海村や大洗町など、他の市町村の交付金の金額と使い道についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

他市町村の交付金の金額につきましては、公表されております令和2年度実績の数字となります。

水戸市が約5億2,769万円、東海村が約3億4,007万円、日立市が約10億2,424万円、ひたちなか市が約11億3,379万円、常陸太田市が約1億5,096万円、大洗町が約9,807万円、茨城町が約9,654万円、鉾田市が約3,262万円となっております。

それから、交付金の使い道でございますけれども、大きく分けまして、一般家庭や企業への給付あるいは自治体の財源とするというような二通りがございます。

那珂市と同じように一般家庭及び企業に給付金が交付されておりますのが、東海村、ひたちなか市、大洗町、茨城町、この市町は全域でございます。それから、日立市が旧十王町を除く旧日立市でございます。それから、常陸太田市が旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村を除く旧常陸太田市内、鉾田市が旧鉾田町及び旧大洋村を除く旧旭村にそれぞれ交付されております。それから、水戸市につきましては、市の財源として水戸市の財源となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 那珂市と違う取扱いをしている市町村はありますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） ただいま申しあげましたように、水戸市では、那珂市のように一般家庭への給付ではなく、市の財源として活用しているところでございます。

ちなみに、令和2年度の交付金による事業といたしましては、水戸市では英会話教室の推進事業、それから健康増進等の施設整備事業、それから、新斎場の整備事業の基金の造成にそれぞれ利用しているということでございます。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 水戸市は、一般家庭や企業への給付金ではなく市への一括交付のため、市民感としては平等にあるかと思えます。那珂市の場合には、旧那珂町、旧瓜連町で平等性はきちんと図られているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 電気料金に対する交付金の給付という点では、旧那珂町地区は給付がある一方、旧瓜連町地区には給付がないという点では、那珂市内で平等性は図られていないと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 図られていないということですが、同じ市民でありながら旧町のとときの体制のまま18年が過ぎてきたことに対して、市として不平等を感じたことはありませんか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

那珂町と瓜連町が合併し那珂市となりました。しかし、この給付金の制度は国の制度でございまして、旧瓜連町は算定外地域というふうになっております。同じ市内において給付金の給付で不公平があるということから、合併の次の年の平成18年に、市と議会におきまして、経済産業省に対しまして、旧瓜連町にも給付金が行き渡るよう要望活動を行ったところでございます。しかしながら、市町村合併に伴う算定区域の拡大は行わないという国の姿勢は変わらず、現在に至っているということでございます。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今後は、市民感への平等性を考えた上で対応・対策は考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 18年にもその要望をしたところでございますけれども、今後その不平等を改善するためには、これは国の制度でございまして、国への要望活動は必要で

あるというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 国への要望活動ということですが、今後、市民の平等性を図った交付金の使い道の変更などの考えなどは、市民への説明を実施する考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 市民への説明会ということでございますが、給付金につきましては、現在、国の制度の変更があるなど新たに周知するものはございません。そのため、現時点ではその説明会等については考えておりません。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 例えば、今、交付されている旧那珂町の、先ほど答弁いただきました9,738万192円のその分から一定の金額を差し引き、その残りの分の金額を瓜連地区へ配ることができれば平等化を図ることができるかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） ご提案の趣旨については十分理解はいたしますけれども、国の給付金の制度上、そのような対応というか、そのような配付をすることというのはできないようになっております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 交付された金額の中で使い分けることができないとなれば、交付金の増額希望の対応・対策を考えていかなければならないかと思えます。今後、県や国への増額要望への活動などを考えておりますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

交付金の金額や交付の対象につきましては国の交付規則に基づくものでございます。それらによって決定されて交付されるものでございます。

それから、この交付金については原子力発電施設の立地に対するもので、要望先の所管官庁は経済産業省というふうになります。

それと、現在、原子力発電所の再稼働問題がはっきりしていない、解決していない時期でもございます。要望活動におきましては慎重に考えるべきではないかというふうに考えております。

なお、その要望という部分につきましては、政策企画課といたしまして経済産業省の担当の部署へ、こういう現状があるんだと、那珂市の現状などについてお伝えしていくということは可能であるかなというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 市民の平等性については、市長としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 電源立地地域交付金の使い方ということでご質問をいただきました。

これまでのやり取りで感じていらっしゃると思いますが、非常にデリケートな問題だなというふうに私も感じております。

先ほど担当部長のほうから答弁がありましたけれども、国の制度でエリア内での増額が認められないということでもありますので、議員がおっしゃるとおり、不公平感を感じている市民もいらっしゃるのではないかというふうにも感じております。タイミングを捉えて国の要望についてもまた検討をしていくということが今できる回答かなというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 分かりました。

先ほど冒頭でもお話ししましたように、合併後、何度も質問をし、そのたびに、那珂地区の市民の理解が得られるかどうかもう少し精査をさせていただき、その上で判断すると答えをいただいております。旧瓜連町での区域拡大について引き続き県を通して国に要望してまいりますと、こういう答弁を今までもいただいておりますが、なかなか進んではきませんでした。市民同士が平等な立場で住民感情が起きない那珂市にしていくためにも、那珂市の現実、現在の状況を経済産業省へきちんと伝えていくように事務方同士の連携を取っていただき、今後、積極的に要望活動を行っていただけるよう私からもお願いをいたします。よろしくお伺いいたします。

最後に、高齢者の安全運転対策についてお伺いをいたします。

高齢ドライバーの増加とともに注目度が高まっているペダル踏み間違い事故ですが、近年はニュースで取り上げられる機会も多く、心を痛めている人も多いでしょう。公益財団法人交通事故総合分析センターが発行する「ペダル踏み間違いによる事故～事故統計分析から多重衝突の実相に迫る～」によれば、2018年から2020年の3年間で起こった踏み間違いによる死傷事故は101万件にも上ります。最も事故が多いのは75歳以上で、全体的に見ても高齢者によるものが多く、特にその中でも65歳以上では車両単独事故の数が飛びぬけております。

私の地元のスーパーでも、店の中に車が飛び込んでしまった事故や、スーパーの駐車場からフェンスを突き破り、隣のホームセンターの駐車場まで一気に走ってしまった事故、また、那珂インター周辺のコンビニの駐車場では車が店のガラスを突き破ってしまった事故など、最近では2日前に、やはり地元の弁当屋さんのお店に軽の車が飛び込んでしまった事故など、身近な場所でペダルの踏み間違いの事故が起きています。

では、那珂市内において高齢者によるペダルの踏み間違いによる死亡事故は起きておりますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和3年度に市内のスーパーマーケットで踏み間違い事故があったのをはじめ、いくつかの踏み間違い事故があったことは耳にしております。しかしながら、統計上、踏み間違い事故としてカウントされるのは死亡事故に至ったもののみであることから、実態の把握はできておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 次に、市内での高齢者の免許証返納者はどれくらいおりますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

那珂市内の高齢者の免許返納者数につきましては、那珂警察署に確認したところ、70歳以上の免許返納者数は、令和2年度が160人、令和3年度が193人、令和4年度が134人です。

市としては、運転免許自主返納等支援事業において、高齢者の自主返納者の方にひまわりタクシーの特別利用券を交付するなど、自主返納を促す取組を行っているところです。

公共交通機関が発達した都市部においては免許返納者数が多く、地方では少なくなる傾向があります。ニッセイ基礎研究所の令和元年の調査になりますが、免許返納率は東京都では7.25%、茨城県では3.19%と、2.27倍の差があるという結果でございました。地方では、生活の手段として自動車を運転せざるを得ないという事情の方も少なからずおられ、免許の返納をためらう方が多いものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 都市部では、公共交通機関が発達しているため免許証を持たなくても生活に困ることはないでしょう。ところが、地方では、店や病院など生活に密着した公共の施設が近くにあるとは限りません。特にお年寄りだけで生活している方などは、生活の手段として自動車を運転せざるを得ない状況があるかと思えます。

では、高齢者が運転するための事故対策はどのようなものがあるかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

高齢者による事故対策ですが、免許更新の際に、70歳以上の方に高齢者講習を、75歳以上の方には、あらかじめ認知機能検査を受検いただいた上で高齢者講習を受けていただいております。

また、県内教習所のコースを使用し、高齢運転者を対象とした参加体験型のシルバー・ドライバースeminarがあります。これらの講習は、いずれも年齢とともに変化していく心身の状態を理解し、それに応じた安全運転を心がけていただくことを目的に行われております。

そのほか、那珂警察署をはじめとする市内交通関係団体と連携し、交通安全キャンペーンと立哨活動を実施する中で、高齢運転者の事故防止啓発を実施しております。

キャンペーンにつきましては、年に4回、那珂警察署前と総合センターらぼーる前交差点で、立哨活動につきましては年に8回、市内の主要交差点4か所において交通事故の防止を呼びかけております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 対策として、講習を受けたり、高齢者の事故防止啓発運動や交差点での呼びかけ運動の対策は分かりましたが、事故を起こさないようにするにはどのようにしたらよいのか。現在、全国及び県内における自治体の中で、事故防止対策として、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を高齢者の運転する車に取り付ける補助制度を行っている自治体があります。全国及び県内におけるこの補助制度の状況はどのようにになっているかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ペダル踏み間違い急発進抑制装置の全国及び県内における補助制度の状況ということですが、全国の状況につきましては把握できておりません。県内につきましては、令和5年5月末現在で、日立市や常陸太田市など8市町において制度化されていると伺っております。

補助制度の概要としましては、高齢者の方自らが所有し運転される乗用車への急発進抑制装置の本体及びその取付けに要した費用の一部を補助する制度となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ブレーキとアクセルの踏み間違い事故を防止し、高齢運転者と家族、子供の安全を守るためにも、今後、那珂市での補助金制度の制定についてどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

平成31年に東京都東池袋で起きた高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる暴走事故以来、同様な踏み間違いによる事故が多数発生し、日々報道されている状況にあります。

このようなことを踏まえ、経済産業省において、ペダル踏み間違い急発進抑制装置などの運転支援装置を装備したセーフティ・サポートカー、通称サポカーの普及の啓発に民間と連携して取り組んでいる状況ではございます。

しかしながら、サポカーの普及はまだ過渡期にあります。浸透には時間がかかるかもしれ

ません。その中で、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を現在所有している乗用車に設置することは、事故を未然に防止する一つの有効な手段かと思われますので、補助を行っている自治体の事例を参考に前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ぜひ高齢者の安全対策に向けて前向きに検討していただきますことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告6番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日6月1日木曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時34分

令和5年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月1日）

令和5年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年6月1日(木曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第 4号 令和4年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 5号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 6号 令和4年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 7号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算事故繰越計算書について

議案第29号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)

議案第30号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議案第31号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第32号 専決処分について(令和5年度那珂市一般会計補正予算(第2号))

議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例

議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)

議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)

議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 寺門

勲君

2番

原田陽子君

3番	小池正夫君	4番	萩谷俊行君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	勝村晃夫君	14番	武藤博光君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊莊一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	渡邊勝巳君
教育部長	小橋聡子君	消防長	小田部茂生君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農務局長	澤畠克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤裕一君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐	岡本奈織美君
書記	田村栄里君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付しました出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様に申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。また、拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告7番、富山 豪議員。

質問事項 1. 子育て支援について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） おはようございます。

議席番号8番、市民とつくる未来の会、富山 豪でございます。

本日は子育て支援、施策について、1点だけではありますが、通告に従いまして順次質問させていただきます。

前回の質問でも、物価高騰によります子育て支援についてとしまして質問させていただきましたが、人口はその地域の活力であり、その中でも子供は地域のエネルギーとなるものであると強く感じており、その数の減少は大変に重要な問題であると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本市における18歳以下の子供の数と乳児の数を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和5年4月1日現在の本市の18歳以下の児童数は8,020人となっております。また、そのうち、満1歳に満たない乳児につきましては294人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 本市の全体人口は約5万3,000人ぐらいでありますから、大まかな数字とはなりますが、18歳以下の子供を答弁にありました約8,000人で見れば、全体人口に対しての子供の占める割合は15%から16%ぐらいであると言えます。また、その中での乳児は294人ということですから、8,020人を18年で割りますと、各年では当然ながら開きがあることと思われそうですが、平均いたしますと1年で約450人ぐらいの出生者数となりますので、平均値と比べてみましてもその数は大きく減少していると言えます。

そこで、さらに詳しく過去の5年間の、先ほど同様18歳以下の子供の数と乳児の数、その推移を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

過去5年の18歳以下の児童数の推移ですが、各年4月1日現在の人数で比較しますと、平成31年が8,636人、令和2年が8,446人、令和3年が8,259人、令和4年が8,179人、令和5年が8,020人となり、平成31年から616人減少しており、減少率は7.1ポイントとなっております。

また、乳児につきましては、平成31年が338人、令和2年が319人、令和3年が290人、令和4年が301人、令和5年が294人となり、平成31年から44人減少しており、減少率は13.0ポイントとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 平成31年からの5年間の全体の減少は616人、年平均約120人ぐら

いの減少が継続的に続いており、当然ながら乳児についても減少の傾向が続いていて、現在約300人前後の出生者数であり、その減少率は13ポイントと、先ほどより、より詳しく減少傾向が分かります答弁であると理解いたします。現状の8,000人の維持を考えた場合、先ほども申し上げたよう、18歳以下の子供の各年の平均は450人ぐらいとなりますので、現在の平均出生者数約300人とは大きな開きが見られ、当然ながらこの状況とスピードを考えますと、現状維持をすることはもはや困難な状況であると言えます。

このような状況は、本市に限って起きている問題ではなく、近隣の市町村のみならず、日本全国どこの自治体でも起きている状況であることは、皆様方もご存じのとおりではありますが、このような中、独自の子育て施策の展開により、人口増加につなげるという自治体も出てきておることもまた事実であります。

本市においても、出生者数の減少が続いている現状を考えますと、経済状況や様々な不安に左右されることなく、第2子、第3子と子供を求められる環境の整備はもちろんのこと、暮らしやすさや子育て施策の充実を図り、那珂市で子育てすることに意義を感じていただき、子育て世代の転入を促進させることが持続可能な地域の構築には必要不可欠であるとも考えます。

皆様方もご存じのとおり、本市は水戸市、ひたちなか市や東海村等に隣接しており、その利便性や地理的条件は比較的によい地域にあります。それと同時に、子育て世代に選ばれる地域の条件として、昨今ではもはや必須条件であると考えますものに、先ほど申し上げました各自治体で行います子育て支援、子育てに対します施策が重要な部分になり得ると感じております。利便性やその地理的条件がよい地域であるのだから、子育て支援が充実している状況であれば、おのずと選ばれる地域となり得ると考えるところであります。

そこで、本市で行います子育てに対します支援や施策、どのようなものがあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の子育て施策につきましては、那珂市子ども・子育て支援事業計画に位置づけ実施してございます。本計画に基づき、令和2年9月に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない相談支援体制を整備いたしました。

また、保育園などの待機児童を解消するため、令和4年度に施設整備を行い、受入れ体制の拡大を図ったところでございます。そのほか、主な施策としましては、就労などにより放課後、保護者が自宅にいない子供に安全で安心な生活の場を提供する学童保育事業、子育ての相談や情報交換の場としての地域子育て支援センター事業、病気により集団での保育ができない児童を預かる病児保育事業などがございます。

経済的支援の施策としましては、児童一人一人の健やかな成長を社会全体で応援する児童手当事業、安心して医療機関に受診できるよう小児医療福祉費を助成するマル福制度事業、

本年2月から開始をしました出産・子育て応援事業などがございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 那珂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターの設置、学童保育事業、地域子育て支援センター事業、児童手当事業、マル福制度事業、出産・子育て応援事業など、伴走型支援と呼ばれるものから給付型支援と切れ目ない支援を行っているとの答弁であると理解しますとともに、本市においても、しっかり子育て支援体制が構築されておりますことに感謝申し上げますところではありますが、ほかの自治体の支援状況を見ても、自治体独自の支援を行いますところも増えてきていると感じております。

近隣の市町村では、子育て支援が充実している自治体として、常陸太田市が有名であります。さらなる充実を図るべきと全国初になる取組として、市内の中学に通います中学生全員に全ての路線バスを無料で乗車できますフリー定期券を配布するとのことあります。

また、高萩市では、子育て支援という枠を超えますが、定住・移住促進策として、新卒の大学生に奨学金返還を最大100万円補助するという支援事業を行うと報道で目にしたところあります。

これらの支援事業は、それぞれ地域の実情や問題を踏まえての施策であると理解するところではありますが、そこで本市が独自で行う子育て支援策、またオリジナルであるという子育て支援はあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、本市におけるオリジナルの子育て支援はございませんが、既存事業の要件を拡大するなどして子育て支援に努めてございます。主なものを挙げますと、先ほど説明した小児医療福祉費を助成するマル福制度事業でございますが、こちらは県施策の事業となっておりますが、県の所得制限額超過世帯について市単独補助にて所得制限を撤廃してございます。さらに、中高生につきましては、外来まで対象を拡大し助成することで、子育て世帯の経済的な負担を軽減してございます。また、保育施設を利用する多子世帯に対しましては、国・県の軽減該当世帯以外について、小学校3年生までを第1子として数え、入所している児童の保育料を軽減してございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在、那珂市がオリジナルであると言えます子育て支援はなく、独自の支援として、マル福制度事業の所得制限の撤廃、多子世帯への保育料の軽減をして既存事業の要件拡大という形で支援を行っている答弁であると理解いたします。既存事業の要件拡大で支援を行っていることに対しましては、率直に感謝いたしたいと思っておりますが、また、も

う一方の考えとして、子育て支援がこれだけ叫ばれます。昨今、本市オリジナルの支援がないという状況には大変残念であると感じております。

ここで質問が多少前後いたしますが、後ほどの質問に関連いたしますので、災害時の民間との連携協定について伺っておきたいと思っております。

当然のこと、子育ては日々続くものであり、災害において被災者となったときにも子育ては行われます。乳児期の消耗品として粉ミルクや紙おむつが挙げられますが、東日本大震災の際にも、その入手に大変苦労されたお話を伺っております。

そこで現在、本市において、子育てに関します部分で民間企業等と災害時の連携協定は締結されているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、子育てに関する部分、いわゆる災害時におむつやミルクなどの特定した物資の提供などについて、企業等との協定は行ってございません。しかし、災害時応援協定を締結している企業の中には、日用生活品の支援をしていただける企業がございますので、その中でおむつやミルクなどの支援を受けることは可能であると考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 子育てに関して特化した連携協定の締結はないが、日常生活の支援として連携協定はあるので、そちらでの支援は可能であるとの答弁であると理解いたします。

連携協定がないという状況を踏まえつつ、次の質問に移りたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、近隣の市町村のみならず、数多くの自治体でオリジナル感があふれます。子育て支援を行っております。

福祉国家として有名な北欧のフィンランドでは、子供が生まれると政府から育児支援のパッケージが無料で贈られるそうです。ベビーボックスと呼ばれるもので、マットレスを敷けば赤ちゃんの簡易ベッドとしても利用可能な段ボール箱に肌着や衛生品など、新生児から約1年間に必要なものが詰まっており、これだけで出産に向けた準備が整います。育児スターキットとなるものです。このベビーボックスのおかげだけではないと思われませんが、現在、フィンランドでは世界でなおも低い乳児死亡率となっております。また、初めての出産を迎える方々には、何を準備すればいいのかという不安を感じる方も多くおられます。このベビーボックスで安心感も同時に感じてもらえる事業であるとのこと。

このベビーボックス事業、フィンランドのみならず、日本の各自治体でも事業化する自治体も大変増えてきております。

そこで、本市においても、ぜひとも予算措置を行って事業化を目指してほしいと思うところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、もう既に多くの自治体で行っており、目新しさに欠けるのかなとも感じております。そこで、これらを配布いたします財源を環境整備

組合で行いますアルミ缶、ペットボトル、紙類の売払い収入で捻出して行えば、さらなるゴミの分別、市民の方々へのゴミの意識啓発にもつながると考えられます。ゴミ処理が子育て支援につながる取組は、どこの自治体でも行っていない、SDGsにも貢献できます。おそらくではありますが、日本初の取組になろうかとも考えます。ぜひとも検討をお願いしたいと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ゴミの売払い収入による財源確保で子育て支援を行う議員の提案は大変参考になるものがございます。しかし、大宮地方環境整備組合については、那珂市単独で構成されているものではないことや、これら売払い収入を財源として運営していることから、子育て支援に活用することは難しいと考えてございます。

市としまして、引き続き他市町村の取組について情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 確かに環境整備組合は本市単独の構成でないこと。予算や財源は全くまでとは言いませんが、別物であることはよく理解しております。財源を資源ゴミの売払い収入でという部分にフォーカスを当てれば、そのような答弁になることも理解いたします。ただ、事業を行うに当たり、よりインパクトをプラスさせることができるのではというアイデアの一部であることのご理解をいただきたいと思います。

また、数多くある子育て支援事業の中で、ベビーボックス事業を提案させていただきました理由の一つに、中身となります肌着や衛生用品を地域にございます赤ちゃん用品の専門店やドラッグストアに協力を得ることにより、先ほどの答弁にありました現在結ばれていない子育てに特化した災害時の連携協定の足がかりになればという思いもありました。

今回は他市町村の情報収集に努めるとの答弁であり、足がかりとなる部分はございませんが、災害時の子育ての不安を少しでも軽減するためには、しっかりとした子育て支援に関する災害時連携協定を締結し、おむつやミルクの確保に協力をお願いしたいと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

企業との連携協定につきましては、企業と市の双方にメリットを見いだして実施するものがございます。単純に物資を提供していただくことは、その趣旨に当たらないため、実現は困難だと思われませんが、企業にもメリットがあるような形であれば、連携協定の可能性はあると思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 企業との連携協定は双方のメリットが重要であり、その趣旨から外れるから実現はなかなか難しいとの答弁であると理解するところではありますが、最近のSDGsの広がりや社会貢献活動に力を注ぐ企業も大変に増えてきております。ご存じのとおり、企業が社会貢献に取り組むことは、企業価値の向上、人材確保のアピールにつながるメリットがあるとされております。どうぞ、それを超えますメリットを見いだしていただき、締結の可能性を探っていただきますよう心よりお願い申し上げます。

お隣であります常陸太田市は、冒頭にも申し上げましたよう、充実しました子育て支援を掲げて移住促進に力を入れております。2018年にはなりますが、某雑誌社で行いました「住みたい田舎ベストランキング」で子育て世代が住みたい田舎部門、人口10万人未満の自治体の部で日本1位となっております。現状の移住状況がそれと同じということではないと思われませんが、常陸太田市の子育て支援がそれだけ認知されていることは大変に素晴らしいことであると感じております。

その支援の中身はといいますと、新婚夫婦の家賃補助、子育て世代の住宅取得助成、多子世帯の保育料の無償化、幼稚園、保育園の給食費の無償化、小児科の夜間診療、おむつ購入助成、冒頭に申し上げました中学生の無料バス定期券など、多岐にわたる支援となっております。

各自治体置かれている状況は様々であるがゆえに、地域の実情に合わせて施策はなされるべきであります。また、移住や定住を目指します施策と子育て支援をセットにとると、当然ながら財政面のハードルがぐんと上がります。

そこで、本市の状況や昨今の物価高騰を考えますと、日常生活での消耗品となりますおむつやミルクの配布等があれば、大変に喜ばれる支援になると考えるところではありますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市におきましては、おむつやミルクなどの現物を支給する事業はございませんが、先ほどお話しした出産・子育て応援事業は、出産育児関連用品の購入費の助成や子育て支援サービスの利用費用の負担軽減を図るため、妊娠届出時に5万円、出産後にお子さん1人につき5万円の出産・子育て応援給付金を支給しております。この事業は妊婦や子育て家庭の伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施となっております。妊娠届出時と出産後の戸別訪問時に面接などを受けた方が対象となりますが、この事業が子供を産み育てる家庭を応援する事業となっていることから、現時点ではおむつやミルクの現物を支給する新たな事業については検討してございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 傍聴者の皆さんにお願いいたします。着帽している傍聴の方は脱帽をお願いいたします。

富山議員。

○8番（富山 豪君） 本市においては、妊娠届出時と出産後の計2回、出産・子育て応援給付金を支給しており、この給付金を利用して対応しており、現物支給という新たな事業は検討しないとの答弁であると理解いたします。

皆様方もご存じかとは思いますが、兵庫県の明石市は、子育て支援に力を入れ、10年連続で人口増加にあり、その支援が好循環をつくり出して経済波及効果を生み出す状況にまでつなげております。西の明石と東の流山と称されるほど子育て支援に大変に熱心な自治体であります。

明石市では、子育て支援に5つの無料化を行っており、その中の一つにおむつを無償で提供するというおむつ定期便という事業があります。生後3か月から満1歳になるまで毎月1回、紙おむつを子育て経験のある女性の配達員が自宅まで届けるというサービスとのことであります。この支援制度は単なる物資の援助という目的ではなく、母子の健康状態の確認や虐待の防止、子供の月年齢に合わせたアドバイスなど、見守り活動にあるとされており、また、このおむつの大きさがドアチェーンを外してもらうことに貢献しているとのことであります。

また、この背景には、支援が本当に必要な人ほど助けをどう求めたらよいか分かっていない問題があるとされております。今回の答弁では検討はないとのことでありますが、家族形態の変化によります核家庭の増加は、本市においても変わらず起きている現象であると思われれます。また、地域のつながりが残念ながら希薄になる昨今、明石市のような取組は大げさではなく、母子の孤立化を防ぎ、子供の命を守る上でも大変に参考になると考えております。

本市においても様々な事情はあるかと思いますが、心より再考をお願いしておきたいと思っております。

もう一つの視点として、子育て世代の負担軽減策を考えますと、多くの部署にまたがります各種行政手続に関して、一つの窓口で総合的に対処できますいわゆるワンストップサービスがあればという声を多く聞きますが、本市においてどのような対応をされているのか現状を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子育てに関する各種手続につきましては、1か所で完結できることが望ましいと思っておりますが、子育て家庭に関連する業務は多岐にわたり、担当する部署も複数にまたがっている現状から、ワンストップ化は難しい状況です。しかし、出生届に市民課へ来庁した子育て家庭が手続終了後、こども課へ来た際には、健康推進課で必要な書類をこども課で預かるなど、保健センターまで足を運ぶことなく済ませることができるよう対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 幅広く部署をまたがります現状と庁舎等のスペースを考えますと、なかなか難しい現状は理解いたします。また、国は電子申請システムによりますワンストップサービス、昨日、木野議員さんも紹介していましたが、マイナポータルを推奨しており、時代の流れはそちら側にあるのかなと感じているところではありますが、ワンストップ窓口で負担軽減を行っている自治体もあることもまた事実であります。

現在、本市においては、できる範囲内での書類等の預かりサービスを行っているとのことですので、引き続き対応をお願いしますとともに、子育て窓口の一本化をぜひ目指していただきますようお願いしておきたいと思えます。

今回の質問をするに当たり、多くの自治体の子育て支援について調べさせていただきました。その都度、各自治体のホームページを目にするところではありますが、写真やキャラクターを使用して温かみを感じさせますホームページや各種事業内容だけが並ぶホームページであったり、各自治体の思い同様、様々でありました。

本市においても、様々なサービスが並び、決して分かりづらいホームページではありませんが、見せ方などを工夫するだけで子育てに優しい町のイメージが想像されると思えます。

そこで、分かりやすく充実した優しさあふれますホームページの作成をお願いしたいと思えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、市のホームページにつきましては、それぞれの課が作成する際、フォーマットが決められており、変更することが難しい状況となっておりますが、昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、なかなか保育施設に見学に行けない保護者のために、国の交付金を活用し、保育施設を紹介する特設ページを設けました。

こちらのページは、子育て支援の統一感を持たせるため、市の子育てガイドブックの表紙や子育て世代包括支援センターのポスターなどに合わせたデザインとなっております。子育て世代の目に留まりやすいデザインとなっているこの特設ページを活用し、制度や情報提供等、分かりやすい充実したホームページに努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 本市には、ひまわり大使ナカマロちゃんもおられます。ぜひともそのようなキャラクターを使いまして、分かりやすく温かみのある充実した特設ページの作成を心よりお願い申し上げます。

最後に、総括の意味を込めまして、本市独自の子育て支援、子供の数の減少について市長の所見を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 富山議員から人口減少、ひいては子育て支援に関する質問をいただきました。本当に喫緊の課題と思っています。昨日もそういう質問をいただきましたけれども、やっぱり人口減少をどう止めていくか。その中で、子育て支援というのは非常に大きなやっぱりポイントでありますので、今、担当部長が答弁したように、様々な施策を取り入れてやっていきたい。ハードとソフトと両方あるわけですがけれども、現状の中で対応できるもの、あるいはそうでないものがありますので、さらに検討を進めていきたいと考えております。

答弁申し上げます。

先ほど、担当部長から本市における児童数について、乳児数の減少に伴い、年々減少傾向にあるとの答弁がありました。昨年2022年に全国で生まれた子供の数は79万9,728人と統計開始以来、初めて80万人割れとなり、国が2017年に公表した推計値より10年早いペースで少子化が進んでおります。まさに少子化対策待ったなしという状況でございます。

少子化対策の鍵は、まず子供を産みやすい環境をつくることであると考えています。そのためにも子育て支援の施策充実は重要であると認識をいたしております。

国においては本年度、こども家庭庁が設立され、子育て施策のさらなる充実の検討がなされております。本市としましては、これらの動向を注視しつつ、各種子育て支援施策を実施してまいります。さらに、市独自の少子化対策の施策として、市内の中学校8年生を対象に、結婚・出産・家庭などのライフイベントを想像し、人生の生き方の構想を描くきっかけを提供するライフデザイン形成支援事業のセミナーを引き続き実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

今回の質問は、オリジナル感あふれる施策をとお願いしてまいりました。少子化対策は自治体間の施策の競争で、根本的な解決となるような問題ではないことは十分に理解しております。それと同時に、自治体間での問題意識の温度差が人口の増減に影響を与えているのも、これもまた事実であります。

本市においては、産みたいのに様々な理由で諦めることがない子育て支援が人口増加へとつながります。好循環型の子育てに優しいまち那珂市を目指していただきますよう心よりお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告7番、富山 豪議員の質問を終わります。

◇ 花 島 進 君

○議長（萩谷俊行君） 通告8番、花島 進議員。

質問事項 1. 救急体制について。2. IT利用教育ツールの利用などについて。3. 給

食費、ランドセルの無償化について。4. 合併浄化槽の現状について。5. 額田地区コミュニティ広場について。6. ひまわりタクシーの利用状況について。7. 国道の整備について。
花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

[9番 花島 進君 登壇]

○9番（花島 進君） 早速、質問させていただきます。

まず、救急体制についてです。

以前、この議会で救急車が要請先に到着するまでの所要時間などについて質問しました。今回はそれだけでなく、要請先に着いてから、行き先が決まり治療機関に着くまでにかかる時間について質問します。

まず、現在の救急体制の概略について。

救急要請の受信、それに対するアクションの判断、近くの医療施設で対応できなさそうなときの対応、また二次医療機関、あるいはドクターヘリへの要請判断などについて説明を求めます。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

救急事象が発生し119番通報をすると、いばらき消防指令センターにつながり、通報内容により救急の種別、緊急度、重症度などが判断され、管轄の消防本部へ出場指令が入り救急車が出場します。さらに、心肺停止、緊急性や重症度の高い場合や交通事故などには消防車が同時に出場することもあります。

ドクターヘリにつきましては、通報を受けた指令員が必要と判断し要請する場合や、救急隊が現場から要請する場合があります。

市内のドクターヘリ離発着場は25か所あり、令和4年の出場件数は41件です。救急車が現場へ到着後、傷病者を適切な医療機関へ搬送するため、発生状況や病歴、お薬手帳などから処方薬などの聞き取りを行います。救急救命士などの医学知識やこれまでの経験を総合し、いくつかの病院の中から搬送する病院を選定いたします。本来であれば、現場から近い市内の直近病院が望ましいところですが、市内には二次・三次病院がなく、市外の病院を選定する場合があります。選定した病院へ電話にて収容の可否を確認しますが、曜日や時間帯、または病院側の状況など、多忙、ベッド満床などで収容不可の場合、次の選定病院への確認となり、受入れ病院が決まるまでこの繰り返しになるため時間を要します。

また、市内には29の医療機関がありますが、救急告示病院は2病院となっております。令和4年の救急出場件数2,489件のうち15%に当たる383件を搬送しております。

当消防本部は救急車3台で運用をしておりますが、救急事案が複数重なる場合があります、救急車が不足する場合には、消防相互応援協定により隣接市町村からの受援体制を取り対応をしております。令和4年中の受援件数は13件、応援出場件数は16件でした。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

次ですが、救急要請受信から要請元への到着、搬送先決定、搬送先への到着までかかる時間はどのような現状でしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

通報から医療機関到着までの時間につきましては、令和4年は平均52分12秒、最長4時間19分、令和3年は平均47分01秒、最長3時間10分、令和2年は平均44分11秒、最長3時間06分、全国平均より約5分から10分長い状況となっております。

現場到着から医療機関が決定し搬送開始までの時間につきましては、令和4年は現場滞在平均時間が26分32秒、30分以上滞在は搬送件数2,200件中629件、最長3時間49分、令和3年は現場滞在平均時間が22分37秒、30分以上滞在は2,008件中414件、最長2時間25分、令和2年は現場滞在平均時間が20分54秒、30分以上滞在は2,003件中309件、最長2時間4分となっております。

医療機関問合せ件数4回以上につきましては、令和4年は354件、最大31回、令和3年は193件、最大13回、令和2年は154件、最大14回となっております。令和4年の搬送困難件数につきましては、新型コロナウイルス感染症が大きな要因となっております。

新型コロナウイルス感染症、疑い含むにおける救急出場件数は、令和2年は38件、令和3年は65件、令和4年は119件、令和5年は4月末までで23件となっております。

出場件数の増加は、令和3年の2,234件に対しまして、令和4年は2,489件、11.4%の増加で、件数にしまして255件の増加となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりましたが、医療機関までの到着時間が全国平均よりも約10分ぐらい長くかかっているという点は、全国平均というのが自治体平均ではなくて、各件数全部の相加平均と言っているんですかね。ですから、都市部に比べて都市部でないところが多い那珂市では若干遅くなるのはしょうがないと思います。

ただ、医療機関の問合せ件数4回以上が結構多くて、その4回以上の平均で10回を超えていますよね。これ結構、運ばれる病人のほうも大変ですけども、問合せをする救急隊員もかなり大変かなと思います。その辺は後でちょっと意見を言いたいと思います。

次の質問です。

今日の情報技術を利用することで即応時間が短縮されると思うんですが、救急体制の中の現在の情報技術の利用はどんなふうになっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

茨城県には茨城県医療情報システムがございます。このシステムは県内の医療機関が入力した応需状況、診療科目、入院ベッドの空き状況などが登録され確認できるシステムとなっております。これと連動するタブレット端末が消防本部の救急車3台に配備され、要請現場において受入れ可能な医療機関情報の閲覧、検索ができるようになっており、消防本部の情報管理室にも同様のパソコン端末が配備されております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。これに関しては後で意見を言います。

次の質問ですが、那珂市では、救急医療情報キットというのを配布していることがホームページから読み取れました。その利用の現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

救急医療情報キットは、高齢者本人のかかりつけ医療機関、服薬内容、緊急連絡先などの情報を記載した用紙を専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管してもらうものでございます。救急車を必要とする緊急事態が生じた際に、救急隊員がキット内の情報を確認して対応することで、適切でスムーズな救急活動につながります。

対象者につきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯の方、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方などとなっております。情報を記載する用紙と保管する専用容器は無償で配布しており、令和5年3月末時点での配布者数は990人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 緊急医療情報キットのほかに救急医療緊急医療通報システムというのがあることを最近知りました。その利用の現状はいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業は、75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、65歳以上の要支援もしくは要介護認定を受けているか、またはこれに準ずる高齢者のみ世帯に該当し、申請され利用許可が決定した方に緊急通報システムなどの貸与、または給付が行われているものでございます。電話回線に接続させた緊急通報システム機器を設置することで、自宅で緊急事態が発生したときに、通報ボタンを押すだけで消防本部の端末に直接緊急通報ができる装置となります。

設置登録者数は、令和5年5月23日現在で201世帯となっております。利用実績でございますが、令和4年は真報5件、誤報52件、令和3年は真報24件、誤報36件、令和2年は真

報14件、誤報29件となっております。誤報もございりますが、消防本部としましては、このシステムは独り暮らしの方々が安心して生活するために大変有効なシステムであると認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） なぜか平成4年が真報、誤報の割合が10倍ぐらいで、ちょっとよく分からないんですが、でもそのほかの年は誤報も多いけれども、真報の割合が、つまり有効に働いた場合が多いということで有効なのかなと思いました。

次の質問です。

患者の急変時に必要な医療対応の方法などをあらかじめかかりつけの担当医から患者自身及び家族に周知してもらい、その情報を基に搬送先選択が迅速に判断できるようにできるとよいのではないかと思います。この一部は緊急医療情報キットに代わるのですが、より積極的に使えるように医療機関などをお願いして、そのようなシステムをつくることはできませんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

救急隊が要請場所に到着し傷病者や家族に接したときにも、病歴、処方薬などを聴取し、搬送先の医師引継ぎ時に伝えております。中には意識がなく周囲に誰もいないときなど聴取できない場合もございます。通院先の医師から傷病者本人や家族に緊急時や急変時の対応を伝えられている方もいると思われま。

議員のご提案は理解いたしますが、消防から医師に対して全ての患者様の急変時の指導を求めるのは難しいと考えます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私も難しいのは分かります。ジャンルの違うところをお願いしなければならぬということで、救急の現場だけでできるとは思っていないのは、私もそう思っています。全体に質問の答えを聞いてから考えることなんですが、救急要請から加療まで、より迅速に進められるようにシステムを改善していくことができるように思います。特に現場に到着してから行き先を探すのにかかる手間ですか、時間等はいくら既存のシステムがあるとはいえ、まだまだ改善できるのではないかと考えています。これは那珂市の救急の現場だけでやれることではなく、県や医療機関の取組も必要だと思いますが、A I技術の普及も進んでいる現状です。今後の進歩を期待したいと思います。

次の質問に移ります。

I T利用教育ツールの利用などについてです。

G I G Aスクールのスローガンで教育現場に電子情報機器が多く導入されました。

そこで、まず最初の質問、タブレットやコンピューターは紙媒体に比べて情報検索が早い、計算などの補助機能があるなどの利点がありますが、長時間の利用だと紙媒体に比べて目に負担がかかることが懸念されます。学校での利用状況で、この懸念に対して調査などの対応をしていますか。しているならどのような内容かお答えください。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

G I G Aスクール構想により、令和2年度にタブレットを導入した時点から、本市教育委員会におきましては、タブレット活用のルールを策定し、児童生徒及び保護者に周知しております。

その中で、目の健康につきましては、画面から30センチ以上目を離すこと、30分に1回は遠くを見て目を休ませること、目に負担がかからないよう、画面の明るさを調整することを明記し、ご家庭と連携して指導を行っております。

このような指導と併せまして、そのほか、本市のICT教育推進の指針である「那珂市E d T e c h（エドテック）プラン」、こちらにおきましても、健康面への影響に関する配慮を掲げ、児童生徒の状況を適宜把握することとしております。この状況把握の方法としましては、定期健康診断における視力検査の結果を活用しております。前年度に比べて視力が低下した者につきましては、担任や養護教諭が目の健康維持の注意点を指導するとともに、状況によっては、医師の診察を受けるよう勧めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 一応の対応というんですか、ケアはしているというふうに思います。

ですが、私も長くIT機器を使っています、それが会社なり何かに導入された初期というのは非常にこういうことが懸念されました。ただ、昔よりもモニターなどの性能がよくなっている、目の負担が軽減されていると思います。それから、現在でも目の負担が軽いのと重いので値段が全然違うんですね。その辺も考えに入れながら今後も注意していただきたいと思います。

次の質問です。

IT機器も物です。いずれ劣化や陳腐化が起きます。橋や道路などのように長持ちしません。更新には予算措置が必要ですが、どう捉えていますでしょうか。

また、国が進めてきた教育現場へのIT普及ですが、国の姿勢はどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、予算措置に関してお答えをいたします。

現在、児童生徒が使用しているタブレットは、令和2年度に導入されており、通常ならば

5年後の令和8年度が更新時期となります。現時点で更新時の財源や備品購入かリースかといった整備の方法など、国から示されているものはございません。

今後、国の動きを見ながら予算措置を行うこととなりますが、財源の確保は市としても重要です。ICT環境維持に必要な財政措置につきましては、先崎市長からも茨城県市長会、さらには全国市長会を通して、国に対して要望活動を継続いただいております。今後の経過を注視したいと思っております。

次に、IT普及に対する国の姿勢はとのご質問ですが、文部科学省では、学習指導要領において、学習の基盤となる資質、能力の一つに情報活用能力を位置づけており、その育成を図るためには、ICT環境の整備と活用は必要不可欠であると示しているところです。GIGAスクール構想におけるタブレットの普及も、この方針に沿ったものであると認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） その国の重点とする趣旨から考えれば、単に学校だけでなくいろいろな場面でIT機器を使えるということが大事かと思っています。

そこで、次の質問になりますが、現在、自宅学習でもIT機器を使えるように配慮しているということは承知しています。では、学童クラブではどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、公立学童保育所9か所におきましては、Wi-Fi環境は整ってございませんが、学童支援員が市と情報を連携するためのインターネット環境は整っております。現在、タブレットを使用した宿題の状況につきましては、各学童保育所を通じて各小学校へ確認を行っております。

具体的には、タブレットの使用が宿題の内容確認のためなのか、宿題自体をタブレットで行うのか、現在、タブレットは使用していないが、今後予定があるかなどの調査となっております。

また、五台学童保育所におきましては、既にタブレットを使用した宿題が出されており、タブレットを使用した宿題を行う際には、対象児童のみ学童保育所の場所から五台小学校へ移動し、教室を借りて宿題を行っております。学童保育所は小学校1年生から6年生までの児童がおります。カリキュラムの中で宿題の時間を設けてございますが、学年によって宿題の量やタブレットの使用頻度も異なると考えられます。

今後、タブレットを使用した宿題ができる環境を整えることは必要であると認識しておりますので、学童保育所へのWi-Fi環境の導入時期や学童内での使い方、学童支援員への指導について複合的に検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろ配慮しておられるようです。五台小学校では既にやっているところ。これからほかのところは調査するということですが、ちょっと今、答弁を聞いていて気になったことですが、宿題と言っているんですけども、宿題だけじゃないですよ、必要なのは。学習全般に必要なわけですから。その辺も配慮した調査をお願いします。

次の質問です。

学校でIT機器を使うことを教えていますけれども、卒業後は在学中に個人的に使っていた機器を使えなくなるのが現状だと思います。教科書などは支給されていますが、教科書よりも汎用性が高いタブレットは使えなくなります。経済的に余裕がある家庭では保護者が買い与えることも多いと思いますが、それには保護者の負担も生じることになります。現状はいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在、タブレットは学校の備品として整備しており、児童生徒に対して貸出しをしているものです。教科書とは異なり支給したものではないことから、卒業時に返却となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 現状は分かりました。つらつら考えると、小学校5年から中学卒業まで年数を考えると5年ですね。これはIT機器を5年から8年ぐらいの使用で更新すると仮定するとほぼ同じぐらいの期間、またはそれよりちょっと短いだけの期間です。5年使ったらすぐ使えなくなるものでもありません。それを考えると、使えるものも場合によっては破棄することがほとんどだと思います。それを考えまして、在学中は市の備品として管理しつつも、中学卒業時には支給できるようにしてもよいかと考えています。この流れができるためには、5年ごとに全数を入れ替えというのではなくて、5年ごとに必要な部分を補充していくという考えに切り替えることかなと思います。それをやれば予算負担も5年ごとに大量の予算が必要ではなくて、毎年平準化されるかと思います。ぜひ中学卒業時に支給することを検討してほしいと思います。これは今すぐ答えられないことは重々承知しています。

次の大項目に移ります。

給食費、ランドセルの無償化についてです。

最近、給食費の無償化を進める自治体が出ています。ランドセルについては、以前2020年の12月議会で支給を検討するように私は要請しました。最近ほかの議員からもランドセル無償支給の提案が出ていました。

質問です。近隣の自治体の実施状況はいかがでしょうか。また、必要な予算はいかほどでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、学校給食費の無償化についてお答えをいたします。

周辺自治体の状況ですが、日立市、城里町において実施しているほか、水戸市におきましては、本年度から中学生を対象に実施しております。

本市において、無償化を行う場合の予算額ですが、保護者から頂く学校給食費の総額に相当する額が新たな市の負担となります。令和5年度当初予算ベースで申し上げますと、小中学校の合計で約1億8,400万円が無償化に必要な予算となります。

次に、ランドセルの無償化についてお答えをいたします。

周辺自治体では、日立市において無償配布を行っております。

本市における予算額ですが、ランドセル工業会という団体が公表している昨年度の平均購入額5万8,524円を単価として算出した場合、本年度の新1年生に必要な予算額は約2,300万円となります。また、無償配布を行っている自治体の例を参考に、単価を1万円とした場合は約400万円の予算となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員、ここで暫時休憩入れますので、再開を11時15分といたします。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

花島議員、登壇願います。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 全国のランドセルの購入額の平均が5万8,000円を超えるというのはちょっと驚きでした。せいぜい2万円か3万円かと思っていたんですが、これを市に出せと言われてもちょっとびびりますよね。ただ、そんなに華美なものである必要はなくて、実用性があって、しっかりある程度期間使えるものをぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

私は2016年に議員になってから合併浄化槽の普及を求めてきました。那珂市は合併浄化槽の推進について、現在非常によい施策を進めていると私は考えています。

その上で質問します。

合併浄化槽の耐用年数と令和4年までに設置された合併浄化槽の基数についてお伺いしま

す。

○議長（萩谷俊行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（渡邊勝巳君） お答えいたします。

合併処理浄化槽の耐用年数でございますが、令和4年4月に環境省が策定いたしました浄化槽長寿命化計画策定ガイドラインによりますと、浄化槽の本体や機能の長寿命化対策を行わないものの寿命としましては30年、行った場合の寿命は50年となるということです。

また、令和4年度までに設置された基数でございますが、こちらにつきましては、下水道課が所管となりました平成17年からの実績値となりますけれども、浄化槽設置補助事業による補助を行った基数は1,810基となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 合併浄化槽の設置年について、下水道課で把握されているのは平成17年度からというお話でした。そのデータ対象の合併浄化槽は、まだ耐用年数には至っていないと思います。ですが、それ以前については、既に平均的な耐用年数を超過しているものもあるかと思えます。

そこでお聞きします。合併浄化槽の不具合などにより交換が必要となった場合、修理という場合もあるでしょうけれども、那珂市ではどのような対応を行っていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（渡邊勝巳君） お答えいたします。

合併処理浄化槽の交換が必要となった場合につきましては、現在実施しております浄化槽設置補助事業におきまして、市独自の補助制度を設けてございます。この補助制度の申請の際には、合併浄化槽の破損などの状況、法定点検の実施状況など、確認の書類が必要となりますが、この補助制度により個人の負担軽減につながるよう努めているところでございます。

なお、補助の金額につきましては、新規や転換の場合と同様に5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽では54万8,000円となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 新設とほとんど同じ額で補助できているということは非常にすばらしいと思います。

それで、最近の更新の補助の実績についてどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（渡邊勝巳君） お答えいたします。

過去3年間の実績となりますが、昨年度令和4年度につきましては2件、令和3年度が2件、令和2年度が1件となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 現状はまだ少ないということが分かりました。ですが、この先は多分増えていくと思います。平成17年以前の設置の基数も今後調査の上、今後への備えを求めたいと思います。

次の質問項目へ移ります。

額田地区コミュニティ広場について伺います。

額田地区にはコミュニティセンターがありませんが、コミュニティ広場はあります。これについて質問します。

額田コミュニティ広場については、広場の平面形が少し使いにくい形をしています。また、近くに額田城跡があるんですが、そこへ外部から訪ねてくる人の便に、駐車場を使おうと思っても額田城跡へのアクセスがあまりよくないです。その辺について地元から要望が出ていると聞いていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先日、額田コミュニティ広場拡張に係る要望書が額田地区まちづくり委員会から提出されました。要望の内容としましては、平成30年4月に広場を開設し5年が経過しております。今後の地域での活用方法などを地域団体と審議し、今般広場の拡張整備を望むという内容でございます。

本市としましては、要望内容を検討した上で回答してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 額田地区では、先ほど言いました額田城跡の調査、これが今年度から始まります。市の文化資産として、または観光対象としても整備していきたいところです。額田城へのアクセスと、地元のレクリエーションの場としてコミュニティ広場を有効に使いたいのので、地元の意向を酌んだ拡張の検討を求めます。

では、次の質問です。

ひまわりタクシーの利用状況についてお伺いします。

高齢者など自家用車の所有運転に難がある方々の多くが、交通手段に大きな不自由を感じています。その中でデマンド交通の意義は大きいと考えます。

質問です。ひまわりタクシーの利用件数、また高齢による免許返納者への利用券の配布数と利用率の現状はいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

まず、デマンド交通ひまわりタクシーの利用状況ですが、令和2年度が延べ1万6,805人、

1日平均57.4人です。令和3年度が延べ1万9,387人、1日平均66.2人、令和4年度が延べ1万9,516人、1日平均66.6人でございます。

次に、運転免許自主返納等支援事業における特別利用券の交付者数でございますが、令和2年度が129人、令和3年度が137人、令和4年度が143人となっております。

また、特別利用券の利用者数につきましては、令和2年度が延べ952人、令和3年度が延べ1,448人、令和4年度が延べ2,068人となっております、増加傾向でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 利用の状況は大体分かりました。

次の質問です。

用意されているデマンドタクシーの数で、市民の要請に応えられないことがどのくらいの頻度で起きていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

デマンドタクシーの車両につきましては、令和元年度の水戸市への乗入れと土曜日の運行の開始に合わせまして、4台から6台に増車しております。

これまでの利用実績につきましては、曜日別では火曜日と木曜日が多くなっております。また、時間帯別では午前9時の便、午前10時の便、午前11時の便、午後1時の便など、午前中を中心とした利用が多い傾向にありますが、各時間帯における1台当たりの平均乗車人数のデータからは、一番多かった月においても対応できているという状況になっております。

しかしながら、運行業者に確認しましたところ、特に午前10時の便の予約を希望する方が多く、月の何回かは一時的に乗車が集中してしまうという報告を受けております。そういった場合につきましては、乗車する時間帯や曜日を変更していただいたり、もう一社ある運行会社に誘導することなどして対応しているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ぎりぎりの運行、運用ということでしょうか。

次の質問ですが、前日に申し込まないとならないという不便を感じているという声を聞きました。空きがあれば当日でもできるようにできないのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

ひまわりタクシーの予約につきましては、当日でも利用時間帯の1時間前であれば予約が可能となっております。予約の受付時間につきましては、日曜日、祝日を除く午前8時から午後5時までとなっておりますが、朝の午前8時の便と午前9時の便に限り、前日の午後5時までにお問い合わせしております。また、日曜日や祝日を挟む場合は、直前の営業日の午後5時

までの予約となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 受付時間の都合で朝早くの便については前の営業日に申し込まなきゃならないということですね。分かりました。ですが、これについてはIT技術を使って改善できそうにも思います。そう思うんですけども、一方で利用者の多くが高齢者でIT機器の使用に不慣れですから、それを導入しても有効度が低い可能性もあるので、単純にやれとも言えませんが、将来の改善、検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

国道の整備についてです。那珂市内の国道で歩道周りの植物が茂り過ぎていて、交通の妨げになっている例がたくさんあります。また、歩道でなくても、車道を自転車で走る場合に妨げになっている場所が非常に多いです。

額田地区では、どなたかが斜面の草を刈っていただいていることが多いんですが、それでも十分ではないです。また、刈っていただいた草なんですけれども、その捨て場が難しく、刈ったまま積まれている場合があります。その場合、刈るのは比較的簡単なんですけれども、特に草の捨て場所が少し遠い場合、ちょっと容易じゃないんですよ。ですから、この辺のことを何とかしたいと考えました。

まず、市内の国道で歩道周りの植物を刈る管理はどんなふうになっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路管理者であります茨城県常陸大宮土木事務所に確認しましたところ、除草時期につきましては、例年8月のお盆前としております。

また、除草範囲は、刈り幅をおおむね70センチメートルとしていますが、各路線の状況により対応していきたいと伺っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 先ほど言いましたように、ボランティア的に刈っていただいた草の処分というのは、道路管理者側で考えていただけないかと思っているんですが、その点、大宮土木事務所の考えはどのようなふうに聞いていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

日頃より地域の皆様には、国道沿いなどの除草にご協力をいただき感謝申し上げます。ご協力いただいた除草の集積につきましては、路線の現場状況、また集積量も違うことから、事前に道路管理者へご相談していただきたいということでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 事前にというのはなかなか、私も1か所刈っているんですが、そこは捨てる場所があるんですけども、なかなか事前というのは難しいんですね。でも、事前であれば何か、対応してくれるかどうか分からないけれども、相談に乗っていただけるということでありがたいと思います。

次の質問です。

額田地区ですが、国道349の部分、大変暗いところが多いです。完全に明るくするようなことまでは求めませんが、歩道の通行にあまり支障がないような街灯の設置を管理者に求めていただきたい。

また、前にも言いましたが、路面が傷んだままのところの改善を管理者に求めてほしい。いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

まず、道路照明としまして、横断歩道部や交差点など、歩行者と接触する危険がある場所につきましては照明を設置しておりますが、単独の歩道への設置は、予定はないと伺っております。

なお、設置の要望につきましては、設置条件に合う箇所であるかどうか、事前にご相談いただきたいということでございます。

また、舗装の補修につきましては、土木事務所で計画的には進めておりますが、現場の規模、また工事費用等を含めて計画の中に入れられるかどうか検討していただくことになると思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。私一個人の考えだけでなく、地元の方とも相談して対応を考えていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告8番、花島 進議員の質問を終わります。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告9番、原田陽子議員。

質問事項 1. 移住定住促進における空き家バンクについて。 2. 生成A Iの活用について。

原田陽子議員、登壇願います。

原田議員。

〔2番 原田陽子君 登壇〕

○2番（原田陽子君） 議席番号2番、市民とつくる未来の会の原田陽子でございます。

通告に従いまして一般質問を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問事項、移住定住促進における空き家バンクについて、質問を進めさせていただきます。

近年の動向といたしまして、地方への関心、移住意向を示す東京圏の在住者が増加傾向にある中、新型コロナウイルス感染症を機にさらに地方移住への関心が高まっていると言われております。令和3年度全国の自治体の窓口に寄せられた移住に関する相談件数は32万件余り、過去最多となりました。それに関して総務省でもコロナ禍による地方移住への関心の高まりが背景にあるのではないかと見ておられます。特に東京近郊の場合、茨城県は人気県の一つのようとなっております。

さらに、日本の人口減少は大きな社会問題となっており、総務省統計局の2018年に出された人口推計結果の要約によりますと、日本の人口は2008年をピークに低下の一途をたどっていきます。それに伴う少子高齢化、労働人口の低下は、どの企業や自治体においても無視できない緊急課題ですが、特に人口減少によって大きな影響を受けているのが地方です。東京をはじめとする都市部への移住による若手人材の不足、無居住地の増加など様々な課題が生じています。

ただし、多くの自治体が人口減少に苦しむ中においても、人口を着実に増やすことに成功している自治体も少なくはありません。「住みたい田舎ランキング」では、北関東のエリアにおいて県北地域の常陸太田市や常陸大宮市がランキングされています。利便性のよい地域だけではなく、地方においても移住・定住の施策が成功している自治体があるということです。移住・定住の施策では実際の支援内容やその手厚さは各市町村ごとに異なります。

先ほど富山議員は子育て支援について扱われておりましたが、子育て支援もちろんでございますけれども、起業・創業支援をはじめ、様々な移住・定住支援策が実施されておりますが、その中でも空き家を活用した定住対策、空き家バンク制度で実績を上げている自治体もございます。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、全国で取組が進められています。空き家バンク制度の目的規定においては、空き家の有効活用を通して良好な住環境の確保といった目的が併せて盛り込まれているものの、その主たる目的は移住・定住の促進による地域の活性化にあります。

それでは、那珂市でも空き家バンクの制度取組がなされておりますけれども、那珂市における空き家の状況と空き家バンクの登録はどのような状況なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家につきましては、令和2年度に実態調査を行いまして、令和3年度には実態調査に基づく利活用等の意向調査を行いました。令和5年3月末現在の空き家につきましては、市全体で638戸となっております。地区別で申し上げますと、神崎地区が85戸、額田地区が61戸、菅谷地区が118戸、五台地区が121戸、戸多地区が37戸、芳野地区が77戸、木崎地区が51戸、瓜連地区が88戸となっております。

次に、空き家バンクの登録数でございますが、物件登録数は合計7件ありまして、そのうち4件が成約しまして、2件の取下げがありましたので、令和5年3月末現在で1件の登録となっております。また、利用者登録数は令和5年3月末現在で7人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 行われた実態調査によりますと、令和5年3月の時点で空き家は638戸、空き家バンク登録件数合計7件のうち成約が4件、取下げ物件が2件、そして現在の登録物件1件と、近隣の自治体に比べても非常に少ない物件の登録数であります。

私もこれをホームページで確認いたしまして、ちょっと驚いたところではございますけれども、それでは、令和3年には意向調査も行われたとのことですが、その意向調査からどのような状況が見られたのか、調査の結果についてお聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

意向調査につきましては、空き家の所有者やその管理者618件に調査票を送付しまして、322件、約52%の回答がございました。

意向調査の結果から空き家となった原因や今後の対応について分析しましたところ、まず相続の問題がございます。また、所有していても最低限の管理をするだけで、利活用や売却などの行動にまで踏み込めない傾向が見られました。

また、実態調査の翌年度に実施した意向調査の中では、空き家バンクを介さずに既に売却や賃貸をされた件数もありましたので、民間のみで空き家が流通している状況も見られております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 意向調査の結果を受け、空き家となった原因や今後の対応を分析されたようですが、現在、空き家バンクについては、どのようなことを課題として認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家バンクの課題としましては、意向調査に併せて、空き家の所有者に対し制度利用の

直接的な働きかけも行いましたが、思いのほか登録件数が伸びないところが現状でございます。

主な理由としましては、未相続や未登記の問題によりまして空き家バンクの登録要件を満たしていないことや、利活用や売却をしたいと思っているところではありますが、心情的に思い入れのある実家の売却などに至らないという状況が見られます。また、居住者が不在となり実態調査において空き家と判断された場合でも、所有者が適切に管理し使用できる状況であれば空き家ではないと認識している方もおり、売却や賃貸が選択肢に向かない傾向がございます。

空き家は個人の財産であります。所有者が管理できているうちに将来を見据えた方針を考えまして行動していく必要がありますので、今後、本市としましても、利活用や売却、取壊しなどの方策の助言や支援をしながら、空き家バンク制度の利用に向け、さらに周知や啓発に努める必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 那珂市に限ったことではないとは思いますが、核家族化が進行した現代では、子供世代は実家を離れてそれぞれの家を持っていることが多く、相続をきっかけに空き家になるケースが多いようです。また、相続人同士で意見がまとまらない、何代も続いた相続未登記で所有者多数など、所有者自身対応したくても対応が難しいケースも非常に多いのかもしれない。

そのような課題を認識して、市としても空き家バンクの利用に向けた周知や啓発に努める必要性を感じておられるようですが、空き家バンクの利活用を促進するためにどのような取組を行っておられるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

利活用を促進するために、空き家バンク制度への登録を促すチラシを作成しまして広告を行っております。令和3年度に空き家の所有者等に対する意向調査の際に、調査票と併せまして、市で作成した空き家バンクのチラシを同封しております。また、今年度は、市外に居住する市内に家屋を所有する方へ固定資産税納税通知書を郵送する際にチラシを同封し送付しております。

さらに、茨城県宅地建物取引業協会と連携しまして無料の相談会を実施し、空き家に関する困り事を専門家に相談できる機会を設けております。

今後も、空き家バンクの利活用を促進するために有効な手法があれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 固定資産税の納税通知書と一緒にチラシも同封して送付していることや相談会も実施されているということですが、それでは、空き家バンク制度の周知についてはどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

周知方法につきましては、先ほど説明しました建物の所有者へ直接的な働きかけをしておるほか、チラシや市のホームページ、また広報紙、庁舎内の動画モニターを利用して、広く制度の周知啓発を実施し、利活用の働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） チラシやホームページ、市広報紙など、周知啓発されているということですが、各自治体がこの空き家バンクに掲載している空き家などの情報について、自治体を横断して検索できるようにと全国版空き家・空き地バンクが構築されているようですが、全国版空き家・空き地バンクの活用はどのようにされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

全国に空き家バンクの登録物件を紹介する場としまして、一般社団法人移住・交流推進機構が運営しますニッポン移住・交流ナビ「JOIN」に掲載しております。

当市の空き家バンクにおいては、現在、紹介する物件数が不足している状況ですが、より効果的な物件登録のPR方法についても、先進事例などを参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 本市では、ニッポン移住・交流ナビの「JOIN」のサイトに掲載されているとのことですが、県内のほかの自治体を確認してみますと、アットホームやライフホームズなど、2社か3社のサイトを活用している状況が見られました。市のホームページよりも物件の写真が多く掲載されて情報量が多く、サイトのほうが検索がしやすいので利便性が高いと感じました。また、市ホームページから外部先サイトにリンクを張って、そこに行けるような工夫をしている市もございました。

空き家バンクのPRにもなりますし、ほかのサイトへの掲載を増やすことも私からここで提案させていただきます。

それでは、空き家バンク利用促進補助制度についてお聞きをしますが、制度の利用を促進するためには補助制度の拡充も必要だと思っております。今後、空き家の管理サービスを増やすことについてはいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家バンク制度に合わせました補助制度としまして、登録された空き家のリフォームに対して上限30万円の補助がございます。また、空き家に残存する家財の処分に対しまして、上限10万円を補助する制度を設けております。

空き家の管理サービスにつきましては、空き家等は個人の財産であり、市が踏み込んだ取組を行うことは難しい面もございますが、適正な管理が行われるように必要に応じた指導、また助言、案内を行ってまいります。

空き家の利活用は、地域の新たな移住者を呼び込み、地域の活性化につながるものでありますので、空き家バンク制度はその大きな柱の一つとなるものと考えております。

なお、利用促進補助制度の拡充等につきましては、他市町村の取組なども研究し、制度がより活性化するよう引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 空き家の管理サービスにつき空き家とは個人の財産であり、所有者が適正に管理すべきものとなり、市が踏み込んだ取組を行うことは難しいということですが、お隣の常陸太田市では、市内の空き家・空き地の利活用を促進するため、空き家のリフォーム工事助成金と家財道具等の処分費用助成金のほかに、空き家の点検や除草等費用の一部に助成金を交付しています。

昨日、遠藤議員がふるさと納税の返礼として空き家の管理サービスをご提案しておりました。私も所有者が遠方にお住まいの場合や高齢の方などにとって、また、近隣の住民にとっても空き家の管理サービスは非常に必要だと最近本当に感じております。

例えば、シルバーセンターなどと提携した管理サービスをつくり、空き家の管理の範囲や内容については、所有者とそのシルバーセンターなどと契約を交わす。そして、その費用の一部を助成するという空き家管理サービスの補助制度を検討するなど、補助制度の拡充をこの場で要望をさせていただきたいと思っております。

内閣府の「平成28年高齢者の経済・生活環境に関する調査」によりますと、現在の持ち家の将来的な予定について回答した高齢者のみの世帯の59%が、家族や親族が相続する居住予定はなし、また分からない。そして、特に考えていないと答えておられるようです。このことから分かりますように、高齢者のみの住まいは、相続を機に空き家になる可能性があります。2025年の問題もあり、空き家は今後増えていくという見通しもされております。早い段階で空き家バンク制度を知ってもらうことは、所有者にとっての選択肢も増えるということにつながります。

本市でもせっかくの空き家バンクの制度があるにもかかわらず、その制度があるということだけで、なかなか物件数が増えないということではなくて、今後、利用者を増やすため

の工夫をさらにしていただき、また、先ほど示された課題に取り組んでいく努力をここでお願いいたしまして、この項の質問は終わりにさせていただきます。

それでは、次の質問事項に移ります。

世界中でもC h a t G P Tなどで注目された文章や画像を自動で作り出す生成A Iを活用する動きが自治体や企業で広がってきています。C h a t G P Tは、政府や自治体が業務に活用する動きが相次ぐ一方、鳥取県では当面C h a t G P Tの使用を禁止としました。

県内では、導入に前向きな姿勢を見せる自治体がある反面、先行して導入した自治体の様子を見るにとどまる、導入には慎重な自治体との温度差が広がっているようです。

そこで、本市における生成A Iの活用について市の見解をお聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

C h a t G P Tを含む生成A Iの活用は、業務の効率化に有効であると認識をしております。しかしながら、活用をするに当たりましては、段階を踏んで慎重に進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 活用に当たっては慎重に活用を進めていくということですが、その慎重に進める理由について、どのような理由があるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

慎重に進める理由でございますが、生成A Iは、インターネット上の情報を主要な情報源として回答を作成していることから、その正確性、最新性に関して十分に確認をする必要があること。

また、生成A Iは、入力された情報を学習し、その学習した情報を回答の情報源として利用する可能性がありますので、情報を入力する際には個人情報や市の未公表情報が含まれていないことを十分に確認する必要があるということが慎重に進める理由になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） おっしゃるとおり、確かに業務の効率化に期待がかかる生成A Iではございますけれども、誤った情報の拡散や利用者の個人情報の流出、また著作権の侵害などのリスクが付きまといまいます。導入する際には、そのようなリスクを避けるための環境を整える必要があると私も思っております。

それでは、慎重に活用を進めていくに当たり、今後、試験運用や検討チームなどの設置やルールづくりはどのように行っていく予定なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

活用を進めるに当たりましては、ほかの市町村の運用事例も参考にし、DX推進室の職員のほか、希望する職員による試験運用を期間を設定して行いたいと考えております。試験運用後には、生成AIを有効活用できる業務分野の抽出、課題の洗い出しと整理を行い、本市の情報セキュリティポリシーに生成AIの活用ルールを定めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 活用を推進していくに当たりDX推進室も大変かとは思いますが、職員の中には既に個人でChatGPTを利用している方も絶対いらっしゃると思いますので、広く庁内からも意見を聞きながら進めていただけたらと思います。

では、先ほども申しましたとおり、ChatGPTの活用に関しましては、各自治体で温度差があり、自治体によっては県知事や市長の考えが大きく影響しているように感じている自治体もあります。

そこで、本市におきまして、生成AIの活用について市長からのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 原田議員さんからは、まさに今どきの話題、毎日メディアなんかでもこの生成AIのことについては登場しております。時宜を得た質問、ありがとうございます。お答えを申し上げます。

生成AIは、業務の効率化をする上で便利なツールであることは私も認識をしておりますので、今後、活用を進めていきたいと考えております。しかしながら、部長から説明がありましたように、個人情報や機密情報の漏えい、正確性の担保も指摘されておりますので、活用にあたっては、慎重に検討していく必要がございます。

また、生成AIによりインターネットから得た情報を利用する際には、人がその内容を精査することが重要になります。今後は、行政業務においても生成AIの活用範囲が広がることが予想されますので、今年度から配置した情報化統括責任者補佐官、CIO補佐官と言っておりますけれども、CIO補佐官のアドバイス等も参考にしながら、職員の生成AIを活用する能力や情報を利用する能力を研修などを通して高めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 市長もおっしゃるとおり、今後は行政業務においてもAIの活用範囲が広がり、AI活用力という新たなスキルがこれからは求められていくのではないかと考えております。

インターネットが普及して以降、当たり前のように行っていた分からないことはネットで

検索するという行動に、これからはチャットでA Iに聞くという新しい選択肢が加わり、私たちの生活に大きな影響を及ぼし始めております。今後は日常生活においても、A Iを当たり前のように使っていくことに間違いはなさそうな予感がしています。

本日の新聞記事によりますと、県では職員の積極的な活用へ向けたガイドラインが策定されたようです。那珂市においては、慎重な検討を進めていくということですから、生成A Iを安全に正しく利用し、業務の効率化が図られますように、ここでお願いをいたしておきます。

それでは、次に教育現場における生成A Iの活用についてお伺いしていきます。

教育や勉学に様々な影響が及ぶと見られるC h a t G P Tですが、国内の大学では利用の基準を示したり注意喚起を行うところも出てきております。

G 7での会合では生成A Iの教育への影響についての議論もされたようですが、A Iの活用に関するガイドラインの進み具合はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在、国において生成A Iを学校現場で利用する際のガイドラインづくりが行われておりまして、夏までに策定、公表するとされております。現段階で把握しているのはこの情報のみとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 国のガイドラインが夏までに策定、公表されるとのことですが、本市におきましては、C h a t G P Tをはじめとする生成A Iの学校現場での扱いについて議論はされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現時点では、まだ議論を始める段階ではございません。まずは、今後、国から示されるガイドラインの内容を確認したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 国のガイドラインが示されてからということですが、教育委員会といたしましては、学校教育へのその生成A Iの影響についてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

生成A Iは最新の技術です。学校教育への影響は、今後検証が進むものと認識しておりま

すが、現時点ではよい面、悪い面の両方があるものと認識しております。

例えば、A Iによる間違っただけの回答や作成したものが本人によるものか、A Iによるものか見分けられないといった懸念があるほか、子供たちの思考力や創造力への影響、個人情報や著作権との関連が問題視されております。その一方で、学習指導要領では、情報活用能力の育成を掲げており、新たな技術である生成A Iを使いこなすといった視点も必要です。

今後示される国のガイドラインでは、活用できる場面や禁止すべき場面などが具体的に示されるとともに、子供たちに及ぼす影響についても言及されるものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 教育委員会として現時点でよい面、悪い面を想定されておきまして、きちんと育成に関して新たな技術である生成A Iを使いこなすという視点もお持ちということがよく分かりました。

それでは、現時点での教育長のお考えにつきましてですけれども、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 今回、議員からは、生成A Iという、まさに最先端の技術について教育への影響というそういう観点からご質問をいただきました。

ご存じのように、近年のテクノロジーの進歩は、本当に目をみはるものがあり、今の子供たちが生きる時代は、変化が激しい反面、あらゆる可能性に満ちているものだ、そういうことを改めて感じているところです。

技術というものは、今、部長が申し上げましたけれども、使い方によって大変素晴らしいものになる反面、人間にとって不幸になったり恐ろしいものになったりするということもございまして。最終的には、その技術を使う人、人間の問題であり、個々人の人間性の生きようになりつものであると、このように思っております。そして、それがまさにその人間性を育てるのが我々教育の分野に携わる者だ、このように思っているところです。

子供たちには、知識や技術を正しく知って使ってほしい。そのためには、今後ますます、情報モラルの教育、あるいは道徳教育、こういったものが重要になってまいります。

このような視点も踏まえながら、今後国から示されるこのガイドラインの内容に基づいて、学校長と共に慎重に検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 教育長、おっしゃるとおり、A Iが進化しようと使う人間の問題であると、まさに私もそう思っております。

最近ではA Iリテラシーという言葉も聞くようになりました。A Iリテラシーを身につけるとは、A I分野における正しい基礎知識とA Iを適切に利用する能力を備えるということ

として言われているようです。

小中学生の場合は、AIを使った読書感想文などが懸念されておりますけれども、そのようなこともきちんと読書感想文の必要性を示していくこと、またAI関連の知識を求められる社会に子供たちを送り出す側として、ご答弁ありましたとおり、情報モラルや道徳の教育を重要とする教育を引き続き進めていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告9番、原田陽子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 寺 門 勲 君

○副議長（大和田和男君） 通告10番、寺門 勲議員。

質問事項 1. 職員の交通事故対策について。2. 那珂聖苑の補修工事について。3. 那珂核融合について。

寺門 勲議員、登壇願います。

寺門議員。

〔1番 寺門 勲君 登壇〕

○1番（寺門 勲君） 議席番号1番、寺門 勲でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、本年2月5日に執行されました那珂市議会議員補欠選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援により当選させていただき、那珂市議に就任いたしました。1票を投じていただいた市民の皆様に深く感謝すると同時に、皆様の思いを重く受け止め、市政の発展に尽力してまいります。

本日は、本市の様々な課題や現状、そして未来について質問させていただきますので、先崎市長並びに執行部の皆様のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、本市職員の交通事故対策についてでございます。

近年、経済の発展に伴い、職員が公用自動車または私有自動車を公務または通勤等に使用する期間が多くなるに伴い、交通事故発生も増加される傾向にあります。交通事故の原因の多くは運転者の交通法令違反または不注意によるもので、当然、未然に防止できるものであります。また、一たん交通事故が発生すると、被害者、加害者はもちろんのこと、周囲の者にも精神的、経済的に大なる損害を与え、ひいては市政執行上の障がいともなります。

令和5年5月30日の時点で那珂市内での交通事故発生状況は62件で、令和4年に比べて既に38件増えており、これらの点を十分認識し交通事故防止に努めなければなりません。

そこで、本市職員が絡む交通事故の件数ですが、過去5年間で交通事故の件数及び人身事故件数は何件だったでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

初めに、過去5年間の職員の交通事故件数をお答えいたします。平成30年度が31件、令和元年度が23件、令和2年度が27件、令和3年度が32件、令和4年度が22件となります。

なお、職員の交通事故につきましては、公務中、公務外にかかわらず当事者となった場合には報告をすることとなっております、当該件数は職員からの報告件数となります。

次に、人身事故の件数でございますが、対人または対人対物として報告された件数をお答えいたします。平成30年度が3件、令和元年度が5件、令和2年度が5件、令和3年度が3件、令和4年度が3件となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

決して少ない数字ではないと思いますので、本市職員が絡む交通事故のないよう事故を未然に防いでいかなければならないと考えます。

次に、現在、市の所有する公用車の台数及び車種別にどういう実態になっているのか、また本年4月に自治体の公用車が、車検が切れた状態で走行する事案が相次いで発覚しております。有効期間の確認を怠った単純なミスですが、救急車など緊急走行する車の車検が切れていたケースもありました。

昨日も新聞報道で、消防車4台に車検切れの期間があった事案が報道されております。職員が交代で乗る公用車は管理の意識が薄れがちと指摘する声もあり、電子車検証が広まると見落としが増えることも懸念されます。車検は車の安全を担保する大切な検査ですが、本市の現状と管理体制はどのように行われておりますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、本市が保有する公用車の台数は、軽自動車が60台、普通自動車が41台、バス、ダンプ、トラック、特殊車両などが19台、消防車両が43台、合計で163台になります。

公用車の管理につきましては、配置しているそれぞれの施設において、法定点検に加え職員による運行前点検を日常的に実施しております。また、自動車車検登録制度、いわゆる車検への対応になりますが、車検を迎える車両につきましては、年度当初に満了時期をそれぞれの施設に通知をし、車検の手續に漏れがないようにしております。

なお、ディーラーに車検を依頼している救急車や消防車などの緊急車両につきましては、ディーラーからの車検満了時期の案内も随時確認しながら、手續に漏れのないよう対応しているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

今後、それぞれの施設において那珂市公用車管理規程に基づき適切に管理をしていただきたいと思っております。

次に、本市の現在公用車の保有状況で道路交通法により各施設において安全運転管理者を1名、副安全運転管理者を必要人数選任し、届出しなければなりません。配置状況はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

安全運転管理者制度でございますが、事業所などが一定台数以上の自動車を使用する場合には、安全運転管理者とそれを補助する副安全運転管理者を選任して、事業所等における安全運転管理の責任の明確化と交通事故防止体制の確立を図ることを目的に定められた制度になります。

安全運転管理者につきましては、自動車5台以上で1名を、副安全運転管理者につきましては自動車20台ごとに1名を配置基準により選任することになります。

本市におきましては、本庁舎に安全運転管理者1名と副安全運転管理者2名を配置しております。それと、瓜連支所と消防本部にはそれぞれ安全運転管理者1名、副安全運転管理者1名を選任しております。そのほか総合福祉センターひだまり、なかL u c k y F M公園、西消防署にはそれぞれ安全運転管理者を1名選任しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するため、運転者に対して交通安全教育や運転に必要な業務を行わなければなりません。

そこで、安全運転管理者としての業務内容はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

選任された安全運転管理者は、公安委員会が主催する講習を毎年受講して、道路交通に関する法令の知識や安全運転に必要な知識などを習得し、安全運転の指導や車両の日常点検による安全確保と運転日誌の記録などの業務を行っております。

職員に対しましては、安全運転の指導として文書での注意喚起の呼びかけや研修会を開催するなど、職員一人一人の安全運転意識の醸成と安全な車両運行の確保に取り組んでおります。特に運転歴の浅い新規採用職員には、車両の日常点検方法や基本走行、各種道路状況に応じたブレーキングなど、運転に必要な実技研修を安全運転中央研修所において受講をさせているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

今後も着実かつ継続的に行っていただきたいと思っております。

交通事故の起きた要因というのは、その時点のデータがなければいろいろな判断基準があって、過失、損失という問題も出てきますので、ドライブレコーダーの設置が大変重要になってまいります。警察庁においても、その活用メリットについて周知がなされておりますが、公用車の配置状況はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ドライブレコーダーの設置により得られる効果といたしましては、職員が運転状況を録画されていることを認識することで、安全運転に対する意識の向上が図れること、また交通事故が発生した際、ドライブレコーダーの録画映像が事故の状況把握と原因究明に役立つと考えております。

このようなことから、本市におきましては令和元年度に全ての公用車にドライブレコーダーを設置したところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

また、飲酒運転を根絶するため、安全運転管理者による運転前後の酒気帯びありなしの確認が令和4年4月から義務化されておりますが、実施状況と今後の管理体制をどのように行っていくのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、令和4年10月より安全運転管理者補助人である各課の課長及び課長補佐、施設のセンター長などが公用車の運転開始前と終了後にアルコール検知器による酒気帯びチェックを行い、その結果を記録しております。また、現在使用しているアルコール検

知器は48台ございますが、使用回数や使用期間を確認し、定期的に更新をしているところです。

今後も道路交通法施行規則に基づき、アルコールチェックの実施と記録の保存を行い、検知器につきましても適切な維持管理をしてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

ぜひ今後も必要に応じて見直しを行い、継続した取組をしていただきたいと思います。

そして、安全な車両運行の確立のため、本市職員に対して今後どのような指導を行っていく、本市としてどのような取組をしていくのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、職員に対しましては、外部機関での研修受講や安全運転研修会の開催を継続して行き、車両の特性などについて理解を促進させるとともに、安全運転の重要性を喚起してまいります。

職員の過失による交通事故は市民の安全を脅かすだけでなく、公務員に対する信頼を損ねる行為であり、職員一人一人がその防止に努めなければなりません。職員が公私を問わず自動車を運転する際には安全運転と事故防止の徹底を図りまして、地域社会の交通安全に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

交通ルールを守るのはほかの誰でもなく、自分です。誰かに頼むものでもなく、誰かに頼まれて行うものでもなく、職員一人一人が自発的にかつ着実に行動しなければなりません。このような思いをお伝えして、次の質問に移ります。

平成13年の開業以来、市民の皆様にご利用いただいております那珂聖苑で雨漏りが発生しております。本年4月26日の雨天時に、那珂聖苑で現場の状況を確認してまいりました。

そこで、市民課では被害状況は確認しておりますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

雨漏りの被害状況の確認につきましては、那珂聖苑を所管する部署、こちらは市民課となりますが、公共施設を担当する部署である管財課と一緒に出向き、式場と火葬場機械室の雨漏りについて確認しております。

式場のトイレ前通路では、天井から壁を伝って床への雨漏りが、火葬場の炉の前のホールでは雨漏りによる天井の染みや剥がれを確認しております。火葬場機械室の雨漏りについて

は、4月の中旬、既に修繕を発注しており、ドレン排水の修繕作業に着手しているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

私も現場の状況を確認させていただいておりますが、今後さらに悪化していく可能性があるようにも思っております。ほぼ毎日ご利用いただいております当施設ですが、雨漏りや、それに伴うカビなどで、利用者の方への健康被害は発生していないでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

利用者の方からの健康被害については、これまでのところ施設の関係者から、あるいは市が直接といった情報は入ってはおりません。ですが、那珂聖苑は日々多くの方が利用する施設です。議員が懸念されております健康への影響が生じないように、施設の関係者と密に情報交換し、対応してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

今後も健康被害が発生しないためにも、これからの対策が大変重要になってきますが、雨漏りの多くは、防水シート継ぎ目の破断が原因だと考えられておりますが、安心して利用いただくために、これまでどのような対応をしてきたのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

これまでの対応につきましては、指定管理者が市へ報告した上で応急処置を行ったり、あるいは雨漏り箇所の調査を行い、市と協議をして緊急修繕を行ってまいりました。

これまでの対応箇所ですが、式場や火葬場の建物ではトップライトと呼ばれるいわゆる天窓の周り、笠木と呼ばれる屋根の縁をカバーする部分、屋根からの排水、これらの修繕とシート防水部の改修などを行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

式場トイレ前の雨漏りを利用者の方が見て大変不安に感じておられます。やはり雨漏りの検査を実施して、安心して利用いただくために、きっちり原因を特定した後に全面的な補修工事を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市の公共施設は、那珂市公共施設等マネジメント計画における公共施設長期保全計画で管理をしております。この個別計画を策定するための建物調査を那珂聖苑で予定をしております。どのような修繕手法で建物を長く利用できるようにするのか、さらなる調査が必要かなど、調査の結果に基づいて公共施設を担当する管財課と協議をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

天井の形や色も変わってきておりますので、緊急性・必要性を精査していただき、早急に対処していただきたいと考えております。

最後の質問でございます。

本市内にごございます量子科学技術研究開発機構那珂研究所内にある核融合の新たな大型実験装置 JT-60SA が設備の不具合から試験運転を再開したいとの説明を本年4月28日に那珂研究所が発表いたしました。JT-60SAは、平成25年1月から建設が行われてきましたが、これまで本市として国への要望は行ってきたのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

JT-60SAにつきましては、核融合エネルギーの実現のために国際熱核融合実験炉計画と並行いたしまして、日本と欧州が共同で実施するプロジェクトの中核を担うものでございます。現在、試験運転の再開を目指し準備を進めていると伺っております。

この研究を行っている量子科学技術研究開発機構那珂研究所に対する那珂市の取組といたしましては、研究所を応援するという観点から「地上に太陽をつくるまち 那珂」というのを発信することを目的にいたしまして、令和2年12月に那珂・核融合サポーターズというのを市民活動団体として結成をいたしました。現在、73の個人や団体の会員が所属しております。

普及啓発活動といたしまして、地区まちづくり委員会の方々と那珂研究所を視察案内したり、小学生のふるさと教室において那珂研究所と理科実験について共同出展したりするなど、核融合で世界をリードしている那珂研究所の研究内容や世界に誇れる研究所が市内にあることを知ってもらえるよう活動をしております。

要望活動につきましては、令和4年12月に市長から永岡文部科学大臣に核融合の研究開発のさらなる推進について要望書を提出するなど、国に対しての働きかけの取組などを実施しております。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

私もサポーターズの一員として活動させていただいておりますが、今後も国と連携して新たな地域振興策に取り組んでいただければと思っております。

核融合エネルギーは次世代のエネルギー源として大変期待されておりますが、先崎市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員より核融合エネルギーについてのご質問をいただきました。

私が市長に就任して那珂市を内外に発信しよう、そういうことを考えたときに、いろんな材料がありましたけれども、この核融合研究所の存在が意外と知られていない、そのことは事実だったように思います。そういったことから、先ほど答弁にもありました核融合サポーターズ、応援団をつくろう、そういうことを提案しまして、今日に至っております。核融合で発生するエネルギー、非常に安全で、大きなエネルギーが出せる、おそらく人類のエネルギー問題を一気に解決できるような、そういう可能性を持った大きな夢とっております。そういったことについて質問いただいたことに対しまして、まず敬意を表させていただきます。

回答を申し上げます。

核融合エネルギーは将来のエネルギーの長期的・安定的な確保と地球環境問題を解決することが可能な人類究極のクリーンエネルギーとして大いに期待をされております。

そのような中、令和4年9月には政府が統合イノベーション戦略推進会議において核融合戦略に係る有識者会議を設置し、核融合発電の実現、民間投資促進等、研究開発にとどまらず、社会実装につながる活発な議論がされました。また、本年4月には、核融合エネルギーを新たな産業と捉え実用化に向け加速化を図るフュージョン・イノベーション戦略を決定するなど、大きな期待を持って注目をしているところであります。

今日までの核融合研究開発は、市民の皆様の理解と協力により推進が図られてきたものと考えております。

昨年12月、永岡文部科学大臣にJ T-60 S Aの安全で安定的な運転と着実な研究開発の進展のみならず、国内外の大学等との連携による人材の育成や、新たな地域振興策への展開について要望してまいりました。このような国への要望活動にも引き続き取り組みながら、核融合の研究開発の推進を那珂市として後押ししてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

今後も市民の皆様の深い理解と協力を得ながら、慎重に対応していただきたいと思います。

最後に、これからも先崎市長をはじめ、職員の皆様には各施策について一層推進をしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告10番、寺門 勲議員の質問を終わります。

◇ 石川義光君

○副議長（大和田和男君） 通告11番、石川義光議員。

質問事項 1. 高齢者の孤独死について。 2. ごみ出し支援の経過について。

石川義光議員、登壇願います。

石川議員。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、高齢者の孤独死について、そしてごみ出し支援の経過について質問をいたします。

最初に、高齢者の孤独死についてお伺いをいたします。

人生の最期は、愛する家族に包まれながら、惜しまれつつ最期を迎えたい、誰もが自分の人生の最期について考えるのではないのでしょうか。しかし、現実はそのを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。高齢化社会が抱える問題は多様化し、加速しています。高齢者の就労問題、介護及び福祉の課題と改善、そして増加する高齢者の独り暮らしとその果ての孤独死です。

今回は、この高齢者の孤独死について、その問題点と対策をお伺いいたします。

まず、那珂市の高齢者数と高齢化率はどのような状況なのかを教えてください。また、独り暮らしの高齢者は何人おられるかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の高齢者数でございますが、令和5年4月1日現在1万7,566人で、高齢化率は32.7%となっており、平成30年4月1日時点の1万6,470人、高齢化率29.9%と比べまして、5年間で1,096人増加し、高齢化率も2.8ポイント上昇してございます。

また、独り暮らし高齢者数ですが、令和5年4月1日現在1,550人、平成30年4月1日時点におきましては1,229人という状況でしたので、5年間で321人増加してございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 近年、高齢者の孤独死をよく耳にします。孤独死の定義はどのようなもののでしょうか。また、社会的な問題になっている理由について伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

孤独死の定義につきましては、国から示されているものはございませんが、独り暮らしの

方が誰にも気づかれることなく自宅などで突発的な病気などで亡くなり、気づいてもらえない状態であると解釈してございます。

独り暮らしの方が高齢化に伴い近隣との交流や外出が減り、孤立する場面が増えることによって身体機能や認知機能の低下などにつながり、場合によっては独りで死を迎えてしまうということもあると考えます。

高齢化が進展する反面、総人口が減少に転じていること、また生活様式の変化などにより核家族が増え、結果として独り暮らしの高齢者が増加し、社会的孤立に陥りやすい状態にあることが社会的な問題になっている理由の一つであると考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 高齢者の孤独死によって行政が直接関わる問題にはどのようなものがあるのか、そしてどのように対応しているのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

高齢者の孤独死を確認した場合、警察署において事件か事故かの確認のため検死を医師に依頼することになります。その後、身元引受人の調査、確認を行うとされておりますが、身元引受人が不明であった場合、火葬や埋葬、遺品の整理などの問題が生じます。墓地・埋葬等に関する法律では、火葬または埋葬を行う者がいないとき、または判明しないときは死亡地の市町村がこれを行うこととされており、担当課におきまして火葬及び埋葬等を行う費用を予算計上し対応してございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 高齢者の孤独死における死者数の推移、男女比、死因について、分かる範囲で結構ですので教えてください。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、本市におきまして、高齢者の孤独死者数の推移や男女比、死因につきましては把握してございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 分かりました。

次に、高齢者の孤独死が増えておりますが、その原因はどのようなものかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

高齢者の孤独死が増えている原因につきましては、生活困窮による医療機関などの受診控えや介護サービスの利用控え、近所や自治会など地域における関わりの希薄化、未婚率の増加や核家族の進行で配偶者の死別などによる独り暮らしの高齢者の増加などが考えられると思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 高齢者の孤独死を未然に防ぐために、どのような対策、そして取組を実施しているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の高齢者の孤独死を未然に防ぐ対策や取組でございますが、主なものを挙げますと、民生委員や地域包括支援センターによる訪問、見守り協力事業所との協定締結、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業、高齢者等配食サービス事業、高齢者の居場所づくり、ふくし相談センターなどの関係機関とのネットワーク強化などを行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ただいまの答弁にありましたふくし相談センターは、どのような役割を果たしているのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ふくし相談センターは、福祉の総合的な相談窓口として、平成31年4月から市総合保健福祉センターひだまり内に設置しております。家庭や地域で生活する中で起こる様々な困り事や悩みに対して、専門の相談員と一緒に考えながら解決のお手伝いをしております。

どこに相談したらいいのか分からない、いろいろな問題を抱えていてどうすればいいのか分からないなど、福祉についての複合的な困り事がある方に対して、面接や電話、ファックス、メールなどで相談を受け付け、ワンストップ型の総合相談窓口としての役割を果たしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） すばらしい取組だと思います。この取組は、いわゆる重層的支援体制整備事業だと思いますが、この整備事業をもっと詳しく教えてください。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、子育てと親の介護が同時に発生するダブルケアや、80代の親が引き籠もっている50代の子供の生活を支える8050問題などにより、地域住民が抱える課

題が複雑化・複合化し、子供・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応が困難になってきた状況から、令和2年6月の社会福祉法の改正により創設をされました。

このような社会情勢の変化から、本市としましては、平成31年4月から設置しているワンストップ型の総合相談窓口であるふくし相談センターを拠点とし、複雑化・複合化した課題の相談を受け止め、関係機関と連携してつながり続ける支援体制を構築することを目的として、本年4月からこの事業をスタートしたところでございます。

具体的な内容としましては、包括的な相談支援体制を構築する相談支援、社会への一人一人の参加の機会を創出する参加支援、住民同士の顔の見える関係性を育成支援する地域づくりに向けた支援、この3つの支援を一体的に実施し、重層的なセーフティネットの構築を目指すものでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） この質問の最後になりますが、保健福祉部局の役割はどのようなものなのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

保健福祉部局の役割としましては、独り暮らし高齢者などを把握し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる環境づくりを行うことであると考えております。

また、孤独死を防ぐためには、各部局や関係機関が連携し一体的に支援していくことが非常に重要です。各関係機関の強みを生かした多様な取組を重層的に実施できるよう、包括的な支援体制の推進に努めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 孤独死は大きな社会問題です。決して人ごとではありません。孤独死対策には自治体の役割が大きな鍵となります。社会的孤立の背景にある地域住民の意識、そして生活スタイルを変えていくことが自治体に課せられる大きな役割であると思います。ただいまの答弁に、多様な取組を重層的に実施、また包括的な支援体制の構築に努めるとありました。期待をしております。

引き続きまして、ごみ出し支援について質問をいたします。

先ほど担当部長から、高齢者数と独り暮らしの高齢者数について答弁がありました。高齢者数、高齢化率、独り暮らしの高齢者数、全てにおいて増加をしております。令和2年の定例会での質問に対して関係機関の推計による数字が発表されました。今回特に注視しなければいけないことがあります。それは那珂市の独り暮らし高齢者数です。2020年1,190人に対して20年後の2040年1,370人、この数字は、先ほど申し上げましたとおり関係機関による推

計の数字であります。現実には2020年から僅か3年後の今年、2023年に1,550人に増加しております。20年後の推計数を大きくオーバーしております。

このような中、独り暮らしの高齢化は様々な問題を抱えており、その対策が急がれます。特に、ごみ出しが困難でありながら、必要な支援が受けられない独り暮らしの高齢者の問題であります。この問題をできるだけ早く解決をしなければなりません。

令和2年9月定例会一般質問で私からご提案をさせていただいた高齢者ごみ出し支援について、その後の経過をお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ごみ出し支援につきましては、那珂市介護予防生活支援推進協議会において継続して検討しております。

現在までの経過を申し上げますと、令和3年度には対象を自治会など小さな範囲とし、ごみ出し支援を必要としている高齢者宅からごみステーションまでごみを運搬するという方向性をまとめ、関係機関から意見を聴取いたしました。

令和4年度には居宅介護支援専門員や地域包括支援センターの協力を得て、ごみ出し支援を必要としている高齢者を把握するための調査を行いました。また、この調査結果につきましては、自治会などに報告するとともに、ご意見やご要望を聴取いたしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ごみ出し支援を必要としている対象者はどのような方でしょうか。また、令和4年度に実施した調査の結果、ごみ出し支援を必要としている高齢者世帯は何件ありますか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ごみ出し支援の対象者は、独り暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯のうち、筋力の低下などにより自分でごみを運ぶことができず、家族などからの支援も受けられない方としてございます。

また、調査の結果ですが、ごみ出し支援を必要とする世帯は、那珂市全体で116件という結果となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 今、既に116件の方が支援を求めています。明日にでも支援事業を開始する必要があると思います。ごみ出し支援の事業開始に向けて、今後どのように進めていくのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ごみ出し支援につきましては、事業実施に向けての課題はあるものの、協力をいただける自治会も一定程度あったことから、市内全域で一斉に事業をスタートするのではなく、スムーズスタートにはなりますが、モデル事業として実施する自治会を選定し、令和6年度の事業開始に向け準備を進めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 分かりました。

ただいま担当部長から、ごみ出し支援事業を令和6年度より開始すると明確に示されました。ごみ出し支援が必要とされる116件の世帯の方はもちろんでございますが、声を上げられないでいた方々も大変喜んでいただけると確信をしております。

高齢者世帯のごみを回収することは、高齢者世帯に食事を届ける、また在宅医療を提供することと同じぐらい生活に不可欠なことだと考えられます。この事業の答えを考えますと、高齢者や障がい者に優しいまちづくりの実現、そして地域の暮らしに役立つ事業であると考えます。

地域でできることは地域でやる、自治会などの近隣住民での助け合い気運を高める、そのような自治体での様々な福祉計画や制約がある中で、必ずしもその場に入れない人たちが存在をします。そういった本当に困っているのに声を出せない人たちを支援するためにも、とても大切な事業であると思います。

引き続き、現場の声と住民の声を拾い上げ、高齢者や、そして障がい者の方々が地域で安心して暮らせる優しいまちづくりの実現を願っております。

以上で質問を終わります。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告11番、石川義光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（萩谷俊行君） 通告12番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 太陽光発電設備設置及び管理運営について。 2. 活力ある農業の振興について。 3. 地域資源を活かした観光の振興について。 4. 市道の冠水対策について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門 厚議員。

[10番 寺門 厚君 登壇]

○10番(寺門 厚君) 議席番号10番、市民とつくる未来の会の寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初の質問は、太陽光発電設備設置及び管理運営についてであります。

この件につきましては、令和3年第4回定例会で大規模発電関係及び太陽光発電に関する本市の条例を設置という提案をしております。令和4年第3回の定例会におきましても、太陽光発電の市条例の設定、これについて提案をいたしております。

今回は、太陽光発電設備に関する適切な設置運営について、昨年の9月に答弁いただきました内容の以降どういう変化があったのか聞いてまいります。

太陽光発電設備設置及び管理に関する困り事や相談事項の対応についてですけれども、昨年の一般質問の回答で、太陽光発電に関する困り事や問合せ窓口は環境課と設定をされました。では、設定後、相談件数というのはどれくらいあったんでしょうか伺います。

○議長(萩谷俊行君) 市民生活部長。

○市民生活部長(平野敦史君) お答えいたします。

太陽光発電設備に関する問合せにつきましては、昨年9月以降、市民の方から、発電時に稼働するパワーコンディショナーというものからの音についてが1件、事業者からの設置に関する問合せが7件ございました。

以上です。

○議長(萩谷俊行君) 寺門 厚議員。

○10番(寺門 厚君) 問合せのみの7件ということで、いわゆる困り事の相談はなかったということですね。困り事相談窓口が環境課に設定される前は、農政課や土木課へ直接に相談や問合せが行ってございましたけれども、窓口設定後は農政課や土木課からの相談及び連携対応というのはどれくらいあったんでしょうか伺います。

○議長(萩谷俊行君) 市民生活部長。

○市民生活部長(平野敦史君) お答えいたします。

農政課や土木課から環境課への相談及び連携対応についてというご質問ですが、両方の課には太陽光発電施設の設置に関連する法令や制限など、事業地の状況を確認する問合せがあったことは把握しておりますが、問合せの内容は両方の課それぞれで整理されるものであり、環境課と連携して対応した事案はありませんでした。

以上です。

○議長(萩谷俊行君) 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 農政課や土木課所管の対応で特に環境課との連携対応はなかったと。相談するほどの込み入った事案がなかったということでしょうか。一件も相談事案がないというの、何かちょっと納得できないような気がいたしますけれども、先ほどの答弁で、農政課、土木課ともに問合せがありましたということですのでけれども、どういう対応をされたんでしょうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

農政課と土木課が環境課と連携して対応した事案はありませんでしたが、農政課では民地開発許可や立木の伐採等に関する問合せを、土木課では道路占有や河川管理などに関する問合せを受けております。

環境課のほうに太陽光発電施設を設置する問合せがあった場合には、設置に係る関係法令を所管する農政課及び土木課、農業委員会などと連携をいたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

環境課においては、関係各課との情報の共有化や適切な設備設置管理、運営面でも連携体制を密に取っていただき、本市の環境保全維持を務めていただきたいと思います。

次に、太陽光発電施設設備設置後の管理状況の把握についてですけれども、太陽光発電施設の工事完了後の現地確認、これはやっているんでしょうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

設置完了後の現地確認につきましては、地域から設置に関する要望があった場合など、状況に応じて現地確認を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

では、太陽光発電施設設置後の事業者の変更確認について、昨年9月以降、届出件数というのはあったんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

太陽光発電施設設置後の事業者変更の確認についてですが、設置後に事業者を変更する場合には、本市と事業者との協定に基づき、事前に変更内容について市へ届け出るようになっております。昨年9月以降につきましては、協定に基づいた事業者変更の届出が1件ございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 事業者の変更届は1件あったということですが、昨年の一般質問時の回答では、今後、地域からの要望がある場合など、状況に応じた現地確認を行うとありましたけれども、昨年以降、何件現地確認を行ったのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

昨年の答弁以降につきましては、地域からの設置に関する要望や現地確認を要する状況等はございませんでしたので、現地確認はありませんでした。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現地確認は行う場面がなかったということですが、当然、事業者等の変更等があった場合には、変更届を受理した後、実態確認の現場確認と電話による事業者確認は必要だと思いますので、ぜひ実施していただくことを要望しておきます。これは実際、地元の方も太陽光発電所の看板に書いてある電話番号へ電話すると違う事業所の方が出たという話も聞いておりますので、ぜひ実態確認は行っていただきたいというふうにお願いをしておきます。

では、変更等を把握した後、変更後の必要な管理指導、これは行っていますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

協定に基づく事業者変更の届出を受け把握した変更後の事業者に対して、管理指導についても国や県のガイドライン、市の要綱に沿って行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

もう一点、管理が必要な事項があります。それは、事業終了後の廃棄費用積立の履行確認です。

市内大規模発電所であるアフターフィット大和那珂太陽光合同会社の例で言いますと、内部積立方式で事業概要書に示されております施設の撤去日から起算して10年前の日から積立を始めるということになっています。積立履行確認はどのような方法で行うのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

事業者は撤去費用の積立を開始後に積立状況を経済産業省へ報告することになっておりますが、事業者と本市との協定においても本市に報告することになっております。

この積立では、外部積立方式と内部積立方式がありますが、原則、外部積立方式になります。外部積立の場合、電力広域的運営推進機関が管理を行い、公表されることと

なっており、内部積立ての場合は1年ごとに積み立てている積立金の額を公表することになっております。この公表により履行の確認ができることとなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 内部積立てで協定を結んでいる事業者は、市への報告があるということでございますけれども、協定を締結していない事業者、それから公表された当該報告書にて確認をする業者、この業者については必ず実施をされるよう要請をしておきます。

次は、適切な太陽光の発電施設の設置及び管理についてでございます。

昨年的一般質問の回答で、適切な太陽光の発電の施設の設置及び管理について、市としてできることを条例化も含め調査検討していくという回答をいただいておりますが、その後、具体的にどのような調査及び検討をされたのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

昨年、第3回定例会の答弁以降、国や県のガイドライン、本市の要綱に基づき、事業者への対応を強化し、事前相談の段階から詳細な説明と指導を行っております。

条例化の状況については、隣接自治体のうち常陸太田市と東海村、こちらが条例化をしております。これを踏まえ、議員勉強会での意見交換会や周辺自治体の条例の調査なども行ってまいりました。

今後も、その他の隣接自治体の動向や太陽光発電施設設置に関する相談件数の推移などを踏まえ、引き続き調査検討をしてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

相談件数が少なければ条例化は必要はないということではないと私は考えております。既に制定をしている自治体の状況を深掘りする必要があると思います。十分な調査及び分析、検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

太陽光発電設備設置及び管理運営に関する条例については、県内では既にたしか18例ぐらいもう作成されております。それは必要であるから作成をしているという状況でありますので、中身については、県や国では対応できないことは市町村で制定をし、自らの住民の安全・安心を確保し、事業終了後の廃棄物処理の適正処理の完全履行も含め、環境保全を推進していくためにも、やはり那珂市、本市の太陽光発電施設の適切な設置及び管理運営条例を制定されるよう、改めて強く要望をしておきます。

次は、本市の再生可能エネルギーの取組状況についてお聞きします。

本市は、ゼロカーボンシティ宣言をしてから3年が経過をしておりますが、再生可能エネルギーについては、私は以前も何回か質問をしております。その折の回答については消極的

な回答でございました。

今回、第2次那珂市総合計画後期基本計画で、やっとカーボンニュートラルの実現を目指すとして、再生可能エネルギーの取組について先進事例を参考に効果的な取組を検討すると、大変前向きな表現がされております。しかし、具体的な取組が記載されておりませんので、いくつか具体的事例についてお聞きをしたいと思います。

まず、ゼロカーボンシティ宣言をしている本市において、今後、PPA（電力販売契約）による電力供給、ソーラーシェアリングの推進をすべきと考えますけれども、どのように考えていますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員ご提案のPPA（電力購入契約）は、企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気をその施設で使うことにより、電気料金とCO₂排出の削減ができるという制度になります。

市は、令和2年度にゼロカーボンシティ宣言を表明しており、CO₂削減に積極的に取り組むこととしております。今年度、エネルギーの高度化に資する取組を率先的に進めるため、公共施設への再生可能エネルギー設備導入による脱炭素化促進等の可能性調査を行います。この調査を受け、今後、太陽光発電施設をはじめ、再生可能エネルギーの導入を進めていく中でPPA導入を含め検討を進めてまいります。

ソーラーシェアリングについては、農地の集積・集約が進めやすい転用が制限されている優良農地への設置を前提とした制度であるため、推進については農地や農家の耕作状況を踏まえ、支障が生じないよう慎重に判断してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

本市は、再生可能エネルギー導入調査を今年度実施をし、再生エネルギーの導入の具体的な数値目標や取組事項を整理した地域炭素ビジョンを策定していくということですので、PPAを含めた那珂市に合った再生エネルギーの取組をしっかりと検討し、導入をしていただきたいというふうに思います。

それから、ソーラーシェアリングについては、農地へのソーラーシェアリング設置により、作物と売電の両方から利益が得られるという仕組みでございますけれども、既に地域や学校などの必要電気を賄っている地域エネルギー供給基地となっております千葉県匝瑳市の民間事業者の例もありますので、今後ぜひとも調査を進めて検討してほしいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

次は、活力ある農業の振興についてであります。

本市の農業については、農業生産額約40億円、これは現在減っていると思っておりますし、ずっ

ともう変わっておりません。農業は那珂市の基幹産業と言われながら、農業人口の減少、農業後継者の不足、担い手の高齢化及び不足、不耕作地の増加がこの10年言われ続けておりますけれども、状況は何ら変わらず、さらに深刻化が増すばかりでございます。

解決策として、地域の農業活性化の方策を見いだす人・農地プランがございます。地域の農業をどうするのか地域で話し合いが行われてきております。

では、人・農地プラン推進についてお聞きします。

人・農地プラン進捗状況をアンケート調査や座談会等の実施状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

人・農地プランにつきましては、地域の農業者が話し合いに基づきまして、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確にし、市町村が公表するもので、平成24年に開始され、随時見直しを行ってまいりました。

令和元年度からは、人・農地プランをより実効性のあるものに見直し、これを核に担い手への農地の利用集積・集約化を加速していくため、人・農地プランの実質化に向けた取組を進め、各地区で意向調査アンケートを実施しまして、集計した結果を地図化し、後継者の有無などを見える化したところでございます。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域座談会の開催を延期しておりましたが、令和4年度は市内8地区で実施をいたしました。中心的な担い手への支援につきまして活発な意見交換をいたしました。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 人・農地プランは、今の農業の実態を地図に落とし込んで見える化したということが、やはり最大の効果だというふうに思います。

では、このアンケート調査や座談会を通して見えてきた課題というのはどういうものがあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和元年度から2年度にかけて実施しましたアンケートでは、農業者及び担い手の後継者不足、高齢化、耕作放棄地の増加といった回答が多い結果となりました。統計では、那珂市の認定農家の約半数が70歳以上であり、販売農家者数もここ20年で約半数に減少しており、遊休農地面積は横ばい傾向という結果となっております。

那珂市におきましても、全国的な傾向である担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地への対応が課題となっております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ここで議長の許可を得まして資料を配付させていただいております。こちらです。執行部と議員の皆さんにはサイドブックスのほうに入れてございます。

こちらは、令和5年2月に実施されました人・農地プランの更新部分ということで、対象地区の課題と農地集約に関する方針をまとめたものが、それぞれ地区別に出されております。それを一覧表にまとめたものでございます。

これをご覧いただきますと、まず上段のほうですけれども、地区内の耕地面積ということで表示がそれぞれ8地区ございます。後継者未定の農業者の耕作面積の割合とか、後継者不明の農業者の耕作面積の割合、あるいは地区内において今後経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計ということで、それぞれ示されております。

下の段につきましては、対象地区の課題とそれから認定農業者等の数、いわゆる経営体数ですね、それと4番目には農地集約に関する方針、今後、農地集約についてどういうことをやっていくかということが書いてあります。それぞれ該当する地区に丸印が打ってございますので、これでこの8地区の特徴がよく分かると思います。本当に深刻化が大変なところと、まだちょっと余裕がというか、少し何とかなるのかなという地区がこれでお分かりになるかと思えます。

ただいま答弁にありましたとおり、課題というのは、今ご覧いただいたように、担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地への対応が深刻であるということがよく分かると思います。

では、これらの課題をどのように解決していくのか、課題解決には地域計画策定を進めていくと聞いておりますけれども、地域計画策定及び実施状況について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、先ほどお答えいたしました農業を取り巻く全国的な課題を解決するに当たりまして、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することとされたところでございます。

本市においても、地域内外から農地の受入れとなる農業者を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるための地域での話し合いを実施することとなりますが、まずは取組が可能な地域から順次話し合いを進めていく予定となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 地域での話し合いで地域の目指すべき将来の農地利用の在り方を明らかにしていくと、そういう計画を策定していくことは、とても大事なことであり、私も思います。地域計画は、将来はもちろん、今こそどうするのかも大変大切なことで、この水田は誰が耕作するのかを一筆一筆決めていきながら、将来は誰が耕作をして何を作っていくのか、

経営は法人なのか、生産組合なのか、企業や事業者の経営なのかというところまで地域の皆さんで話し合い、決定をし、実施をしていくということだと私は理解しました。

そうしますと、地域の特性も加味し、話し合いには認定農業者の方ばかりではなく、兼業農家さん、地権者さん、地域代表の方等も含めて時間をかけてじっくり話し合う必要があると思います。できるだけ多くの方の参加が望ましいと思います。加えて、誰が、どこで、何を作り、どこへ販売するのか、利益はいくらなのかまで明確にしていく必要があると思います。

地域計画策定完了は令和7年と聞いております。今から地域で十分に話し合いを進めていくことは大変大事なことですけれども、今起きている解決すべき喫緊の課題についても、将来に先送りすることなく、しっかりと今解決していったほしいなというふうに思います。

地域で考え、地域で結論を出すことは間違いないのですけれども、行政は政策提案と地域計画策定へのフォローアップについては、最大限の労力を惜しみなく実行されるよう要望しておきます。

人・農地プランの目指すところは、持続可能な力強い農業を実現することであります。では、今後、持続可能な力強い農業実現のために何をしていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

持続可能な農業実現のためには、生産性と収益性が高く、効率的かつ安定的な農業経営をすることが必要であり、農業経営体の収益力の向上に資する取組への支援を継続する必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁にありましたように、農業は収益性が高くなければ担い手も後継者もなかなか手を挙げてくれない業種であります。米でさえ水利費、肥料、除草剤、害虫駆除剤、人件費、苗代等々払いますと、1反歩当たり10万円売上げがあっても、コストが上回り赤字となっている現状です。やはり利益を出し、きちんと経営ができる作物の開発、仕組みの策定が必要であります。

このことについては以前から、もうかる作物を早く開発してほしいという要望をしてきておりますけれども、まだ形も見えておりません。もうかる農業の取組について、もうかる栽培作物は研究開発できたのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

もうかる栽培作物の研究開発においては、なるみ園のご協力の下、平成30年度から令和4年度にかけて県事業として畑地かんがい実証ほ場のかん水効果について営農調査を実施し、収量の増加が確認できたことから、今後、整備が予定される畑地の基盤整備等への波及、推進により生産性や収益性の向上に資する提案ができるものと考えております。

また、特定の作物につきましては、かぼちゃブランドアッププロジェクトにより、年間を通した那珂市産のカボチャの生産と販路拡大を図っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） なるみ園さんには畑のかんがい実証、ほ場でもうかる作物、いわゆる畑かんにか合う作物の栽培研究に携わっていただき、成果が出てきたことは評価したいと思います。

カボチャのブランドアップをさらに進めながら、那珂市のもうかる作物はこれだというものを引き続き開発のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

もうかる農業の取組は、よいほ場がなくては成り立ちません。現行整備を進めている土地改良基盤整備は進んでいるんでしょうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

土地改良基盤整備事業については、新木崎地区と瓜連地区が県営事業として採択され、整備に向けた話合いを進めております。また、飯田寄居地区、額田北郷地区については、事業採択に向けた話合いを進めているところでございます。

この基盤整備事業によりほ場を大区画化するとともに、担い手への農地集積を図ることで生産性の効率化につながるよう事業の推進をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 耕作地の規模拡大は生産性の効率化のために不可欠であります。土地改良基盤整備事業の推進をよろしくお願ひしたいと思います。

この基盤整備事業というのは、1人でも反対がいると前へ進みませんので、その辺もよく農政課さんにはフォローアップのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

もうかる農業の取組において重要なことはもう1点、那珂市のブランド品開発について、開発状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、意欲的な農家の皆様とワークショップを重ねまして、市の現状を把握しながら意見を取りまとめ、「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクトを掲げ、このプロジェクトを具現化するため、さらにワークショップを重ね、令和2年度末に那珂市アグリビジネス戦略を策定いたしました。

この戦略では、農業の収益力向上を基本目標の一つに掲げ、その目標を達成するための取組の一つとしまして6次産業化、一次加工の推進による付加価値向上促進に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） アグリビジネス戦略推進事業で6次産業化や一次加工で那珂市ブランド品の開発を行っているということは分かりました。

農業の収益力向上と担い手育成支援進捗状況について、具体的な事業と実績はどのようなものがあるか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農業の収益力向上では、かぼちゃブランドアッププロジェクトによりまして、通年での出荷体制を目指し、春作の那珂カボチャ以外にも秋作カボチャの生産量を増加させ、他の産地との差別化を図る産地づくりへの取組を開始し、新たに3事業者と青果取引を開始したほか、一次加工によりまして製造したカボチャペーストについても、5事業者と取引を開始しております。

また、学校給食への納入拡大をはじめ、昨年度開催しましたマッチングフェアでは4件の商談が成立するなど、市と農家が一緒に取り組んでいるところでございます。

続きまして、担い手育成支援につきましては、新規就農者の確保及び育成を目的としまして、農家と行政が一体となって新規就農相談体制の強化や就農後の定着促進に係る取組を進めるため、那珂市農業担い手確保・育成協議会M I R A Iを令和3年度に設立いたしました。

令和4年6月には16名から成る農業支援アドバイザーを任命し、新規就農者への相談体制の強化を図り、この結果、5名の研修生がそれぞれの農家で研修を受けまして、うち2名が認定に向けた営農相談を実施中でございます。

このような取組によりまして、令和3年度より新規就農者の相談件数が増加しまして、令和3年以降は3名が新規就農をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） カボチャのブランドアップをはじめ、新しい取組の効果が出てきていること、担い手育成支援では、那珂市農業担い手確保・育成協議会M I R A Iによる新規就農者が確保できていることはよく分かりました。

収益力向上への新しい取組は、ややもすると継続性がなく、ビジネス化に不安があります。今回の様々な新規の取組については、ビジネス化ができていのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、収益力向上の取組における成果でございますが、令和3年度には、いい那珂マルシェなどのイベントで約200万円、令和4年度にも300万円を超えるなど、順調に売上げが伸びており、イベントを通じた販売は一定の成果が上がっております。

また、販路拡大の取組におきましては、学校給食への納入拡大をはじめ、かぼちゃブランドアッププロジェクト、マッチングフェアによる商談機会の拡充、販路の拡大などを通して、農業者のビジネス化への気運も高まりつつあり、一定の成果が現れてきているところでございます。

これらの事業により出荷量が増加、安定することで、農業経営の柱の一つになっている事例もありまして、マッチングフェアでは、商談が成立した事業者では規模拡大を検討している事例もあることから、取組を開始した事業においては、ビジネス化が図られていると認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 収益力向上と販路拡大への成果が出ており、ビジネス化の目途も立ちつつあるということは分かりました。今後のさらなる拡大を期待したいと思います。

1つ気になる点は、いい那珂マルシェ等で少数量限定でよくウェブ販売をやっておりますけれども、これも好評で、毎回、ネットで予約しようと思ったら、締切りというのが多々ありまして、なかなか買えないという状況も聞いております。固定化してしまうという心配と、少数なために、これ以上広がりが無いということを少し心配してございまして、さらに拡大を図るためには、例えばふるさと大使の方が東京にたくさんいらっしゃいますし、東京都民への会員制販売ですね、こういう制度を設けて量の拡大を図ってみてはどうかというふうに思いますので、検討していただきたいなと思います。

では、その販売拡大について、今後どのように推進していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

収益力向上、販路拡大の取組では、これまでの取組を継続するとともに、学校給食への那珂市産農畜産物の供給力をさらに高めていくため、生産者への働きかけの強化やインターネット販売の導入など、販路の多角化を目指した新たな内容に取り組みたいと考えております。

また、付加価値の向上促進に係る取組では、一次加工の需要の高まりを見据えまして、関係機関と連携しまして、那珂市うまいもん会議T R E V Iのプロジェクトによりまして、カボチャ、サツマイモのペーストなどを活用した商品の開発について支援をしたいと考えております。

担い手育成の取組につきましては、那珂市農業担い手確保・育成協議会M I R A Iの活動を引き続き推進してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 収益力向上、販路拡大の取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

次は、アグリビジネス戦略推進会議の進捗状況について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

アグリビジネス戦略推進会議は、外部有識者で構成する会議となっております。会議では、本戦略の進捗状況を報告し、取り組む方向性などの意見を聴取することで、PDCAサイクルにより持続可能性を高めていくための具体的な施策を展開する戦略となるよう設置しており、毎年開催をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

では、アグリビジネス戦略推進による稼げる農業の実現見通しについてどのように考えているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

経営規模、経営内容や事業拡大の希望など、農業経営者によって目指すべき方向性は様々でありまして、何か一つの事業を実施することで稼げる農業が実現するものではないと考えております。

農業経営者との話し合いを継続しまして、アグリビジネス戦略推進会議の意見等を参考にしながら、これまでの取組で成果のあった事業を継続し、またブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

さらに、道の駅整備による販路拡大を期待している農家の声も聞かれることから、新たに取り組む6次産業化、一次加工による商品の開発によりまして、販路拡大、収益力向上に向けた農家への支援を継続するとともに、一般農家への波及も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 本市の農業者は十人十色であります。もうかる農業の方法も多様化しており、1つの事業戦略では稼げる農業は実現しないと、私もそう思います。もうかる農業の実現には何を、いつ、どこで、誰がどのように作り、どこへ売するのか、いくら利益が上がるのかを、先ほどもありました法定化された地域計画を地域の農業委員、最適化推進委員さん、地域の中心経営体の耕作者の皆様、農地所有者、関係機関等とじっくり話し合い、地域の将来の農業の姿を明確に描き、実行しなければならないというふうに思います。

策定完了は令和7年3月ですけれども、これ計画ができてすぐ将来のあるべき姿が実現できるわけではありません。現在抱える切実な問題について、今から手を打っておく必要があります。

3つほどあるんですけども、まず1つは水田耕作についてですけども、水田耕作者の方から最近聞くのは、もう米を作れないという方ばかりでございます。高齢という理由もあるんですけども、作ってくれる人がいないという事情もあります。今後、急激な減少が予測されますので、この水田耕作者の減少対策はどのように考えていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

生産者の高齢化や今般の物価高騰等の影響によりまして、離農する米生産農家が増加することが懸念されます。対策として、まずは法人化や規模拡大によりさらなる経営発展を目指す意欲ある農業経営者を中心に支援を継続すること、また新規就農支援による新たな担い手を確保していく取組も継続していかなければならないと考えております。

さらに、経営所得安定対策による米生産農家への経営安定の支援継続も重要な取組となります。これらの対策と合せて、中長期的な取組となりますけれども、地域計画策定に係る地域での話し合いによりまして、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する取組も必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今できることと、中長期的な戦略をしっかりと検討し、実行してほしいなというふうに思います。

耕作者の減少は、耕作放棄地増の懸念が大であります。水田耕作放棄地の根絶はどういうふうにするのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市全体の遊休農地ですが、平成元年度は139ヘクタール、平成2年度140ヘクタール、平成3年度146ヘクタールとなっております、横ばいの傾向でございます。水田においても耕作条件が悪い農地などで遊休農地が発生している状況です。現状では水田の遊休農地を根絶することは難しいと認識しております。

しかしながら、先ほどお答えしました米生産農家への支援や地域計画策定における話し合い、中間管理事業の活用によりまして、農地の集積、土地改良基盤整備事業による生産性の効率化により耕作条件を向上させるなど、利活用が図られるように取組を継続してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） やはりこの田んぼは誰に作ってもらいたいという話し合いをしていく地道な活動の積み重ねが私は大事だと思います。それについては、農政課さんのほうにフォローのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

水田と同じく、耕作者未定が深刻な畑の活性化が急務であります。野菜等の栽培者不足も

深刻化しております。野菜栽培等小口農業者の確保、育成はどうしていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

地域農業を守るために、小規模だからこそ様々な価値が生み出せるものと考えまして、収益性の高い作物の導入等により農業収入を上げ、今後も継続して農業に取り組むことができる環境づくりが重要であると考えております。

経営規模、経営内容や事業拡大希望の意向などは農業者によりまして様々であり、その方に合った営農相談が必要になると考えております。今後も、茨城県農業改良普及センター、J Aや任意団体である那珂市農業担い手確保・育成協議会M I R A Iとの連携によりまして、園芸作物の技術的指導や経営相談などの支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 野菜等の販売先は、J A販売所、あるいはふれあいファーム芳野、とんがりはっと、市内各スーパーマーケット、それから市場ですね、いい那珂マルシェ、あるいは飲食店さん等、それと将来は道の駅も加わり、多種多様な販売先がございます。あとは、誰が何をどのように生産し供給できるかを明確にしていくよう養成、指導にて、生産者及び各販売先、そして消費者が三方よしという関係になりますよう、ご尽力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でこの項の質問を終わります。

次は、地域資源を生かした観光の振興についてであります。

新型コロナウイルス感染症で大変な打撃を受けた観光地や観光業界について、コロナ感染症が2類から5類へと扱いが変わり、今後、終息への期待が大きくなっています。そのような中、本市においても、八重桜まつりや様々なイベントが再開され、コロナ前に戻りつつある状況にあります。本市の観光について、コロナ後を考えてときに、本市の地域資源を生かし、観光を振興させるにはどうすればよいのかについて十分な考察が必要だと考えます。

そこで、本市の2大イベントの一つでありますひまわりフェスティバルの活性化についてお聞きしたいと思います。

ひまわりフェスティバルについて、市として本年度開催に当たり、新しい取組は何かあるんでしょうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員もご承知のとおり、ひまわりフェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和2年、3年度は開催できず、昨年度、規模を縮小した、感染症対策を行いながらの3年ぶりに開催することができました。

ひまわりフェスティバルは、市商工会の役員や市建設業協同組合、市レクリエーション協

会などの各種団体等で構成された実行委員会によりまして実施されるイベントでございますので、新たな取組に関しましては、実行委員会において協議していかなければなりません。まずは、出店数を従前に戻すなど、徐々に感染症拡大前の内容に近づけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） まずは、元の開催体制に戻すことから始めていくということでございますね。元に戻すということも大変な労力と努力が要ることだと、私もそう思います。

コロナ後は、観光客の動向に、全国でもバーチャル体感等の増加や楽しみ方の多様化などがあり、大きな変化が出てきているのではないかと考えています。お客様の志向や行動の変化への対応として、このひまわりフェスティバルも、まずひまわりの本数30万本から100万本へ増やすステップアップを図ってはどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわり畑に関しましては、耕作者と委託契約を結びまして作付をさせていただいているところでございます。しかしながら、高齢化によりまして、耕作が困難であるとの相談を受けているところでございます。また、最近では、鳥獣や病害虫被害なども発生しており、開花までの維持管理においても苦慮しているところでございます。

しかしながら、議員のご提案につきましては大変すばらしいものと考えておりますので、ひまわりフェスティバルのお出迎えという観点から、まずはシャトルバスの発着場となるJR上菅谷駅にプランターなどを利用しましたひまわりの設置について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 上菅谷駅のプランターによるひまわりのお出迎え、これは大変いいことだというふうに思います。市民一人一人の参加意識の高揚を図る意味でも、できれば各家庭での栽培もできるよう配慮いただければなというふうにお願いをしたいと思っております。

それから、ひまわりオイルについても、那珂市のブランド認証品でありながら、ここ二、三年はお祭りをお休みしておりましたので生産はないんですが、生産があるときに買おうと思っても、どこで買えばいいかわからない、あるいは買いたいときに在庫がないと、逆に、ある年は在庫が余って、頼むから紹介してという話もありましたし、本気で那珂市のブランド認証品を提供して消費者に喜んでいただくという認識があるのかどうか、もう一度初心に戻り、ひまわりオイルの那珂市ブランド品の知名度アップと安定供給を図ってはどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわりオイルは、市商工会が市の特産ブランド認証を受けまして実施しておる商品でございます。認証品であるPRにつきましては、ポスターの掲示、パンフレットの作成、各種イベント時において販売促進などを実施しているところでございます。

また、安定供給につきましては、台風や病害虫被害の影響により年ごとに収穫量が不安定な状況でございますが、昨年度から商工会より、ひまわりオイルの搾油業務を受託しております市内の社会福祉施設におきまして、ひまわりフェスティバルの会場とは離れた場所ではありますが、ひまわりのほ場を拡大したい旨の意向も伺っているところでございますので、今後の安定供給に向けた動きに期待しているところでございます。

道の駅の整備を見据え、ひまわりオイルを市の代表する特産品の一つとしまして、市商工会と連携し知名度アップを図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市を代表する特産品ということで、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

これについては、供給量の問題については、既に福祉施設のほうで栽培面積拡大ということで始めていただいているということもありました。これからのひまわりオイルの成長を期待したいと思います。

それから、コロナ後の観光客増加対策として、事前準備から観光客に参加してもらう種まき、あるいは観賞ですね、マイひまわりオイルも作ると。ひまわりフェスティバル開催準備への支援と祭りの両方を楽しむ体験コーナー制度を設けてはどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご提案の観光客に参加してもらう体験コーナーにつきましては、種まきをした観光客が自分のひまわりを見に来るといった循環が想定されますので、大変すばらしいものと考えております。

しかしながら、現在、ひまわり畑の播種及び管理作業につきましては、農家の方に委託している状況でございます。その中で、事前準備としてひまわりの播種作業が考えられますが、ひまわりフェスティバルに向けて、見頃を迎えるためには2か月前の限られた二、三日間に播種作業を実施しなければならないため、観光客の参加が難しいものと考えます。その代わりに、ひまわりフェスティバル会場におきまして、自宅などでひまわりの生育を楽しんでもらえるように、ひまわりの種の無料配布を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 当日の来場者には無料で配布し、各家庭で生育を楽しんでもらうこ

とは大変いいことだというふうに思います。そこから先は、これは体験コーナー制度の件ですけれども、米や野菜づくりができる農業の分野でも、体験型の参加仕組みづくりを実施していますので、農業分野とのコラボで何かできないかということを考えてほしいなというふうに思います。

本市を訪れる観光客は、目的である県の植物園や県民の森、一乗院や静峰公園、静神社、常福寺、額田城跡、鈴木家住宅、清水洞の上公園など多数の観光スポットを訪れ、そこだけを見て帰られてしまう。市内の食事どころも含め長く滞在していただける仕掛けが必要であります。このことについては以前から言われてきておりますが、なかなか実現ができていないという状況です。

そこで、3年前に県民の森植物園のリニューアルがされるとの話があり、その集客力を活用しようと本市の那珂インターチェンジ周辺の活性化が構想され、その活性化の一つとして道の駅構想案がつくられ、現在公表されているという状況です。

県立植物園、県民の森リニューアルについて、那珂市としての要望は出されているのかどうか伺います。また、県立植物園、県民の森とのコラボによるイベント実施などの活性化は考えているのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

茨城県植物園のリニューアルにつきましては、地域のにぎわいづくり、また活性化につながる契機として捉え、市としても大いに期待しているところでございます。また、その動向を注視しているところでございます。

那珂市の魅力をPRすることができ、地域の活性化につながる施設になるよう、効果ある適切なタイミングで要望や働きかけができるように、今後も茨城県の担当課と密な情報交換を進めていきたいというふうに考えております。

また、コラボによるイベント等につきましては、茨城県植物園とのコラボイベントについてですが、植物園の担当者が現在のいい那珂暮らし応援団の団員というふうになっております。そういうことから、植物園のイベントにおける周知のPRの提携、いい那珂宣伝部の取材先としての連携などを行っているところでございます。

茨城県植物園、県民の森はすばらしいローケーションでございます。今後も様々なイベントで相互に連携し、市の魅力発信や地域振興につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 県植物園や県民の森の利用案については、昨日、君嶋議員のほうからも質問がありました。今、答弁いただいた内容で、今後もしっかりと連携をしていっていただきたいなというふうには思いますけれども、さらに市内でアンケート等を実施するなど

して、地元住民の要望や意見等もしっかりと具申をしていただきたいなというふうに思います。

また、茨城県植物園、県民の森とのイベントのコラボを実現し、食事や休憩も含め市内の観光及び地域振興をさらに拡大すべく、しっかりと仕掛けと仕組みづくりですね、実際お金を落としていただく仕組みをどうやってつくっていただくか、真剣に考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく検討のほどをお願いしたいと思います。

以上でこの項の質問は終わります。

最後に、市道の冠水対策についてお聞きいたします。

これにつきましては、令和2年の第4回定例会で質問をして、そのときの回答が土のうを積んで対策しておきなさいよという話と、中長期的には雨水排水計画を整備していくという話がありました。そのときに、本市には雨水排水計画がなく、今後、計画を策定するよう要望もしております。

今回、また同じ話になるんですけども、私の地元で台風やゲリラ豪雨、大雨により大量の雨が降ると50センチも冠水してしまうT字路交差点がございます。通行障がいが発生しますし、交差点付近の方は、台風や大雨のたびに土のうを積んで対策をするということを毎回やっております。これについて、ひどいときは土のうの配給もなかったという話も聞いておりますので、いつになったらこの冠水防止対策が実現するのかお伺いしたいと思います。いつになったらこれ、冠水防止体対策はできるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

冠水対策につきましては、降雨時のパトロールや問合せ等により冠水状況を確認しまして、定期的な清掃や補修などにより対応しているところでございます。しかし、近年のゲリラ豪雨や台風の影響によりまして冠水箇所も変化しておりますので、気象状況を含め、冠水が心配される箇所について注視しながら被害の抑制を図ってまいります。

なお、流末の大規模改修、また整備については、複数年を要しますので、整備が完了するまでは定期的な清掃及び補修により対応してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 定期的な清掃や補修でしばらくは対応していただきたいという理解をいたしました。

土のうを積んでの対策は、いつになったらやられるのでしょうか。何とか早めの対応をお願いしたいと思いますので、ぜひよろしく検討のほどお願いしたいと思います。

最後は、本市の今後の雨水排水対策はどのようにしていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

雨水排水対策につきましては、令和4年度より春日川排水路の整備に着手しまして、そのほか2か所において実施しております。また、平成31年度には両宮排水路整備が完了しましたが、そのほか、過去3年間では9か所の排水路整備を行いまして、冠水対策を講じてまいりました。しかし、流末の未整備や構造の問題など解決すべき課題も多くありますので、計画的な排水路整備も必要と思っております。

今後は、市内をいくつかの排水区域に分けた中で、現在の排水路を有効に利用しながら、断面の確保などの改修を行いまして、排水機能を高め、雨水対策を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現状、雨水排水、合併浄化槽からの生活排水、市道の冠水対策は土木課、農政課、下水道課、政策企画課等で、それぞれの担当課で対応されております。気候変動による大雨、台風、ゲリラ豪雨等による冠水被害の増大が予想されており、那珂市として危機感の共有は必要であります。

被害は小さいものから大きいものまであり、計画的な雨水排水処理の対策が急務であります。方向性と具体的対策事項の策定と実施を速やかに進めていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告12番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第3号から第7号まで及び議案第29号から第38号まで、以上15件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第3号から第7号までの以上5件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第29号から第38号までの以上10件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう

望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、文書管理システムに搭載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認を願います。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時13分

令和5年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月16日）

令和5年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年6月16日(金曜日)

- 日程第 1 議案第29号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第30号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第31号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第32号 専決処分について(令和5年度那珂市一般会計補正予算(第2号))
議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例
議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)
議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)
請願第 1号 インボイス制度実施延期を求める意見書採択に関する請願書
- 日程第 2 議案第39号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議員派遣について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君

15番 笹島 猛 君

16番 君嶋 寿男 君

17番 遠藤 実 君

18番 福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	渡邊 荘一 君
総務部長	玉川 一雄 君	市民生活部長	平野 敦史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	渡邊 勝巳 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	小田部 茂生 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局長	澤 島 克彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤 裕一 君		

議会事務局職員

事務局長	会沢 義範 君	事務局次長	秋山 雄一郎 君
次長補佐 (総括)	三田寺 裕臣 君	次長補佐	岡本 奈織美 君
書記	田村 栄里 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◎表彰状伝達式

○副議長（大和田和男君） 会議に先立ちまして、全国及び茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功勞に対し表彰がありましたので、伝達を行います。

このたび、3名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し表彰を受けました。誠にめでたく、心からお喜び申し上げる次第であります。

それでは伝達を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰、20年以上在職議員として、議席番号16番、君嶋寿男議員、議席番号15番、笹島 猛議員、同じく15年以上在職議員として、議席番号4番、萩谷俊行議員。

茨城県市議会議長会表彰、20年以上在職議員として、議席番号16番、君嶋寿男議員、議席番号15番、笹島 猛議員、同じく15年以上在職議員として、議席番号4番、萩谷俊行議員でございます。

それでは、表彰伝達式を行います。

議席番号16番、君嶋寿男議員。

表彰状 那珂市 君嶋寿男殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、今回表彰規程によって特別表彰をい

たします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会 会長 坊 恭寿

代読でございます。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 君嶋寿男殿

あなたは市議会議員の職にあること20年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会 会長 須田浩和

代読でございます。

おめでとうございます。

議席番号15番、笹島 猛議員。

表彰状 那珂市 笹島 猛殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、今回表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会 会長 坊 恭寿

代読でございます。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市議会議員 笹島 猛殿

あなたは市議会議員の職にあること20年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会 会長 須田浩和

代読でございます。

おめでとうございます。

議席番号4番、萩谷俊行議員。

表彰状 那珂市 萩谷俊行殿

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、今回表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会 会長 坊 恭寿

代読でございます。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市議会議員 萩谷俊行殿

あなたは市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会 会長 須田浩和

代読でございます。

おめでとうございます。

なお、萩谷俊行議員には、全国市議会議長会より感謝状も贈られております。

それでは、ここで受賞者を代表いたしまして、君嶋寿男議員より謝辞がございます。よろしく申し上げます。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） 改めまして皆さん、おはようございます。

本会議前の貴重なお時間をいただき、このような場を設けていただきましたことを心より感謝申し上げます。

ただいま副議長よりご指名をいただきましたので、誠に僭越ではございますが、受賞者を代表いたしまして、感謝と御礼を申し上げます。

このたび萩谷俊行議長、笹島 猛議員共々、長年の議会活動に対しまして受賞の榮譽に浴しましたことは、市民の皆様はもとより議員各位、市長をはじめとする執行部の皆様、関係各位のご指導、ご支援のたまものであると心より御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、市民の皆様の安心・安全の確保と福祉の向上、さらなる那珂市の発展のため市民の皆様から信頼され、時代に即した開かれた議会の実現に向けて、これからも、これまで以上に尽力してまいりたいと存じます。

最後に、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、受賞の謝辞とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

令和5年6月16日、那珂市議会議員、君嶋寿男。

どうもありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 受賞されました各議員におかれましては、誠におめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。
本会議場の皆様にご連絡いたします。
携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。
総務部長から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） 今定例会に提出をいたしました議案の議案番号に誤りがありまし
たので、訂正をさせていただきます。
報告第2号から報告第6号を報告第3号から報告第7号に、議案第23号から議案第32号
を議案第29号から議案第38号に訂正をさせていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（萩谷俊行君） ただいま総務部長から申出のありました件につきましては、文書管理
システムに搭載した正誤表及び議案書のとおり訂正することといたします。

◎議案第29号～議案第38号及び請願第1号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第29号から議案第38号までの以上10件及び請願1件
を一括して議題といたします。
各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。
初めに、総務生活常任委員会、富山 豪委員長、登壇を願います。
委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（富山 豪君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。
まず、付託事件でございます。

議案第29号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）外8件です。
次に、結果でございます。

議案29号、議案第30号及び議案第32号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第33号から議案第38号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。
次に、理由でございます。

議案第29号及び議案第30号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

議案第32号は、本委員会の所管の部分は特に問題なく、妥当なものです。

議案第33号は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部の改正に伴い、本条例の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年延長するものです。

議案第34号は、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年延長するものです。

議案第35号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第36号の当委員会所管の部分は、特に問題なく、妥当なものです。

議案第37号は、西消防署配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

議案第38号は、消防団第6分団第1部配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。
委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第3号）外1件でございます。

次に、結果でございます。

議案第36号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第1号は、賛成少数で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。

議案第36号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

請願第1号は、10月1日から導入されるインボイス制度の延期を求め請願するものです。委員会では、請願者からの説明を受け、委員間で協議をした結果、インボイス制度を導入することで中小企業やフリーランスに影響を及ぼすことが懸念されることは理解できるが、市商工会や市へは、延期してほしい等の相談はないとのこと。また、質疑の中で請願者から、インボイス制度導入を中止したいという話があり、中止となると議論の論点が変わってくることから、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第31号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第31号及び議案第32号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第36号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第31号は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ及び低所得者軽減における5割軽減安定所得、2割軽減安定所得の基準額の見直し等について、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第32号及び議案第36号の当委員会所管分については、特に問題なく、妥当なものであります。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから、討論をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により議長より指名いたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島議員。自席でお願いいたします。

○9番（花島 進君） 請願第1号に、採択すべしとして意見を述べたいと思います。

まず、細かい理由を述べる前にインボイス制度と消費税について若干説明します。

末端の消費者から見れば、消費税というのは、物の価格に10%ないし8%をかけて支払われるものだけと感じておられる方も多いと思いますが、実際には、物を作る段階あるいは販売する段階で、複数の段階を置いていることがほとんどでして、その際、各段階にそれぞれ10%ないし8%の消費税がかかるわけではありません。仕入価格、そして売上価格の差、いわば付加価値に相当する部分に課税することになっています。末端の消費者から見れば、それは見えませんが、中間の販売者あるいは製造業者の中では、仕入れと販売の間で細かい計算が必要です。

そのような制度は今までもありましたが、小さな業者、特に零細の業者にとっては、そのような細かい処理をするのが大変です。また、実際には税を乗せることが必ずしもできるばかりではないので、減税措置というんですか減免措置がありまして、付加価値に相当する減額が年額1,000万円以下であれば納税を免除される制度になっています。ところが、このインボイス制度を導入することによって、登録業者になってインボイスを発行する立場になれば、いかに少額であろうとも全て納税しなければならなくなります。また、書類を作るための事務負担も大きなものになります。もとよりどのような業者でも等しく税を納めるべきとの考えはあります。ですが、小規模の業者あるいは零細の業者にとっては、そのような負担は非常に大きなものになります。

もちろんこのインボイスを扱わないということも選択できます。ですが、インボイスを扱わないとすると、それを売った先の業者があった場合に、そこで、先ほど言いましたような付加価値税の部分の計算ができなくなるということで、業者に忌避される可能性があります。売上げの減少になります。端的に言えば、これは国全体から見れば大きな増税になる、また、事務負担も増えるということになります。

先ほど言いましたように等しく税負担を受けるべきとの考えはありますが、今日の零細業者が置かれている立場から見れば、このインボイス制度は、広く導入するのは間違っていると私は考えています。本来は、そもそもインボイス制度の導入をすべきではないと考えていますが、当面は、10月から予定される制度の延期を求めているのが今回の請願の趣旨です。

私は、今述べた理由により、請願を採択すべしと考えています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより議案第29号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第30号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第31号

専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第32号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号））、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から第32号までの以上4件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第3号）、議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）、議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から第38号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、請願第1号 インボイス制度実施延期を求める意見書採択に関する請願書を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

念のために申し上げます。

これから行います請願第1号の採決は委員長報告に対するものではなく、請願第1号を採択にするか不採択にするかを問うものであります。

お諮りいたします。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩谷俊行君） 起立少数であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案第39号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第39号をご覧願います。

議案第39号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3億318万円を追加し、235億1,612万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、交通事業者等支援事業において、燃料費高騰の影響を受けているタクシー及び路線バス事業者を支援するための交付金を、市民自治組織電力等価格高騰緊急支援事業において、自治会の防犯灯に係る電気料金高騰分を支援するための交付金をそれぞれ計上するものでございます。

民生費については、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する住民税非課税世帯重点支援給付金事業、住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯当たり2万円を支給する住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金事業をそれぞれ計上するものでございます。

衛生費については、水道事業会計補助事業において、水道料金の基本料金及び量水器使用料を2か月間免除するための水道事業会計の負担金を計上するものでございます。

土木費については、都市計画マスタープランの一部見直しを行う都市計画見直し事業を計上するものでございます。

教育費については、給食センター運営事業において、食材費の高騰に対し、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供するため、賄い材料費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決いたしました。

本定例会で議決の結果、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、那珂市議会会議規則第43条の規定により、議長に一任いただきたいと思います。

◎議員派遣について

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により文書管理システムに搭載したとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに搭載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに搭載した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第2回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、11件の議案につきまして慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおりにご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的・効率的な市政運営を進めてまいります。

さて、本日の冒頭には、多面にわたる地方自治振興へのご功績が認められ、全国及び茨城県市議会議長会から大変名誉ある表彰を受けられた君嶋寿男議員、笹島 猛議員、萩谷俊行議員への伝達式がございました。表彰を受けられたお三方におかれましては、誠にめでとうございます。このたびの表彰は、市民の代表として誠心誠意その職務に精励してこられた結果であると、深く敬意を表する次第でございます。議会と行政は車の両輪にも例えられますが、よりよい市政の実現には、それぞれの立場から議論を尽くし、互いに尊重しながら、共に歩みを進めていく必要がございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） これにて令和5年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大和田 和 男

那珂市議会議員 富 山 豪

那珂市議会議員 花 島 進